

平成22年11月18日(木)開催

環境文化保健福祉委員会会議順序

開議時刻 午前10時
会議室 環境文化保健福祉委員会室

○ 開 会

1 付 託 事 件

2 協議又は報告事項

- (1) 平成22年11月定例会主要事項について (保健福祉部・環境文化部)
- (2) 「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(案)」に係るパブリック・コメントの実施について (保健福祉部)
- (3) 「改訂版 後期・新世紀おかやま母子保健計画(仮称)」素案に対するご意見の募集について (保健福祉部)
- (4) 平成22年度「障害者週間」に係る啓発活動について (保健福祉部)
- (5) 「ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度」初日行事について (保健福祉部)
- (6) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく排出削減計画の公表について (環境文化部)
- (7) 第6期分別収集促進計画について (環境文化部)
- (8) その他

○ 次回委員会 平成22年12月14日(火) 午前10時 開催

○ 閉 会

平成22年度11月補正予算額一覧表

平成22年11月18日

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	うち経済対策分		合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(244,189)	()	()	(244,189)	
		253,096	94		253,190	
	B 公 共	一般公共	(2,172)	(△ 316)	(58)	(1,856)
			28,815	2,056	2,746	30,871
	事業費	災害復旧	(566)	()	()	(566)
			10,030			10,030
		国直轄	(2,269)	(△ 25)	(2)	(2,244)
			9,159	323	919	9,482
	C 国庫補助事業費	(7,055)	(124)	()	()	(7,179)
		37,170	6,800	6,574		43,970
D 基 準 行 政 運 営 費	人件費	(178,816)	()	()	(178,816)	
		221,603			221,603	
	運営費	(23,524)	()	()	(23,524)	
		28,318			28,318	
E 単県行政施策費	(33,193)	(232)	(494)	()	(33,425)	
	77,311	6,432	5,942		83,743	
一般会計の計	(491,784)	(15)	(554)	()	(491,799)	
	665,502	15,705	16,181		681,207	
特別会計の計						
	282,652	53	53		282,705	
合 計	(491,784)	(15)	(554)	()	(491,799)	
	948,154	15,758	16,234		963,912	
企業会計の計						
	11,445				11,445	

()は一般財源

平成22年度11月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)		合 計 (A)+(B)
			うち経済対策分	
総 務 部	(194,750)	(9)	(9)	(194,759)
	205,907	174	174	206,081
県 民 生 活 部	(7,406)	()	()	(7,406)
	11,718	131	131	11,849
環 境 文 化 部	(3,268)	()	()	(3,268)
	5,141	196	196	5,337
保 健 福 祉 部	(84,341)	(146)	(20)	(84,487)
	108,242	4,063	3,684	112,305
産 業 労 働 部	(6,788)	(20)	(20)	(6,808)
	17,619	3,673	3,578	21,292
農 林 水 産 部	(18,023)	(△ 400)	(77)	(17,623)
	39,070	1,854	1,461	40,924
土 木 部	(16,866)	(220)	(408)	(17,086)
	69,730	4,474	5,817	74,204
警 察 本 部	(41,478)	(20)	(20)	(41,498)
	46,293	271	271	46,564
教 育 委 員 会	(116,102)	()	()	(116,102)
	159,014	869	869	159,883
諸 局	(2,762)	()	()	(2,762)
	2,768			2,768
合 計	(491,784)	(15)	(554)	(491,799)
	665,502	15,705	16,181	681,207

()は一般財源

平成22年度11月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
県	税	185,040		185,040
地方消費税清算金		33,247		33,247
地方譲与税		22,427		22,427
地方特例交付金		2,497		2,497
地方交付税		161,000		161,000
交通安全対策特別交付金		700		700
分担金及び負担金		4,878	301	5,179
使用料及び手数料		6,059	2	6,061
国庫支出金		75,958	10,579	86,537
財産収入		1,820	1	1,821
寄附金		4		4
繰入金		34,926	1,974	36,900
諸収入		11,676	178	11,854
県債		125,270	2,670	127,940
合 計		665,502	15,705	681,207

【歳出】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
議会費		1,537		1,537
総務費		47,924	595	48,519
民生費		92,666	568	93,234
衛生費		15,710	3,495	19,205
労働費		8,942	3,440	12,382
農林水産業費		38,055	1,854	39,909
商工費		8,693	139	8,832
土木費		62,496	4,474	66,970
警察費		46,293	271	46,564
教育費		171,002	869	171,871
災害復旧費		9,058		9,058
公債費		102,254		102,254
諸支出金		60,672		60,672
予備費		200		200
合 計		665,502	15,705	681,207

環境文化保健福祉委員会資料

1. 平成22年11月定例会主要事項について
 - (1) 平成22年度11月補正予算額 P. 1
 - (2) 岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例 P. 6
 - (3) 岡山県立児童福祉施設条例の一部を改正する条例 P. 8
 - (4) 岡山県暴力団排除条例 P. 13
 - (5) 公有財産の処分について P. 32

2. 「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）」に係るパブリック・コメントの実施について P. 37

3. 「改訂版 後期・新世紀おかやま母子保健計画（仮称）」素案に対するご意見の募集について P. 38

4. 平成22年度「障害者週間」に係る啓発活動について P. 41

5. 「ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度」初日行事について P. 43

平成22年11月18日
保 健 福 祉 部

平成 22 年度 11 月 補 正 予 算 額 一 覧 表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(68,838,504) 72,694,157	()	()	(68,838,504) 72,694,157	
	B 公 共 事 業 費	一 般 公 共	()	()	()	()
		災 害 復 旧	()	()	()	()
		国 直 轄	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(3,765,934) 22,426,146	(126,329) 3,889,189	(126,329) 3,889,189	(3,892,263) 26,315,335	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(5,104,368) 5,339,276	()	()	(5,104,368) 5,339,276
		運 営 費	(1,448,080) 1,606,539	()	()	(1,448,080) 1,606,539
	E 単県行政施策費	(5,183,801) 6,176,564	(20,000) 174,000	(20,000) 174,000	(5,203,801) 6,350,564	
	一般会計の計		(84,340,687) 108,242,682	(146,329) 4,063,189	(146,329) 4,063,189	(84,487,016) 112,305,871
	特別会計の計		326,042			326,042
合 計		(84,340,687) 108,568,724	(146,329) 4,063,189	(146,329) 4,063,189	(84,487,016) 112,631,913	

()は一般財源

平成22年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	新型インフルエンザ対策推進費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(41,916) 74,211	(126,329) 378,987	(126,329) 378,987
説明	<p>新型インフルエンザワクチン接種助成事業費 0 → 378,987 新型インフルエンザワクチン接種を受ける接種対象者のうち、市町村が定める低所得者等の費用負担の助成に要する経費</p>		
分類	事項名	子宮頸がん等ワクチン接種促進事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	()	() 3,116,071	() 3,116,071
説明	<p>1. 子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進 0 → 2,596,871 臨時特例基金積立金 市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ(ヘモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を助成するため、国から交付される子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を原資として県に造成する「子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金」に積み立てるもの</p> <p>2. 子宮頸がん等ワクチン接種促進事業費 0 → 519,200 市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ(ヘモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業に要する経費補助</p>		

()は一般財源

平成22年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	介護保険施行事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(25,299) 54,063	() 4,000	() 4,000
説明	医療的ケア研修体制整備事業 0 → 4,000 医師・看護職員との連携・協力の下に、介護職員等がたん吸引等の医療的ケアを適切に提供するために必要な研修用機器等の整備に要する経費		
分類	事項名	介護職員処遇改善・介護基盤整備事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	() 6,224,052	() 388,131	() 388,131
説明	介護基盤緊急整備等臨時特例基金積立金 6,888 → 395,019 地域密着型施設に係る消火設備等を緊急に整備するため、国から交付される介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」に追加積立てするもの		
分類	事項名	障害者更生援護施設費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(10,263) 26,920	() 2,000	() 2,000
説明	医療的ケア研修体制整備事業 0 → 2,000 医師・看護職員との連携・協力の下に、介護職員等がたん吸引等の医療的ケアを適切に提供するために必要な研修用機器等の整備に要する経費		
C分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(3,765,934) 22,426,146	(126,329) 3,889,189	(126,329) 3,889,189

()は一般財源

平成22年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	地域活性化対策事業費	
E	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	()	(20,000)	(20,000)
		174,000	174,000
説明	<p>国の1次補正予算に計上された「地域活性化・きめ細かな交付金」及び「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、要保護児童に対する相談機能の強化を図るとともに、県立施設の改修等を行うもの</p>		
E分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(5,183,801)	(20,000)	(20,000)
	6,176,564	174,000	174,000
一般会計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
の計	(84,340,687)	(146,329)	(146,329)
	108,242,682	4,063,189	4,063,189
合計	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(84,340,687)	(146,329)	(146,329)
	108,568,724	4,063,189	4,063,189

()は一般財源

平成22年度繰越明許費予定額一覧

(単位:千円)

款	項	事業名	繰越予定額	備考
03民生費	01社会福祉費	地域活性化対策事業	133,769	南部健康づくりセンター冷 温水機分解整備等工事 41,357 基幹型地域生活支援セン ターデイケア訓練棟改修 工事 42,380 食の安全・安心確保等検 査機器等整備事業 27,437 動物愛護センター機能強 化事業 22,595
	合	計	133,769	

岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例案要綱

担当課 保健福祉部健康推進課

項 目	記 載 欄
案の内容	岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金を設置する。
制定理由	国が県に交付する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金により、市町村が実施する子宮けいがん等に対するワクチンの接種事業を促進するため、岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金を設置する必要がある。
案と予算 措置との 関係	平成22年度11月補正予算案に計上予定
備 考	

岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例

(設置及び目的)

第一条 国が県に交付する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金により、市町村が実施する子宮けいがん等に対するワクチンの接種事業を促進するため、岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができるとができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制定理由

国が県に交付する子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金により、市町村が実施する子宮けいがん等に対するワクチンの接種事業を促進するため、岡山県子宮けいがん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金を設置する必要がある。

岡山県立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部子ども未来課

項 目	記 載 欄
案の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 題名を岡山県立成徳学校条例に改める。 2 岡山県立玉島学園及び岡山県立津島児童学院を廃止する。 3 その他規定の整備を行う。
改正理由	<p>岡山県行財政構造改革大綱２００８の取組方針に基づき、岡山県立玉島学園及び岡山県立津島児童学院を廃止する等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

岡山県立児童福祉施設条例（昭和四十一年岡山県条例第十六号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

岡山県立成徳学校条例

第一条中「に基づく児童福祉施設を次のとおり」を「第四十四条に規定する児童自立支援施設として、岡山県立成徳学校を岡山市に」に改め、同条の表を削る。

第二条から第九条までを削る。

第十条中「第一条の児童福祉施設」を「岡山県立成徳学校」に改め、同条を第二条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の岡山県立児童福祉施設条例第六条第一項の規定により指定管理者の指定を受けたものに係る同条例第七条及び第八条の規定の適用については、なお従前の例による。

（岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）

3 岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

改正理由

岡山県行財政構造改革大綱二〇〇八の取組方針に基づき、岡山県立玉島学園及び岡山県立津島児童学院を廃止する等所要の改正を行う必要がある。

第八条 知事は、玉島学園又は津島児童学院の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第九条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

(管理)

第十条 この条例に定めるもののほか、第一条の児童福祉施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(管理)

第二条 この条例に定めるもののほか、岡山県立成徳学校の管理に關し必要な事項は、知事が別に定める。

に關すること。

(指定管理者の公募)

第四条 知事は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、第三条に規定する業務に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、次の各号のいずれにも該当するものうちから最も適当と認めるものをそれぞれ指定管理者として指定するものとする。

一 第三条第一号に規定する業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

二 事業計画の内容が玉島学園又は津島児童学院の入所児童に対する適切な処遇を確保することができるものであること。

三 事業計画の内容が玉島学園又は津島児童学院の施設の機能を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

四 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

五 その他玉島学園又は津島児童学院の管理を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(事業報告書の提出)

第七条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告等)

岡山県立児童福祉施設条例新旧対照表

新

岡山県立成徳学校条例

(設置)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十四条に規定する児童自立支援施設として、岡山県立成徳学校を岡山市に設置する。

旧

岡山県立児童福祉施設条例

(設置)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に基づく児童福祉施設を次のとおり設置する。

名称	種類	位置
岡山県立玉島学園	児童養護施設	倉敷市
岡山県立津島児童学院	情緒障害児短期治療施設	岡山市
岡山県立成徳学校	児童自立支援施設	岡山市

(指定管理者による管理)

第二条 岡山県立玉島学園（以下「玉島学園」という。）及び岡山県立津島児童学院（以下「津島児童学院」という。）の管理は、第六条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にそれぞれ行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第三条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 児童福祉法第四十一条又は第四十三条の五に規定する目的の達成に必要な業務
- 二 玉島学園又は津島児童学院の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、玉島学園又は津島児童学院の運営

岡山県暴力団排除条例案要綱

担当課 警 察 本 部

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
制定理由	<p>暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与する必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

1 目的（第1条関係）

暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義（第2条関係）

この条例の用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (6) 関係団体 法第32条の2第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

3 基本理念（第3条関係）

暴力団の排除は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、国、市町村、県民等及び関係団体の連携及び協力の下に推進されなければならないこととする。

4 県等の責務（第4条～第6条関係）

- (1) 県は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとする。
- (2) 市町村は、基本理念にのっとり、県、国、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策の推進に努めるものとする。
- (3) 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもたず、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、連携及び協力を図りながら取り組むとともに、県、国、市町村及び関係

団体が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(4) 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県、国、市町村又は関係団体に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

5 基本計画（第7条関係）

県は、暴力団の排除に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、暴力団の排除に関する基本的な計画を策定するものとする。

6 推進体制の整備（第8条関係）

(1) 県は、国、市町村、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(2) 県は、暴力団の排除に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

7 公共工事等における措置（第9条関係）

(1) 県は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市町村は、(1)の措置に準ずる措置を講ずるよう努めるものとする。

8 公の施設の利用における措置（第10条関係）

県（地方自治法に規定する指定管理者を含む。）は、公の施設の利用が暴力団を利することとなると認められるときは、別に条例で定めるところにより、利用を拒むこと若しくは利用の許可を与えないこと又は利用の許可を取り消すことができることとする。

9 保護措置（第11条関係）

警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団又は暴力団員等から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護体制の確立、保護対策の実施に必要な資機材の貸付けその他の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

10 啓発活動（第12条関係）

県は、国、市町村、事業者及び関係団体と連携し、及び協力して、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

11 学校等における措置（第13条関係）

(1) 県は、学校教育法に規定する学校及び専修学校において、青少年が暴力

団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

(2) 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

12 暴力団事務所の開設及び運営の禁止（第14条関係）

(1) 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならないものとする。

ア 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）又は専修学校（高等課程を置くものに限る。）

イ 児童福祉法に規定する児童福祉施設又は児童相談所

ウ 社会教育法に規定する公民館

エ 図書館法に規定する図書館

オ 博物館法に規定する博物館

カ その他公安委員会規則で定める施設

(2) (1)の規定は、暴力団事務所であって、その開設後に(1)アからカまでのいずれかの施設が設置され、又は設置されることが決定したことにより(1)の区域内において運営されることとなったものについては、適用しないものとする。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでないものとする。

13 利益供与の禁止等（第15条関係）

(1) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(2) 暴力団員等は、事業者から当該事業者が(1)に違反することとなる金品その他の財産上の利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定する者に供与させてはならないものとする。

14 暴力団の威力の利用等の禁止（第16条関係）

(1) 事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動を助長する目的で、暴力団員等をその行う事業に利用し、又は従事させてはならないものとする。

(2) 事業者は、(1)に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威

力を利用してはならないものとする。

15 契約時における措置（第17条関係）

- (1) 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときであって、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約を締結しないよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときは、当該契約の条項として、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することが判明したときは当該契約を解除する旨を定めるよう努めるものとする。
- (3) 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを誓約する書面を提出させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

16 不動産譲渡者等の講ずべき措置等（第18条関係）

- (1) 県内に所在する不動産の譲渡、貸付け又は交換（地上権の設定を含む。（2）から（4）まで及び17において「譲渡等」という。）をしようとする者（（2）、（3）及び17（1）において「不動産譲渡者等」という。）は、当該契約の相手方に対し、当該不動産が暴力団事務所の用に供されるものでないことを確認するよう努めるものとする。
- (2) 不動産譲渡者等は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないものとする。
- (3) 不動産譲渡者等は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を書面で定めるよう努めるものとする。
 - ア 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨
 - イ 当該契約の相手方が当該不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨
- (4) 譲渡等をした者は、当該譲渡等に係る契約の相手方が当該譲渡等に係る不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、速やかに当該契約を解除するよう努めるものとする。

17 不動産の譲渡等の代理等をする者の責務（第19条関係）

- (1) 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産譲渡者等に対し、16の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならないものとする。
- (2) 不動産の譲渡等の代理又は媒介をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該代理又は媒介をしてはなら

ないものとする。

18 説明又は資料提出の請求（第20条関係）

公安委員会は、13、14、16(2)又は17(2)に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、これらの施行に必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができることとする。

19 勧告（第21条関係）

公安委員会は、13、14、16(2)又は17(2)に違反する行為があったときは、当該行為をした者に対し、暴力団の排除について必要な勧告をすることができることとする。

20 公表（第22条関係）

(1) 公安委員会は、18により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出をしなかったとき、又は19により勧告をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができることとする。

(2) 公安委員会は、(1)による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならないこととする。

21 市町村条例との調整（第23条関係）

(1) 県は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、当該市町村がこの条例の目的の全部又は一部を達成することができることを認めるときは、当該市町村の区域について、この条例の規定（当該目的に係る部分に限る。）を適用しないこととすることができることとする。

(2) (1)によりこの条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、公安委員会規則で定めることとする。

22 罰則（第25条・第26条関係）

(1) 12(1)に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとする。

(2) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して(1)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても(1)の罰金刑を科することとする。

(3) 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用することとする。

別 紙（附則関係）

1 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 経過措置

この条例の施行の際、現に運営されている暴力団事務所については、案要綱12の規定は、適用しないこととする。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでないこととする。

3 関係条例の一部改正

次に掲げる公の施設について、知事又は指定管理者が与える利用等の許可が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、当該許可を与えないことができることとする。

- (1) 岡山県吉備高原都市センター区広場（附則第3項）
- (2) 岡南飛行場（附則第4項）
- (3) 岡山空港（附則第5項）
- (4) 岡山県男女共同参画推進センター（附則第6項）
- (5) 岡山県自然保護センター（附則第7項）
- (6) 岡山県立美術館（附則第8項）
- (7) 犬養木堂記念館（附則第9項）
- (8) 岡崎嘉平太記念館（附則第10項）
- (9) 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（附則第11項）
- (10) 岡山県視覚障害者センター・聴覚障害者センター（附則第12項）
- (11) 岡山セラミックスセンター（附則第13項）
- (12) 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター（附則第14項）
- (13) 岡山県農林水産総合センター（附則第15項）
- (14) 岡山県立青少年農林文化センター三徳園（附則第16項）
- (15) 岡山県営と畜場（附則第17項）
- (16) 岡山県営食肉地方卸売市場（附則第18項）
- (17) 岡山県立森林公園（附則第19項）
- (18) 漁港施設（附則第20項）
- (19) 港湾施設（附則第21項）
- (20) 岡山県青少年教育センター閑谷学校（附則第22項）
- (21) 岡山県立図書館（附則第23項）

岡山県暴力団排除条例

目次

第一章	総則（第一条―第六条）
第二章	暴力団の排除に関する基本的施策（第七条―第十二条）
第三章	青少年の暴力団への加入防止等のための措置（第十三条・第十四条）
第四章	暴力団員等に対する利益供与の禁止等（第十五条―第十九条）
第五章	義務違反者等に対する措置（第二十条―第二十二条）
第六章	雑則（第二十三条・第二十四条）
第七章	罰則（第二十五条・第二十六条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によつて、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四 暴力団事務所 暴力団の拠点となつてゐる施設又は施設の区画された部分をいう。
- 五 県民等 県民及び事業者をいう。
- 六 関係団体 法第三十二条の二第一項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第三条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社

会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、国、市町村、県民等及び関係団体の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、県、国、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第六条 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもたず、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、連携及び協力を図りながら取り組むとともに、県、国、市町村及び関係団体が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県、国、市町村又は関係団体に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策

(基本計画)

第七条 県は、暴力団の排除に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、暴力団の排除に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 暴力団の排除に関する施策の基本的方針に関する事項
- 二 市町村、県民等及び関係団体が行う暴力団の排除に関する活動に対する支援に関する事項
- 三 市町村、県民等及び関係団体への暴力団の排除に関する情報の提供に関する事項
- 四 その他暴力団の排除に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第八条 県は、国、市町村、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、暴力団の排除に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるもの

とする。

(公共工事等における措置)

第九条 県は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項に規定する措置に準ずる措置を講ずるよう努めるものとする。

(公の施設の利用における措置)

第十条 県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を含む。)は、公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認められるときは、別に条例で定めるところにより、利用を拒むこと若しくは利用の許可を与えないこと又は利用の許可を取り消すことができる。

(保護措置)

第十一条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団又は暴力団員等から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護体制の確立、保護対策の実施に必要な資機材の貸付けその他の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第十二条 県は、国、市町村、事業者及び関係団体と連携し、及び協力して、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第三章 青少年の暴力団への加入防止等のための措置

(学校等における措置)

第十三条 県は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び同法第二百一十四条に規定する専修学校において、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に依りて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十四条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館

四 図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する図書館

五 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館

六 その他公安委員会規則で定める施設

第四章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等

（利益供与の禁止等）

第十五条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 暴力団員等は、事業者から当該事業者が前項の規定に違反することとなる金品その他の財産上の利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定する者に供与させてはならない。

（暴力団の威力の利用等の禁止）

第十六条 事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動を助長する目的で、暴力団員等をその行う事業に利用し、又は従事させてはならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

（契約時における措置）

第十七条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときであつて、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約を締結しないよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときは、当該契約の条項として、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することが判明したときは当該契約を解除する旨を定めるよう努めるものとする。

3 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを誓約する書面を提出させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（不動産譲渡者等の講ずべき措置等）

第十八条 県内に所在する不動産の譲渡、貸付け又は交換（地上権の設定を含む。以下この条及び次

条において「譲渡等」という。）をしようとする者（以下この条及び次条において「不動産譲渡者等」という。）は、当該契約の相手方に対し、当該不動産が暴力団事務所の用に供されるものでないことを確認するよう努めるものとする。

2 不動産譲渡者等は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該譲渡に係る契約をしてはならない。

3 不動産譲渡者等は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を書面で定めるよう努めるものとする。

一 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨

二 当該契約の相手方が当該不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨

4 譲渡等をした者は、当該譲渡等に係る契約の相手方が当該譲渡等に係る不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、速やかに当該契約を解除するよう努めるものとする。

（不動産の譲渡等の代理等をする者の責務）

第十九条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産譲渡者等に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該代理又は媒介をしてはならない。

第五章 義務違反者等に対する措置

（説明又は資料提出の請求）

第二十条 公安委員会は、第十五条、第十六条、第十八条第二項又は前条第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、これらの規定の施行に必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第二十一条 公安委員会は、第十五条、第十六条、第十八条第二項又は第十九条第二項の規定に違反する行為があつたときは、当該行為をした者に対し、暴力団の排除について必要な勧告をすることができる。

（公表）

第二十二条 公安委員会は、第二十条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出をしなかったとき、又は前条の規定により勧告をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第六章 雑則

(市町村条例との調整)

第二十三条 県は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、当該市町村がこの条例の目的の全部又は一部を達成することができるものと認めるときは、当該市町村の区域について、この条例の規定（当該目的に係る部分に限る。）を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、公安委員会規則で定める。

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第七章 罰則

第二十五条 第十四条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつて、その開設後に第十四条各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより、同条に規定する区域内において運営されることとなったものについては、同条の規定は、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。

(関係条例の一部改正)

3 岡山県吉備高原都市センター区広場条例(平成四年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第七条第一項第三号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

4 岡山県岡南飛行場条例(昭和三十七年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する営業が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十七条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

5 岡山県岡山空港条例(昭和六十二年岡山県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する営業が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

6 岡山県男女共同参画推進センター条例(平成十一年岡山県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第四条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

7 岡山県自然保護センター条例（平成三年岡山県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

8 岡山県立美術館条例（昭和六十三年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する使用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条及び第十二条中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

9 岡山県犬養木堂記念館条例（平成五年岡山県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第八条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

10 岡山県岡崎嘉平太記念館条例（平成十三年岡山県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

る。

第八条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

11 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成十七年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第五条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

12 岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和六十年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条第一項第三号中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

13 岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する利用又は行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第八条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

14 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例（平成十四年岡山県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する

おそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第四条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

15 岡山県農林水産総合センター条例（平成二十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第六条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

16 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例（昭和四十三年岡山県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第七条第一項第三号中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。

17 岡山県営と畜場条例（昭和三十七年岡山県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

18 岡山県営食肉地方卸売市場条例（昭和四十七年岡山県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する使用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

19 岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「公衆の森林公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に、「与える」を「与えない」に改め、同項に次の各号を加え

る。

一 公衆の森林公園の利用に支障を及ぼすと認められるとき。

二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。

20 岡山県漁港管理条例（昭和四十年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十六条第二号中「第十一条第二項又は第十二条第二項」を「第十一条第三項又は第十二条第三項」に改める。

21 岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3 知事又は指定管理者は、第一項に規定する占用又は前項に規定する使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、前二項の許可を与えないことができる。

第八条第一項中「前条」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第九条第一項中「第七条」を「第七条第一項又は第二項」に改める。

第二十四条中「第七条」を「第七条第一項若しくは第二項」に改める。

22 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

る。

第九条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

23 岡山県立図書館条例（平成十六年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育委員会は、前項に規定する利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第七条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

制定理由

暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与する必要がある。

公有財産の処分について

公有財産を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する物件 岡山県立玉島学園の下記の種別により別表に表示する物件
(1) 建物
(2) 工作物
- 2 契約の相手方 倉敷市玉島八島1899番地1
社会福祉法人 恵聖会
理事長 河野澤 與
- 3 処分予定価格 無償
- 4 契約締結の時期 平成22年度中
- 5 契約要領 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に準拠

(参 考)

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～五 略

六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七～十五 略

2. 略

種別	名 称	所 在 地	数 量	備 考
建 物	本館	倉敷市玉島長尾字百々3729 番地 2	延床面積 1,191.22㎡	
	食堂及び浴室	同	延床面積 93.12㎡	
	機械棟	同	延床面積 45.00㎡	
	車庫	同	延床面積 21.00㎡	
	渡り廊下	同	延床面積 11.85㎡	
	物干場	同	延床面積 26.40㎡	
	自転車置場	同	延床面積 22.40㎡	
	屋外便所	同	延床面積 3.57㎡	
	多目的棟	同	延床面積 37.89㎡	
	合 計		延床面積 1,452.45㎡	
工作物	浄化装置	倉敷市玉島長尾字百々3729 番地 2	合併処理用70人槽 1個	
	雑工作物	同	ソーラーシステム 1個	
	門	同	鉄筋コンクリート造 4個	
	囲障	同	フェンス 34m	
	その他土地の固着物	同	遊具等	

公有財産の処分について

公有財産を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する物件 岡山県立津島児童学院の下記の種別により別表に表示する物件
 - (1) 建物
 - (2) 工作物
- 2 契約の相手方 岡山市北区祇園866番地
社会福祉法人 旭川荘
理 事 長 末 光 茂
- 3 処分予定価格 無償
- 4 契約締結の時期 平成22年度中
- 5 契 約 要 領 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に準拠

種別	名 称	所 在 地	数 量	備 考
建 物	管理棟	岡山市北区いずみ町1番地 26	延床面積 1,041.60㎡	
	寮舎棟	同	延床面積 950.40㎡	
	機械棟	同	延床面積 129.58㎡	
	渡り廊下	同	延床面積 20.40㎡	
	物干場	同	延床面積 42.00㎡	
	倉庫	同	延床面積 94.35㎡	
	合 計			延床面積 2,278.33㎡
工作物	門	岡山市北区いずみ町1番地 26	鉄筋コンクリート造 2個	
	囲障	同	コンクリートブロック造・ 金網造 342m	
	スプリンクラー消火設備	同	消火水槽・ポンプ室等 1個	
	その他土地の固着物	同	遊具等	

「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例（案）」に係るパブリック・ コメントの実施について

「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）」の改正内容について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント実施要綱）に基づき、広く県民の意見を求めるため、パブリック・コメントを実施する。

1 改正の趣旨

住民基本台帳法に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用すること等により、県民の負担の軽減及び県の事務の効率化を図るため、関係条例の一部改正を行う。

※本人確認情報とは、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報

2 改正の概要

知事は、次の事務を遂行する場合について、本人確認情報を利用又は提供できることとする。

(1) 本人確認情報を利用する事務

- ① 岡山県吏員恩給条例による年金である給付の支給に関する事務
- ② 地方税法に基づく県税等の賦課徴収又は犯則事件の調査に関する事務
- ③ 岡山県心身障害者扶養共済制度条例に基づく加入者等に係る届出等に関する事務

(2) 本人確認情報を教育委員会に対して提供する事務

勉学への意欲がありながら、経済的理由により学校教育法に基づく高等学校等での修学が困難な者に対する修学に必要な資金の貸与に係る債権の管理に関する事務

3 パブリック・コメント実施概要

(1) 募集方法 県ホームページに公開するほか、県民局、地域事務所等に備え付ける。

(2) 募集期間 平成22年11月18日（木）～平成22年12月17日（金）

4 今後の主なスケジュール（予定）

平成23年2月 県議会へ条例改正提案
4月 改正条例施行

「改訂版 後期・新世紀おかやま母子保健計画（仮称）」素案 に対するご意見の募集について

県では、結婚や子育てに夢が抱け、子どもを持ちたい人が安心して子どもを持ち、子育てを楽しむことができる社会の創造をめざして、平成13年度に「新世紀おかやま母子保健計画」を策定し、母子保健施策の総合的な推進を図ってまいりました。

本年度、その計画期間を、子ども・子育て支援施策と一体的に推進することを目的として平成26年度まで延長するにあたり、中間評価と今後の目標や方向性等の検討を行い、この度、その素案をまとめました。

つきましては、素案について、県民の皆様からのご意見・ご提案を募集します。多くのご意見等をお待ちしております。

1 計画（案）の公表方法

県保健福祉部健康推進課のホームページに掲載しているほか、同課（県庁5階）、県政情報室（県庁4階）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、各保健所・支所、岡山市・倉敷市保健所、きらめきプラザ（県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館（2F郷土資料部門）に備え付けています。

〈岡山県健康推進課ホームページアドレス〉

http://www1.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=81795

（岡山県HPトップページの注目情報「パブリックコメントを募集しています」から、または、組織で探す→保健福祉部→健康推進課から見ることができます。）

2 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所（市町村名のみで結構です）、電話番号、性別、年齢、関係項目（どの部分についてのご意見か）を明記の上、次のいずれかの方法でご提出ください。

なお、電話でのご意見等はお受けいたしかねますので、ご了承ください。

郵 送	〒700-8570 岡山県健康推進課 あて ※郵便番号とあて先を記入すれば、住所の記載は不要です。
ファクシミリ	(086) 225-7283
電子メール	kensui@pref.okayama.lg.jp
インターネット	健康推進課ホームページの入力フォームをご利用ください。

ご意見等の提出に当たっては次の様式を用意していますので、ホームページからダウンロードの上、ご利用ください。〔様式〕WORD形式、一太郎形式

3 募集期間

平成22年11月18日（木）～平成22年12月20日（月）必着

4 ご意見等の取扱い

いただいたご意見等とそれに対する県の考え方、素案を修正した場合のその内容などを、今回の素案の公表と同様の方法により、一定期間、公表します。（お名前、ご住所及び電話番号を公表することはありません）

なお、ご意見等をいただいた方あてに個別の回答はしませんので、ご了承ください。

また、賛否だけの結論や趣旨が不明確なご意見には、県の考え方をお示しできない場合があります。

5 お問い合わせ先

岡山県保健福祉部健康推進課 母子・歯科保健班

電話番号（086）226-7329（直通）

改訂版 後期・新世紀おかやま母子保健計画（仮称）素案について

「新世紀おかやま母子保健計画（2002年～2010年）」について平成19年3月に第1回中間評価を行い「後期・新世紀おかやま母子保健計画（2007年～2010年）」を策定し、市町村は、この計画に沿って母子保健事業の実施主体として地域の実情にあった取組を進めてきた。

国が、母子保健に係る国民運動計画「健やか親子21」を次世代育成行動計画と一体的に推進するため、この終期を延長したことから、このたび、岡山県も、再度、中間評価を行い、「改訂版後期・新世紀おかやま母子保健計画（仮称）」の策定に向けて、その素案をまとめた。

1 後期・新世紀おかやま母子保健計画について

- 21世紀の母子保健の方向性と具体的な目標を示した国民運動「健やか親子21」の県計画である。
- 「新おかやま夢づくりプラン」の基本戦略「『教育と人づくりのおかやま』の創造」を推進するための戦略プログラム「子育て支援プログラム」の中の重点施策の一つである「健やか親子21（母子保健事業）の推進」を具体的に推進するための計画である。
- 「結婚や子育てに夢が抱け、子どもを持ちたい人が安心して子どもを持ち、子育てを楽しむことができる地域・社会の実現を目指す」ことを基本理念とする。
- 2010年（平成22年）までを計画期間としていたが、国と歩調を合わせ、終期を4年間延長し、2014年（平成26年）までとした。
- 保健医療関係者、学識経験者、ボランティア等13名の委員で構成する「新世紀おかやま母子保健計画中間評価検討会議」での議論を経て、本案を作成した。

2 これまでの経緯

- <H21年度> 「妊娠・出産・育児等に関する実態調査」の実施
「母子保健計画調査検討会」の開催
- <H22年度> 5月「母子保健計画調査検討会」の開催
7月「母子保健担当者会議」の開催
10月「第1回中間評価検討会議」を開催

3 今後の予定

- 11月 パブリック・コメントの募集開始（1ヵ月）
- 1月 「第2回中間評価検討会議」を開催
- 2月 子ども応援特別委員会に報告
- 3月 計画の策定

～改訂版 後期・新世紀おかやま母子保健計画(仮称)素案の推進～

新世紀おかやま母子保健計画 (2002年～2010年)

結婚や子育てに夢が抱け、子どもを持ちたい人が安心して子どもを持ち、子育てを楽しむことができる社会の創造

取り組むべき課題

課題1

妊娠・出産の安全性と快適さの確保
など生涯を通じた女性の健康支援

- 不妊治療対策事業
- 妊婦健康診査臨時特例事業

課題2

子どもの心とからだの健やかな
発達のための支援

- 子どもの健やか発達支援事業
- 発達障害児支援強化事業

課題3

安心できる医療・療育体制の整備

- 新生児聴覚検査事業
- 小児医療費公費負担制度
- 子どもの心の診療拠点病院整備事業

課題4

思春期の保健対策の強化と健康
教育の推進

- 地域ではくくむ思春期の心とからだ
の健康支援事業

第1回中間評価 (2006年)

2007年～2010年
後期・新世紀おかやま母子保健計画

第2回中間評価 (2010年)

2011年～2014年
改訂版 後期・新世紀おかやま母子保健計画

4つの課題の中でさらに取り組むべき事項

- 1 家庭・職場・地域ぐるみで妊娠・出産・育児を支援する体制の整備
- 2 歯科保健(320運動)の推進、地域全体で子どもを育てる気運づくり
- 3 妊娠中の喫煙や飲酒の防止に向けた普及啓発
- 4 思春期の心の問題への取組の強化

平成22年度「障害者週間」に係る啓発活動について

「障害者週間（12月3日～12月9日）」は、国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法に定められています。

「障害者週間」にあたり、県及び市町村では、障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促進するため、県内各地で街頭キャンペーンなどの啓発活動を実施します。

記

1 主な行事

岡山地域「障害者週間」街頭啓発キャンペーン

日時：平成22年12月1日（水）7：50～8：30

場所：JR岡山駅東口エスカレーター下及び地下改札口付近

2 その他の行事

- ①街頭啓発キャンペーン
- ②広報媒体による啓発
- ③講演会等の開催
- ④その他（イベント等）

※詳細は別表のとおり

平成22年度「障害者週間」啓発事業一覧

1 街頭啓発キャンペーン

事業名等	事業概要	実施月日	実施時間	実施場所
岡山地域「障害者週間」街頭啓発キャンペーン	「障害者週間」啓発チラシや物品を配布する。	12月1日(水)	7:50～8:30	岡山駅
備前地域「障害者週間」街頭啓発キャンペーン	「障害者週間」啓発チラシや物品を配布する。	12月6日(月)	10:00～12:00	山陽マルナカ山陽店 (赤磐市下市133)
	「障害者週間」啓発チラシや物品を配布する。	12月7日(火)	10:00～12:00	ゆめタウン邑久店 (瀬戸内市邑久町尾張268)
倉敷地域「障害者週間」街頭啓発キャンペーン	「障害者週間」啓発チラシや物品を配布する。	12月2日(木)	10:00～20:00	イオンモール倉敷 (倉敷市水江1)
井笠地域「障害者週間」街頭啓発キャンペーン	「障害者週間」啓発チラシや物品を配布する。	12月8日(水)	7:30～9:00	鴨方駅前 井原駅前 笠岡駅前
高梁地域「障害者週間」街頭啓発キャンペーン	「障害者週間」啓発チラシや物品を配布する。	12月3日(金)	7:30～8:30	備中高梁駅
新見地域「障害者週間」街頭啓発キャンペーン	「障害者週間」啓発チラシや物品を配布する。	12月7日(火)	13:30～16:00	ショッピングセンターサンパーク新見 (新見市正田字橋ノ本433-6)
真庭地域「障害者週間」街頭啓発キャンペーン	「障害者週間」啓発チラシや物品を配布する。	12月4日(土)	11:00	ゆめタウン久世店 (真庭市惣170)
			11:00	落合ショッピングセンターサンブラザ (真庭市落合垂水628)
			11:00	みかもストア (真庭市蒜山上長田402-2)
津山地域「障害者週間」街頭啓発キャンペーン	「障害者週間」啓発チラシや物品を配布する。	12月7日(火)	10:00～12:00	イオン津山ショッピングセンター (津山市河辺1000-1)
勝英地域「障害者週間」街頭啓発キャンペーン	「障害者週間」啓発チラシや物品を配布する。	12月3日(金)	10:00～12:00	マルナカ 美作店 (美作市豊国原1017-2)
			11:00～12:00	マルイ 勝央店 (勝田郡勝央町岡22-1)

2 広報媒体による啓発

事業名	事業概要	実施月日	実施時間	実施場所
FMラジオ放送による広報	エフエムくらしきで「障害者週間」の広報を行う。	12月1日(水) ～ 3日(金)	朝夕の 通勤時間帯等	—
電光掲示板による広報	備前県民局前の電光掲示板で「障害者週間」の広報を行う。	12月3日(金) ～ 9日(木)	9:00～17:00	備前県民局前
障害者疑似体験、UDグッズ展示による広報	障害者疑似体験を通じて、障害のある人への理解を促進する。	12月7日(火)	10:00～19:00	イオン津山ショッピングセンター (津山市河辺1000-1)

3 講演会等の開催

事業名等	事業概要	実施月日	実施時間	実施場所
東備福祉フェア	備前県民局、東備自立支援協議会、備前市、赤磐市、和気町が協働して「東備福祉フェア」を行う。	11月27日(土)	10:00～16:30	吉永町社会福祉センター (備前市吉永町三股19)
福祉フォーラムin 総社	講演会を行い、障害のある人や障害福祉に対する理解を促進する。	12月11日(土)	13:30～16:00	総社市総合福祉センター (総社市中央1-1-3)
真庭生き生きハート交流会	地域住民と障害のある人、支援者、福祉施設職員等が交流し、障害福祉に対する理解を促進する。	11月16日(火)	10:00～15:00	久世公民館大ホール (真庭市久世2932-5)

4 その他(イベント等)

事業名等	事業概要	実施月日	実施時間	実施場所
「平成22年度福祉のまちチャレンジフェア」in玉野	啓発チラシや物品を配布する。	12月3日(金)	11:00～14:00	天満屋ハピータウン玉野店(メルカ) (玉野市玉野1-38-1)
「障害者週間」啓発事業	ポスターの掲示し、「障害者週間」啓発チラシ・物品を配布する。	12月3日(金) ～ 9日(木)	—	和気町健康福祉課 吉備中央町福祉課
絆(きずな)のひろば	障害のある人が作成した物品販売を行う。	12月2日(木)	10:00～20:00	イオンモール倉敷 (倉敷市水江1)
津山市ふれあい作品展	障害福祉サービス事業所や作業所等の作品展を開催する。	12月3日(金) ～ 9日(木)	8:30～17:15	津山市役所ロビー (津山市山北520)

「ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度」初日行事について

車いすマークの身体障害者等用駐車場の適正利用を図る「ほっとパーキングおかやま駐車場利用証制度」を12月1日から開始します。

開始にあたり、次のとおりオープニングセレモニーを実施します。

記

1 日 時

平成22年12月1日（水） 10:30～10:45

2 場 所

イトーヨーカ堂岡山店駐車場（屋上） ※荒天の場合は駐車場（4階）

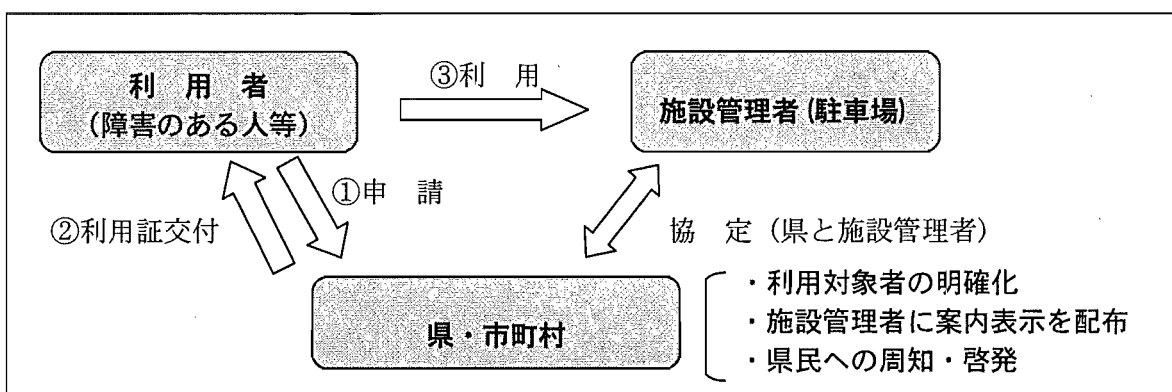
3 内 容

- ・保健福祉部長あいさつ
- ・施設代表者（イトーヨーカ堂岡山店）へ看板用ステッカー贈呈
- ・利用者へ利用証交付
- ・利用証を掲示し施設を利用

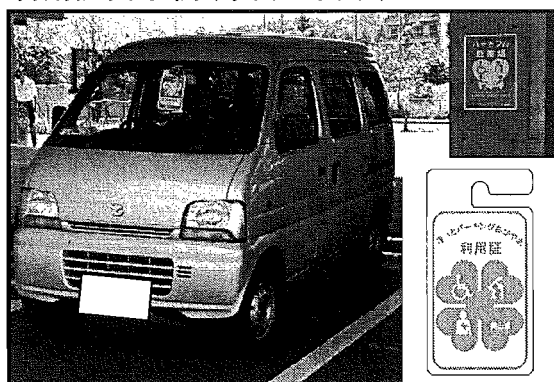
「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用証制度

(1) 制度の概要

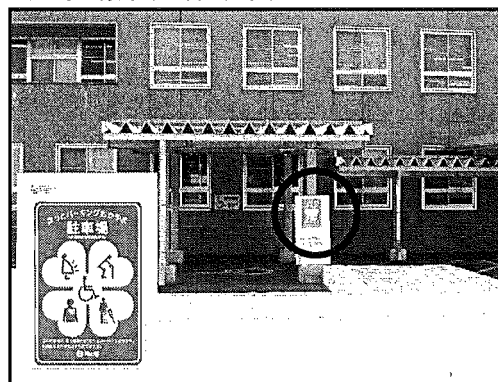
身体障害者等用駐車場を利用できる方を明確にし、その対象者に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図る制度



▼利用証掲示例 (車内に掲示)



▼駐車場案内標示例



(2) 利用証

①交付対象者及び有効期間

交付対象者		有効期間
身体等に障害のある方で歩行が困難な方		対象でなくなるまで
高齢、難病等により歩行が困難な方		
一時的に歩行が困難な方	けがをされている方	車いす・杖などの使用期間 (最長1年以内)
	妊産婦 (産後は乳児同乗の場合のみ)	妊娠7ヶ月～産後1年

②交付対象者の基準

島根県、鳥取県、山口県の基準で共通する者を対象とする

(3) 協定施設及び内容

①対象施設

身体障害者等用駐車場を有する施設のうち、県と協定を結んだ施設

②協定内容

- ア) 対象施設であることが分かるよう、案内標示(ステッカー等掲示)をすること。
- イ) 利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切な管理に努めること。
- ウ) 十分な駐車スペースを確保するため、現有の身体障害者等用駐車場に加え、幅2.5m以上の出入口に近い駐車場についても当該制度の「駐車スペース」としての確保に努めること。

(4) 利用証交付方法

交付窓口(県庁、県民局、保健所、身体・知的障害者更生相談所、市町村)に申請し、原則として、即日交付

(5) その他

中国四国地域の同様の制度を導入している県との相互乗り入れを行う

(6) 導入経過等

平成22年	3月	アンケート実施(県民対象)
	5月	”(施設管理者対象)
	6月29日	県障害者施策推進協議会(1回目)
7月15日~8月16日		パブリック・コメント(県民提案制度)
	9月2日	県障害者施策推進協議会(2回目)
9月下旬		制度決定・公表
9月~11月		施設管理者との契約等の諸準備
	11月1日	事前申請受付開始(県障害福祉課で受付)
	12月1日	制度スタート(「障害者週間(12/3~12/9)」)

《参考》他県等での導入状況 … (H22.12.1現在で16県2市が導入)

H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
佐賀県	山形県 長崎県 福井県 熊本県 茨城県神栖市	栃木県 島根県	福島県、徳島県、 群馬県、鳥取県、 鹿児島県 埼玉県川口市	岩手県(4/1~) 愛媛県(7/1~) 山口県(8/1~) <u>岡山県(12/1~)</u> 高知県(2/1~) 静岡県

下線は中四国地方の県

(別紙)

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証交付対象者

以下の基準に該当する方で、歩行が困難な方

○ 身体障害のある方

区	分	等級	
視覚障害		1・2・3・4級	
聴覚又は平衡機能障害	聴覚障害	該当なし	
	平衡機能障害	3・5級	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		該当なし	
肢体不自由	上肢	1・2級	
	下肢	1・2・3・4・5・6級	
	体幹	1・2・3・5級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級
		移動機能	1・2・3・4・5・6級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	1・3・4級	
	じん臓機能障害	1・3・4級	
	呼吸機能障害	1・3・4級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1・3・4級	
	小腸機能障害	1・3・4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1・2・3・4級	
	障害肝臓機能障害	1・2・3・4級	

- 知的障害のある方 療育手帳の障害程度欄「A」
- 精神障害のある方 精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」
- 高齢者 介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1～5」
- 難病患者 特定疾患医療受給者
- けが人 車いす、杖等の使用が必要であると認められる方
- 妊産婦 妊娠7ヶ月から産後1年までの方（産後は乳児同乗の場合のみ）
- その他 診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方

(素案)

改訂版

—後期—
新世紀おかやま
母子保健計画(仮称)

(新世紀おかやま母子保健計画第2回中間評価報告書)

平成 年 月

岡山県

目次

はじめに

第1章 計画の基本的な考え方	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 基本理念	1
第3節 計画の性格	1
第4節 計画の取り組み方	2
第5節 計画の期間	2
第6節 基本的視点	2
第7節 重点的課題	3
第2章 「新世紀おかやま母子保健計画」の第2回中間評価 及び岡山県の母子保健の現状	5
第1節 第2回中間評価の方法	5
第2節 4つの重点課題についての中間評価	6
課題1 妊娠・出産の安全性と快適さの確保など 生涯を通じた女性の健康支援	6
課題2 子どもの心とからだの健やかな発達のための支援	12
課題3 安心できる医療・療育体制の整備	22
課題4 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	33
第3章 後期新世紀おかやま母子保健計画(2011～2014)	38
第1節 関係機関に期待する役割	38
第2節 4つの重点課題についての方後の取組	40
課題1 妊娠・出産の安全性と快適さの確保など 生涯を通じた女性の健康支援	41
課題2 子どもの心とからだの健やかな発達のための支援	45
課題3 安心できる医療・療育体制の整備	50
課題4 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	54
新世紀おかやま母子保健計画中間評価検討会議委員名簿	59

～改訂版 後期・新世紀おかやま母子保健計画(仮称)素案の推進～

新世紀おかやま母子保健計画 (2002年～2010年)

結婚や子育てに夢が抱け、子どもを持ちたい人が安心して子どもを持ち、子育てを楽しむことができる社会の創造

取り組むべき課題

課題1

妊娠・出産の安全性と快適さの確保
など生涯を通じた女性の健康支援

- 不妊治療対策事業
- 妊婦健康診査臨時特例事業

課題2

子どもの心とからだの健やかな
発達のための支援

- 子どもの健やか発達支援事業
- 発達障害児支援強化事業

課題3

安心できる医療・療育体制の整備

- 新生児聴覚検査事業
- 小児医療費公費負担制度
- 子どもの心の診療拠点病院整備事業

課題4

思春期の保健対策の強化と健康
教育の推進

- 地域ではぐくむ思春期の心とからだ
の健康支援事業

第1回中間評価 (2006年)

2007年～2010年
後期・新世紀おかやま母子保健計画

第2回中間評価 (2010年)

2011年～2014年
改訂版 後期・新世紀おかやま母子保健計画

4つの課題の中でさらに取り組むべき事項

- 1 家庭・職場・地域ぐるみで妊娠・出産・育児を支援する体制の整備
- 2 歯科保健(320運動)の推進、地域全体で子どもを育てる気運づくり
- 3 妊娠中の喫煙や飲酒の防止に向けた普及啓発
- 4 思春期の心の問題への取組の強化

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の趣旨

岡山県では、周産期医療の進歩や妊産婦・乳幼児健康診査、母親学級や訪問指導等の施策の充実及び生活水準の向上等により、母子保健指標である周産期死亡率、新生児死亡率、乳児死亡率は、年による変動はあるものの、経年的には国と同様に低下しています。一方、母子保健を取り巻く課題は、育児不安や負担感を抱える家庭の増加、児童虐待の増加、発達障害児の支援、乳幼児の事故防止、思春期保健対策と多岐にわたり、内容も多様化しています。

このような課題について、国では、21世紀の母子保健の取組の方向性と目標、そして指標を示し、関係機関・団体が一体となって取り組む国民運動である「健やか親子21」が平成12年に策定され、平成13年よりスタートしました。

「健やか親子21」では、1986年のオタワでのWHO国際会議で提唱されたヘルスプロモーションの概念に基づき、単なる「健康」だけでなく、「生活の質(QOL)の向上」の視点を導入し、さらには、福祉等幅広い分野の指標が盛り込まれています。

岡山県でも、国の「健やか親子21」を受け、平成14年3月に「新世紀おかやま母子保健計画」を、平成19年3月には「後期・新世紀おかやま母子保健計画」をそれぞれ策定し、これに基づいて市町村は「健やか親子21」計画の市町村版を策定することにより、地域の実情にあった取組を進めてきました。今回は国の「健やか親子21」の延長に伴い、岡山県でも、直近値の収集や課題等の見直しを行い、新たな取組の必要性を探り、今後の母子保健対策に反映させ、さらなる母子保健水準の向上を目指すものです。

第2節 基本理念

岡山県では県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現に向け「新おかやま夢づくりプラン」を策定し、3つの基本戦略の一つである「『教育と人づくりの岡山』の創造」の中での「子育て支援プログラム」に取り組むとともに、重点施策「健やか親子21(母子保健事業)の推進」を具体的に進め「結婚や子育てに夢が抱け、子どもを持ちたい人が安心して子どもを持ち、子育てを楽しむことができる地域・社会の実現を目指す」ことを本計画の基本理念においています。

第3節 計画の性格

- 1 この計画は、平成23年3月に策定された「第6次岡山県保健医療計画」の方向性に基づく岡山県の母子保健計画です。
- 2 関連する計画には、次世代育成支援対策法に基づく「岡山いきいき子どもプラン2010」、健康増進法に基づく「健康おかやま21セカンドステージ」があり、これらの計画と、方向性、目的、目標値を共有し、一体となって推進していくものです。

- 3 市町村においては、母子保健事業の計画的な推進のための指針となることを期待するものです。
- 4 県民、関係機関、団体等に対しては、この計画に沿った活発な活動が展開されることを期待するものです。

第4節 計画の取り組み方

「健やか親子21」を効果的に推進するためには、計画・実施・評価という、いわゆる「Plan→Do→See」サイクルを確立し、現状からあるべき姿へと発展させていく必要があります。図1-1は「健やか親子21」の推進のためにあるべき姿に向かって、みんなで一緒に考えながら、どのような手段で何を行うかを順を追って示しています。

第5節 計画の期間

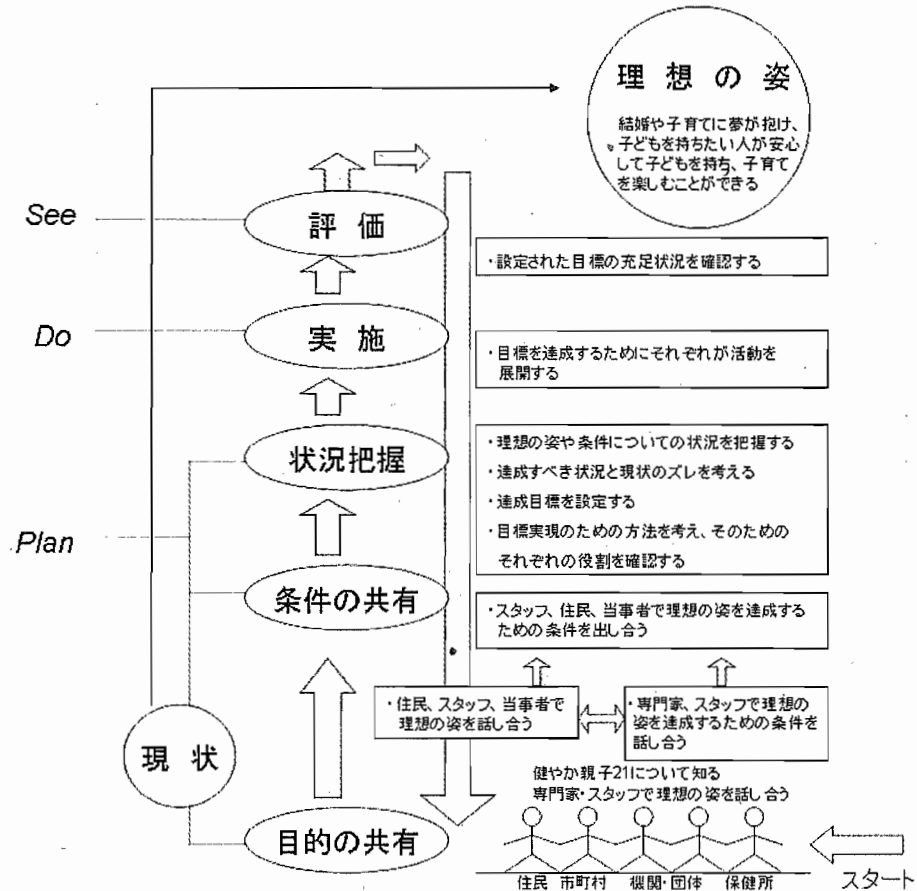
本計画では2010年(平成22年)を終期としていましたが、母子保健のより効果的な推進を目指し、次世代育成支援行動計画(岡山いきいき子どもプラン2010)と歩調を合わせて推進するために、終期を4年間延長し、2014年(平成26年)としました。

第6節 基本的視点

この計画は、以下の基本的視点のもと、21世紀の岡山県の母子保健のあるべき姿を目指します。

- ① 妊娠・出産・育児の期間や思春期などの各時期において特に、「心」の健康を重視した取組を推進するとともに、生活の質(QOL)の向上を図ります。
- ② 岡山県の母子保健水準の向上のため、地域保健、地域医療、学校保健及び産業保健が連携した母子保健活動の展開を図ります。
- ③ 健全な子育てができるよう、行政や学校、ボランティアグループ等が連携し、子どもを持つ家族が地域で孤立することなく、必要な支援が得られる地域づくりを推進します。
- ④ 住民や母子保健に関する自主グループが自らの力で健康づくりに取り組めるよう支援します。

図1-1 計画の取り組み方



第7節 重点的課題

この計画は、妊娠・出産に関する快適性の確保、育児不安の軽減、乳幼児の事故防止、児童虐待の予防、発達障害児等の効果的な療育体制の整備、思春期における心の健康と性の問題など、今後も重点的に取り組むことが必要な課題について、引き続き次の4つの重点課題を設定しています。

- 課題1 妊娠・出産の安全性と快適性の確保など生涯を通じた女性の健康支援
- 課題2 子どもの心とからだの健やかな発達のための支援
- 課題3 安心できる医療・療育体制の整備
- 課題4 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

また、WHO のヘルスプロモーションの基本理念に基づいて、指標を以下の3段階に分けています。(図1-2)

- 1 保健水準の指標
- 2 住民自らの行動の指標
- 3 行政・関係団体等の取組の指標

これらの3段階の指標は、最終目標である「保健水準の指標」を達成するための「住民自らの行動の指標」があり、さらに、その住民の行動を支援するための「行政・関係団体等の取組の指標」が設定されており、相互に関連しています。

図1-2 3段階の指標の構成

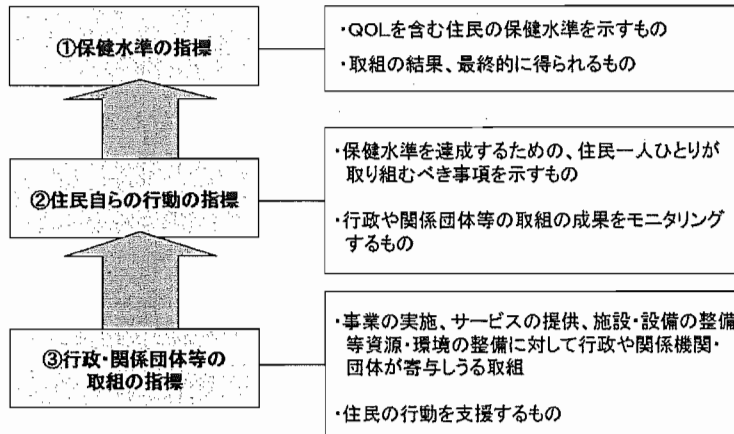
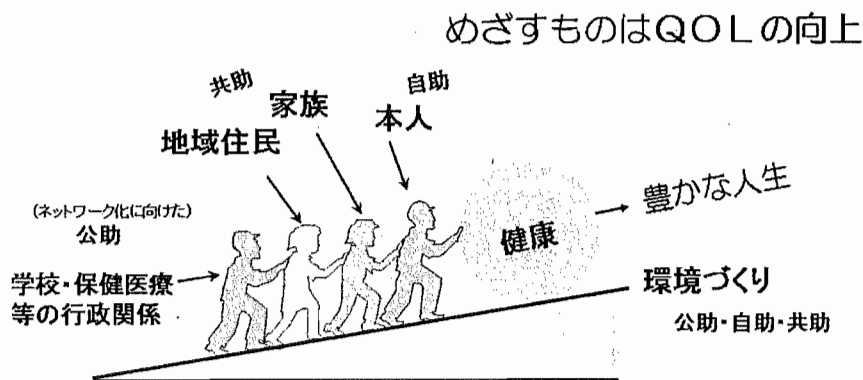


図1-3 ヘルスプロモーションの理念



第2章 「新世紀おかやま母子保健計画」の第2回中間評価 及び岡山県の母子保健の現状と課題

第1節 第2次中間評価の方法

1 指標の評価方法と新たな指標の設定について

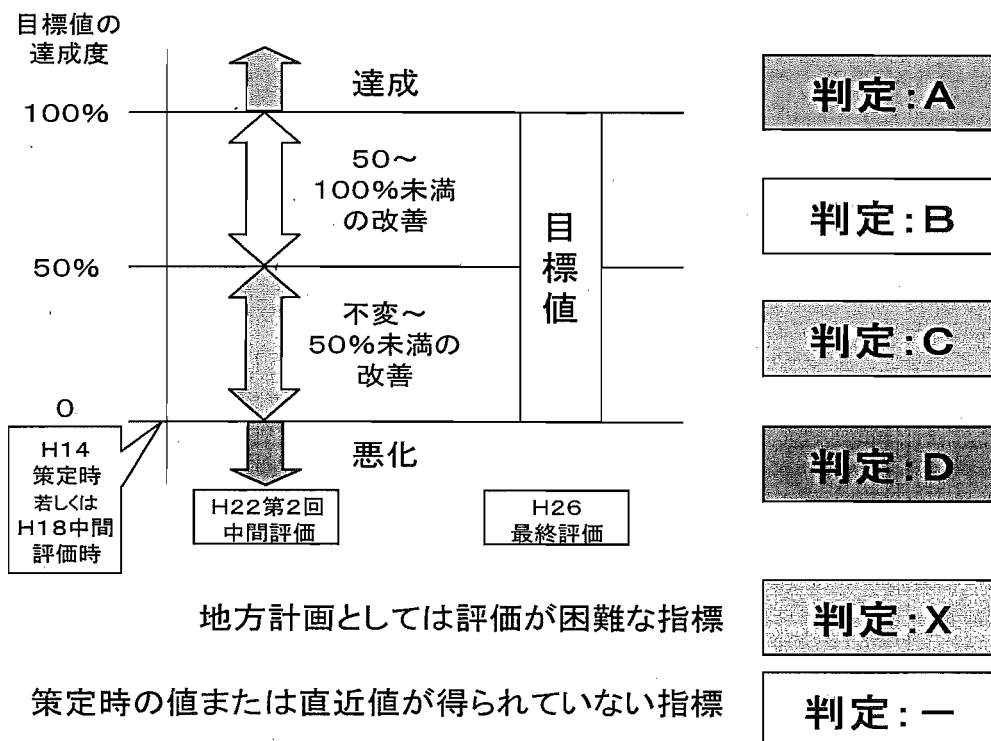
(1) 新世紀おかやま母子保健計画中間評価検討会議

計画の進捗状況について評価することを目的として、関係機関・関係団体・ボランティア団体の代表者等からなる「新世紀おかやま母子保健計画中間評価検討会議」を設置し、協議を行いました。

(2) 指標の評価と今後の対策の方向性について

母子保健評価事業や、人口動態統計等から得られたデータを基に、4つの重点課題の各指標を、一定の判定基準を用いて(図2-1)、第2回中間評価を行いました。策定時に県の現状値が把握できていなかった指標については、第1回中間評価(2007年3月)同様、「妊娠・出産・育児等についての実態調査」(以下、「第2回実態調査」という)を実施しました。

図2-1 中間評価の判定基準



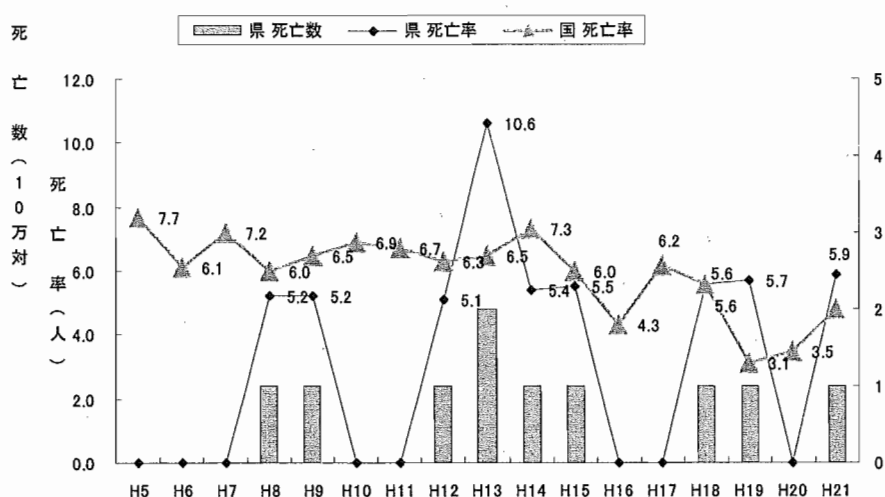
第2節 4つの重点課題についての中間評価

課題1 妊娠・出産の安全性と快適さの確保など生涯を通じた女性の健康支援

(1) 保健水準の指標

- 妊娠・出産の安全性の確保の指標である妊産婦死亡は、平成13年には2人で全国を大きく上回りましたが、その後は0又は1人でほぼ全国並みとなっています(図2-2)。

図2-2 妊産婦死亡数・死亡率の年次推移



- 妊産婦のQOLに関する指標である「妊娠・出産に満足している者の割合」は、「平成14年(策定時)国の値84.4%に対し、平成18年(第1回中間評価時)は92.0%でしたが、平成22年(直近値、第2回中間評価)は93.9%と上がっています(図2-3)。

特に「出産した場所の設備や食事など環境面の快適さ」、「妊娠中、助産師からの指導、ケア」、「妊娠・出産に関して夫の理解や対応」、「妊娠・出産に関して夫以外の家族や親族の理解や対応」について「満足」と回答した割合が前回と比べ高くなっています。

一方、「妊娠、出産に関して職場の理解や対応」について「満足」と回答した者は50.0%、「妊娠、出産に関して社会の理解や対応」については57.5%であり、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要課題として、今後とも一層の取組が求められます(図2-4)。

*ワーク・ライフ・バランス とは

「仕事と生活の調和」のことで、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

図2-3 妊娠・出産に満足している者・していない者の割合

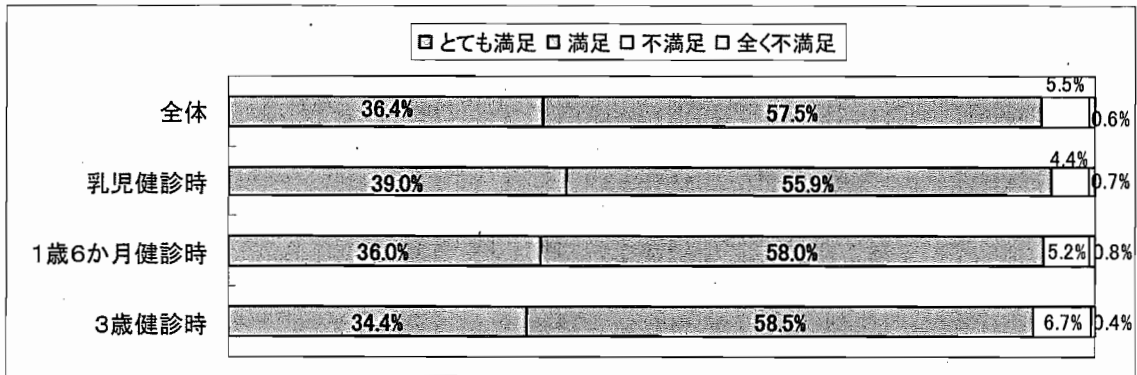


図2-4 妊娠・出産で満足していること

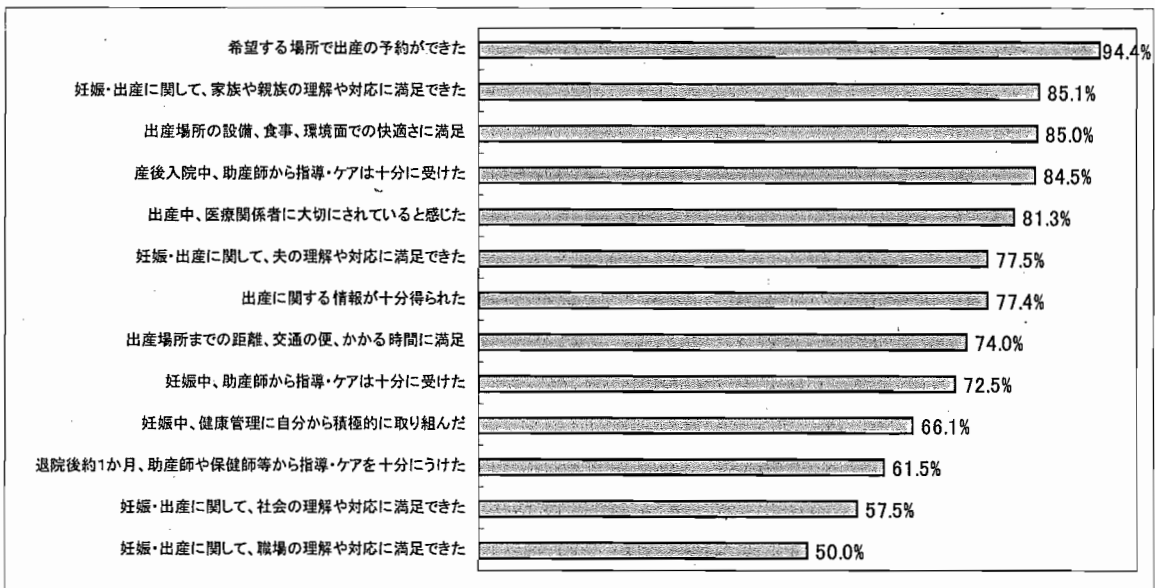


表2-1

産後のうつ状態

	策定時		第1回中間評価		第2回中間評価	
	国(H13年)	県(H14年)	国(H17年)	県(H19年)	国(H21年)	県(H21年)
発生率	13.4%	未実施	12.8%	未実施	10.3%	* 33.1%

* 国はEPDSで 9点以上の者の割合、県は乳児健診対象児の母親に自記式「産後1か月を過ぎた頃より気分が落ち込み、不安、いらいら、不眠、食欲不振等、体調がすぐれない」と回答した者の割合

EPDSとは エジンバラ産後うつ評価尺度のこと。全10項目の質問ごとに点数をつけて合計点数で産後のうつを判定する。

図2-5

産後の不安・いらいら・不眠・食欲不振の有無

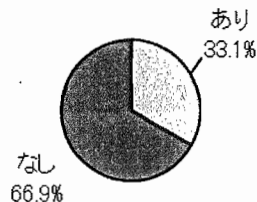
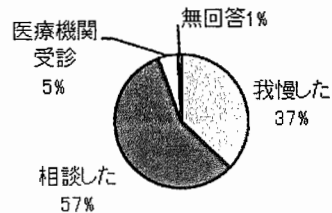


図2-6

産後の不安・いらいら・不眠・食欲不振時の行動



- 産後のうつ状態の発生率は、平成 21 年の調査では「出産後 1 ヶ月を過ぎた頃より気分が落ち込み、不安、いらいら、不眠、食欲不振など体調がすぐれない」者は 33.1% であり、産後に心の問題を抱える女性への対応が必要です。妊娠・出産・産褥期の女性は、身体的、精神的な負担を強いられており、この時期の心の問題は、生まれてくる子どもに大きな影響を与えるといわれ、大変重要な問題です（表 2-1）（図 2-5）。

妊娠から出産、育児とすべての期間を通じて、夫をはじめ家族や周囲の理解と協力が得られることが必要です。また、「家族や知人に相談した」、「医療機関受診」等、産後うつに対し何らかの対処をした者は 62.1% であり、産後うつ状態のまま対応がなされていない現状もあると推測されることから、妊産婦の心の問題に周囲の人が早く気付いて適切な対処ができるよう相談機関の充実や啓発も必要です（図 2-6）。

表 2-2 達成状況(保健水準の指標・課題1)

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価
妊産婦死亡率(出生10万対)	5.1	ア	5.6	ウ	0	5.9	オ	D
産後うつの割合(産後1か月頃の状況)	—	—	—	—	減少	33.1%	カ	—
妊娠・出産に満足している者の割合	84.4%	イ	92.0%	エ	100%	93.9%	カ	B

ア 人口動態統計(平成12年)

イ 幼児健康度調査(全国 平成12年)

ウ 人口動態統計(平成16年)

エ 妊娠・出産・育児等についての実態調査(平成18年)

オ 人口動態統計(平成21年)

カ 妊娠・出産・育児等についての実態調査(平成21年)

(2) 住民自らの行動の指標

- 妊娠・出産の安全性の向上のため、妊婦が妊娠初期から必要な母子保健サービスの情報を入手でき、利用できるよう、早期の妊娠届出を啓発しています。「妊娠 11 週以下での妊娠届出率」は、69.9% (平成 12 年) から 68.0% (平成 16 年) に減少していましたが、妊婦健康診査の公費負担を拡充に伴い、87.0% (平成 21 年) まで増加しています。妊婦の健康管理や安心な育児環境の確保のため、産科医療機関の協力を得ながら、妊娠 11 週までのできるだけ早い時期に、妊娠届出を行うよう啓発するとともに、ハイリスク妊婦の早期把握の機会として、市町村窓口における妊娠届出時での面接を徹底することが重要です（表 2-3）。

- 「母性健康管理指導事項連絡カード」は、主治医等が行った指導事項の内容を、就労妊産婦から事業主へ明確に伝え、事業主が時差出勤や休憩時間の延長等、必要な措置を行うために役立つカードです。

このカードを知っている妊婦の割合は 49.2% (平成 21 年) で、国の 41.2% よりやや高いものの、第 1 回中間評価時の 52.6% を下回っており今後も一層の普及啓発が必要です。

利用については、全体の 2.9% にとどまっていますが、「知っていたが必要なかった」妊産婦が全体の 38.3% を占めていたことから、妊産婦の健康管理の重要性を認識して

いる事業主も多いと考えられます(図 2-7)。一方、「知っており必要だったが、利用しなかった」妊産婦が 8.0%あり、また、事業主の「母性健康管理指導事項連絡カード」の認識率は、49 人以下の事業所では 20.1%、1,000 人以上の事業所では 42.3%で、その較差が指摘されている(注) こともあり、妊産婦のみならず、事業主への普及啓発が必要です。

(注) 平成 18 年度厚生労働省委託事業「事業所における妊産婦の健康管理体制に関する実態調査」

図2-7 就労妊婦の「母性健康管理指導事項連絡カード」の認識・利用の割合

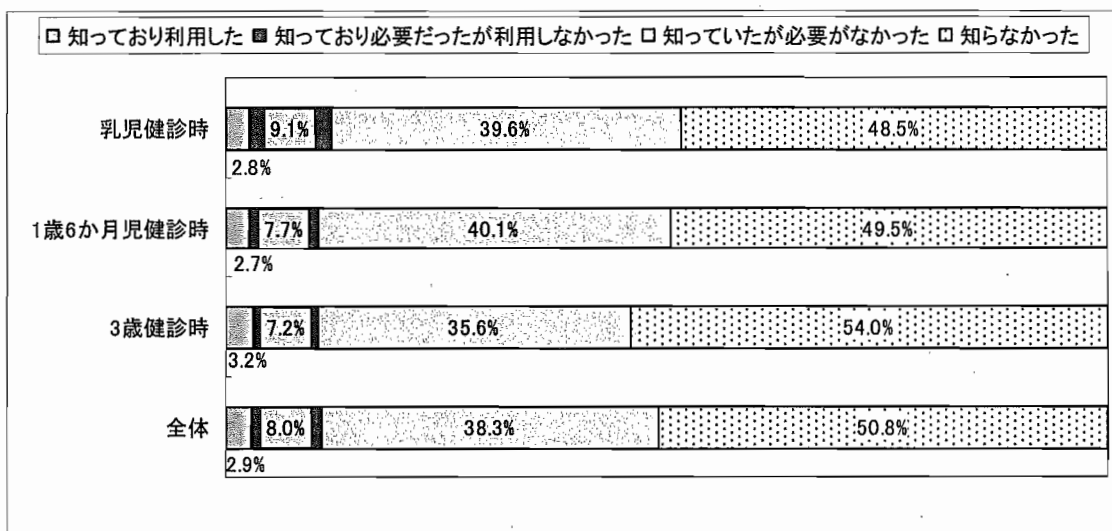


表2-3 達成状況(住民自らの行動の指標・課題1)

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値(2010まで)	直近値	出典	評価
11週以下の妊娠届出率	69.9%	ア	68.0%	ウ	100.0%	87.0%	才	B
母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合	(6.3%)	イ	52.6%	エ	100%	49.2%	力	D
			就労妊婦52.5%			就労妊婦 - %		

※ ()は参考値

ア 母子保健評価事業(平成12年)

イ 厚生労働科学研究(全国 平成12年)

ウ 母子保健評価事業(平成16年)

エ 妊娠・出産・育児等についての実態調査(平成18年)

才 妊娠・出産・育児等についての実態調査(平成21年)

力 母子保健評価事業(平成20年)

(3) 行政・関係団体等の取組の指標

- 保健、医療機関には、安全な妊娠・出産に向け、若年妊婦、高齢初妊婦、多胎妊婦、就労妊婦、慢性疾患や障害のある妊婦及び外国人の妊婦など、リスクの高い妊婦への支援が求められています。

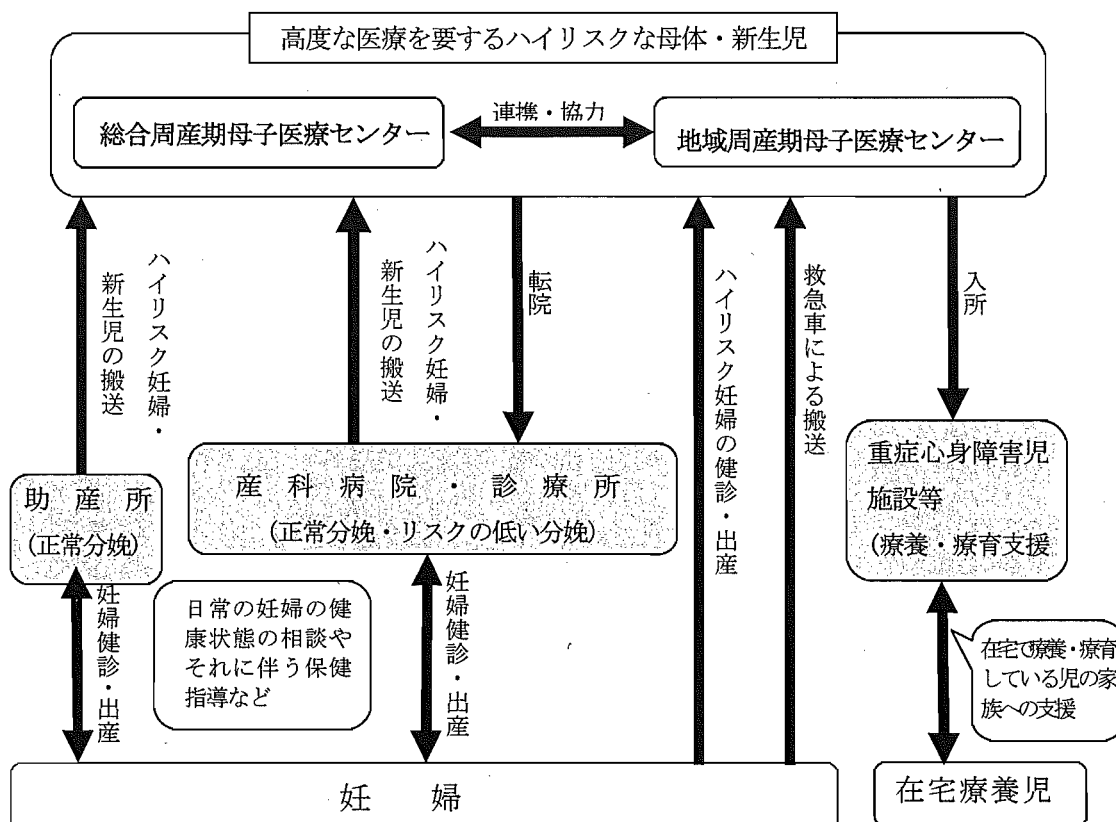
本県では、ハイリスクの母体・新生児に高度の周産期医療を 24 時間体制で提供するため、「総合周産期母子医療センター」として、平成 12 年に倉敷中央病院を指定し、平成 17 年には国立病院機構岡山医療センターを指定しています。さらに、「地域周

産期母子医療センター」として4医療機関を認定しています。また、地域の産科医療機関等と連携した周産期ネットワークを構築し、岡山県災害・救急医療システムの中に、周産期応需情報システムとして周産期部門の情報を登録し、周産期医療の情報を産科医療機関に提供しています。

また、周産期母子医療センターにおいて研修等を行い、地域の産科医師、助産師等の医療従事者のスキルアップを図っています。

平成17年9月からは、産科オープン病院を中心とした病診連携システムの構築に取り組んでいます(図2-8)。

図2-8 岡山県の周産期ネットワーク



○ 正常分娩緊急対応については、「助産所における分娩の適応リスト」及び「正常分娩急変時のガイドライン」が国により作成され、日本助産師会会員に周知されています。また、不妊治療における生殖補助医療技術の適応については、平成15年に「配偶子・胚移植を含む生殖補助技術」についてのガイドラインが国により作成され、同様に周知されています。

○ 妊産婦人口に対する産婦人科医数、助産師数の割合は、策定時より増加していますが、妊産婦の減少による相対的な増加によるところが大きく、実質的には産婦人科医数は増加していません。助産師数の変化をみると、341人(平成12年)、355人(平成16年)、433人(平成20年)と増加しています(表2-4、表2-5)。

* 「妊産婦」とは、妊娠の届出をした者のことです。

表2-4 県内の産婦人科医数の推移

		H10	H12	H14	H16	H20	
岡山県	総数	166	175	182	170	170	
	妊産婦10万対	862.5	908.0	989.6	980.3	970.2	
	人口(15~49歳女)10万対	37.3	40.7	43.3	41.2	43.1	
医療圏	県南東部	総数	92	97	92	91	107
		妊産婦10万対	1004.3	1056.8	1054.2	1100.9	1314.7
		人口(15~49歳女)10万対	43.3	47.3	45.6	45.3	54.7
	県南西部	総数	60	60	71	59	47
		妊産婦10万対	835.2	839.2	1032.3	916.1	723.5
		人口(15~49歳女)10万対	36.7	37.7	45.9	38.8	32.4
	高梁・新見	総数	4	2	2	2	2
		妊産婦10万対	656.8	313.5	327.9	350.9	476.2
		人口(15~49歳女)10万対	23.3	11.9	12.4	14.2	17.5
	真庭	総数	2	2	3	3	3
		妊産婦10万対	461.9	480.8	821.9	847.5	821.9
		人口(15~49歳女)10万対	21.7	22.7	35.8	37.7	39.2
	津山・英田	総数	8	14	14	15	11
		妊産婦10万対	430.1	740.3	773.1	876.2	677.3
		人口(15~49歳女)10万対	18.5	34.7	35.8	35.8	31.8

表2-5 県内の就業助産師数の推移

	H10	H12	H14	H16	H20
助産師数	343	341	344	355	433
(妊産婦数10万対)	1782.1	1769.2	1870.5	2047.1	2471.1
(15~49歳女10万対)	77.0	79.3	81.9	86.0	109.8

- 不妊相談については、平成16年5月に岡山県不妊専門相談センター「不妊・不育とこころの相談室」を岡山大学病院内に開設し、不妊だけでなく、流産や死産を繰り返す不育症や、妊娠や育児についての様々な不安についての相談、思春期の性についての相談、心とからだについての相談にも幅広く対応しています。

表2-6 達成状況(行政・関係団体等の取組の指標・課題1)

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値(2010まで)	直近値	出典	評価
正常分娩緊急対応のためのガイドラインの作成	-	-	作成(国)	-	作成(国)	作成済(国)	-	X
	産科医908.0 助産師1769.2	ア イ	980.3(167人) 2047.1(369人)	ウ エ	増加 増加	970.2(170人) 2471.1(433人)	オ カ	C C
周産期ネットワーク整備	整備済	-	整備済	-	整備	整備済	-	A
不妊相談ができる医療機関の情報提供	-	-	H16.5月「不妊・不育と心のセンター」開設	-	整備	整備済	-	A
不妊治療適応ガイドライン作成	-	-	作成済(国)	-	作成(国)	作成済(国)	-	X

ア 医師歯科医師薬剤師調査(平成12年)
イ 岡山県施設指導課調べ(平成12年)
ウ 医師歯科医師薬剤師調査(平成16年)

エ 岡山県施設指導課調べ(平成16年)
オ 医師歯科医師薬剤師調査(平成20年)
カ 岡山県施設指導課調べ(平成20年)

課題2 子どもの心とからだの健やかな発達のための支援

(1) 保健水準の指標

- 岡山県では、虐待の相談件数は年々増加しており、虐待に関連した死亡例が報告される年もあります。母子保健分野では、家庭訪問等により新生児期から親子に対する支援を行う機会があり、虐待に至る前の予防と早期発見・早期対応及び再発予防をいかに適切に行うかが重要な課題となっています。
- 母親の子どもに対する虐待のリスクの多くは、妊娠に対する思いや出産直後の授乳期の状況を含め、医療機関において周産期から把握することができます。また、市町村窓口における妊娠届出時の面接や乳幼児健康診査や、育児相談等母子保健事業の中でも虐待のリスクを把握し、ハイリスク家庭に対する相談等を通じて支援を行うことができます。「子どもを虐待していると思う母親」の割合は15.2%と、第1回中間評価時の10.8%からは増加しており支援が必要となっています。虐待をしているという自覚のない親の把握や支援も必要と考えられます。様々な母子保健事業の中で虐待予防という視点を持ち、家庭の実情に応じた育児支援を行うことが重要です。
- 児童虐待の早期発見・早期対応については、児童相談所を核として、福祉事務所、警察、市町村、保健所等の関係機関や児童委員、主任児童委員など地域のスタッフが一体となった児童虐待防止のための地域ネットワークづくりが進められています。
虐待を受けた子どもの心の傷の回復や親子関係の再構築に向けて、地域の保健・医療・福祉の関係機関が連携した取組の強化が求められています。
- 「子育てに自信が持てない母親」の割合は、第1回中間評価時の59.1%から今回の中間評価では28.4%に減少していますが、その背景として、「ゆったりした気分で子どもと過ごせる時間がある母親」の割合が、前回評価時では、1歳6か月児で67.5%、3歳児で54.6%であったのが、今回、それぞれ71.5%、61.8%となり、1歳6か月児で4ポイント、3歳児で7.2ポイント増加しています(図2-9)。

図2-9 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無

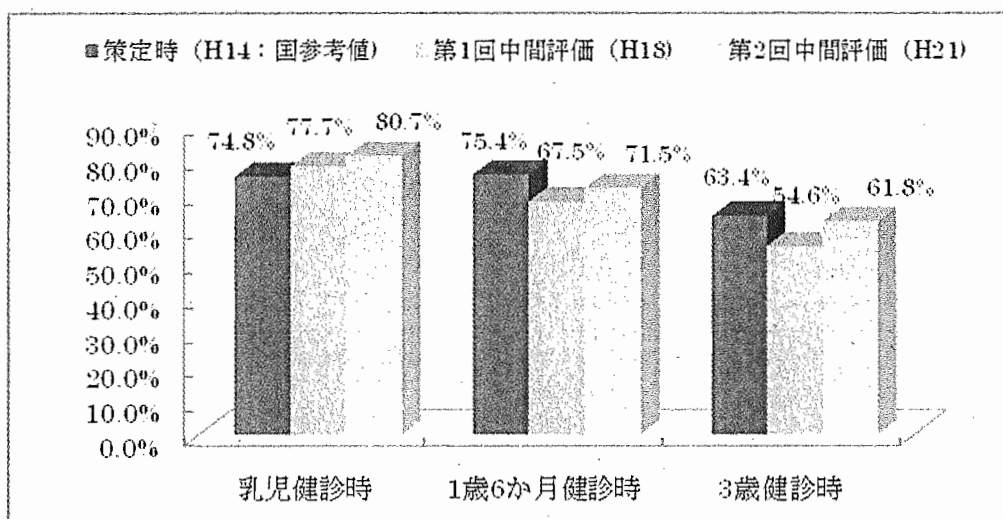


表2-7 達成状況(保健水準の指標・課題2)

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価
虐待による死亡数	全国で44人	ア	0		減少	全国 67人(H20)	キ	—
児童虐待の相談件数	312件	イ	767件	エ	虐待件数の減少	915件	キ	D
子どもを虐待していると思う親の割合	(18.0%)	ウ	10.8%	オ	5%	15.2%	ク	D
子育てに自信が持てない母親の割合	(27.0%)	ウ	59.1%	オ	30%	28.4%	ク	A
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	(1.6歳児 75.4%)	ウ	67.5%	カ	80%	71.5%	ク	C
	(3歳児 63.4%)	ウ	54.6%	カ	70%	61.8%	ク	C

ア 警察庁調べ(全国 平成12年)

イ 母子保健評価事業(平成12年)

ウ 幼児健康度調査(全国 平成12年)

エ 母子保健評価事業(平成16年)

オ 新岡山いきいき子どもプラン策定のための県民意識調査(平成16年)

カ 妊娠・出産・育児等についての実態調査(平成18年)

キ 子ども虐待防止専門本部会議資料(平成22年)

ク 妊娠・出産・育児等についての実態調査(平成21年)

(2) 住民自らの行動の指標

- 育児は母親一人で行うものではなく、家庭内での協力は勿論のこと、地域の中でも取り組むべきものですが、特に父親の役割は重要です。子どもと一緒に遊ぶ父親の割合は、平成18年には71.2%でしたが、平成21年には95.1%となり、「育児に参加する父親」の割合は増えています。

表2-8 達成状況(住民自らの行動の指標・課題2)

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価
出産後3か月時の母乳育児の割合	42.2%	ア	完全母乳 46.1%	ウ	50%	50.9%	オ	A
育児について相談相手等がいる母親の割合	99.0%	イ	99%以上	エ	増加	99.5%	カ	A
育児に参加する父親の割合	(よ<37.4%、時々45.4%)	イ	77.7%	エ	100%	90.1%	カ	B
子どもと一緒に遊ぶ父親の割合	(よ<49.4%、時々41.4%)	イ	71.2%	エ	90%	95.1%	カ	A

※ ()は参考値

ア 母子保健評価事業(平成12年)

イ 幼児健康度調査(全国 平成12年)

ウ 母子保健評価事業(平成16年)

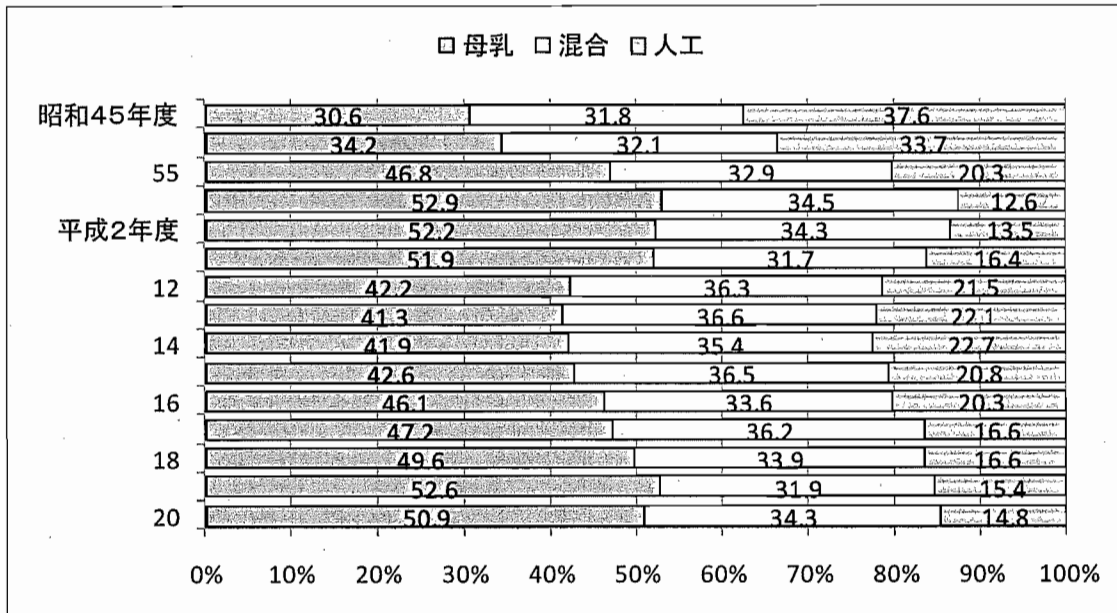
エ 新岡山いきいき子どもプラン策定のための県民意識調査(平成16年)

オ 母子保健評価事業(平成20年)

カ 妊娠・出産・育児等についての実態調査(平成21年)

- 母乳育児の割合は42.2%（平成12年）から50.9%（平成20年）に増えています。栄養・免疫面において優れているだけでなく、母体の回復を助け、母と子の絆を深めることにもつながるなど、母乳育児のメリットは多く、引き続き周知する必要があります（図2-10）。

図2-10 乳児の栄養



出典：岡山県の母子保健

- 子どもの心とからだの健やかな発達のためには、小さい頃から適切な生活習慣を身につけることが大切です。「新世紀おかやま母子保健計画」策定時の指標にはありませんが、第1回中間評価以降、「妊娠・出産・育児等に関する実態調査」を実施し、子どもの就寝・起床時刻や、テレビ・ビデオの視聴時間、絵本の読み聞かせの状況などについて把握しました。
- 子どもの就寝・起床については、子どもを21時台までに就寝させる家庭の割合は75.4%で前回（H18年）より2.3ポイント増え、7時台までに起床させる家庭の割合は77.2%で、7.9ポイント減っています。子どもの就寝・起床といった生活リズムの基本となる習慣の形成は、子どもの発達に大切です。（図2-11、図2-12）。

図2-11 就寝時刻

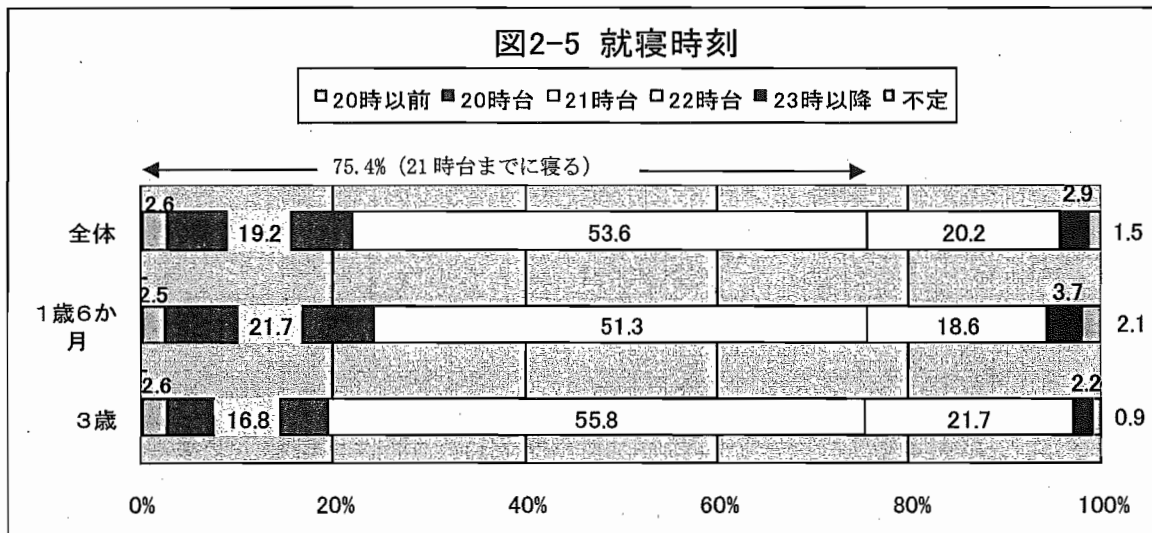
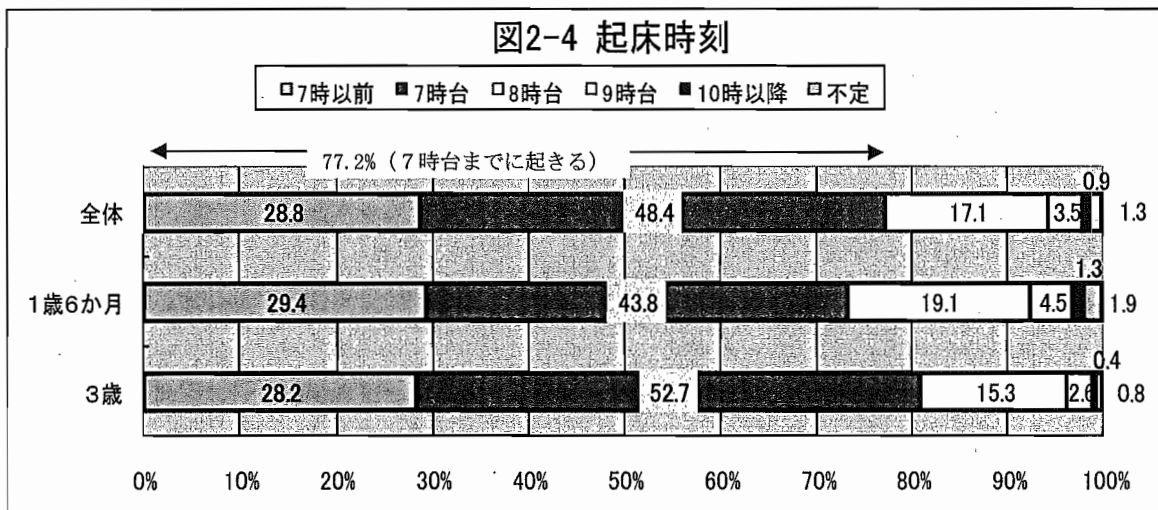


図2-12 起床時刻



○ テレビやビデオの視聴時間については、「見ない・見せない」が平成18年には3歳児で3.2%、1歳6か月児では8.9%でしたが、平成21年には「見せない・ほとんど見ない」割合はいずれも減少しており、テレビやビデオを見せる時間が増えています(図2-13)。

2004年、日本小児科医会は子どもとマスメディアの問題に関して、「2歳までのテレビ視聴は止めましょう」など5つの提言をしています。

育児を楽しむために、早い時期からテレビ、ビデオに頼ることは注意する必要があります。

*出典：「生活習慣の確立に向けた支援ガイドブック」P.17 参照、岡山県、2008.3

図2-13 テレビ・ラジオの視聴

		□ 見せない・見ない □ 1時間未満 □ 1~2時間 □ 2~3時間 □ 3~5時間 □ 5時間以上					
全体	H18年	5.9%	20.5%	35.2%	25.6%	10.8%	2.0%
	H21年	1.6%	17.6%	38.5%	28.2%	12.2%	1.9%
1歳6か月児	H18年	8.9%	24.6%	33.0%	21.9%	9.5%	2.1%
	H21年	2.1%	23.1%	38.4%	24.2%	10.3%	1.9%
3歳児	H18年	3.2%	16.6%	37.2%	29.1%	11.9%	2.0%
	H21年	1.1%	12.6%	38.7%	31.7%	14.0%	1.9%

- 週2日以上絵本の読み聞かせをしているのは、平成18年は3歳児で68.3%、1歳6か月児で1歳6か月児が67.8%であったのが、平成21年にはそれぞれ70.3%、71.2%とわずかですが増加しています（図2-14）。

図2-14 絵本の読み聞かせ頻度

		□ 毎日 □ 週に4~6日 □ 週に2~3日 □ 週に1日 □ それ以下				
全体	H18年	23.9%	17.3%	26.9%	13.5%	18.4%
	H21年	26.7%	19.2%	24.9%	14.6%	14.6%
1歳6か月児	H18年	25.2%	18.3%	24.3%	12.5%	19.7%
	H21年	27.8%	20.0%	23.4%	12.5%	16.3%
3歳児	H18年	22.7%	16.3%	29.3%	14.5%	17.2%
	H21年	25.6%	18.4%	26.3%	16.6%	13.1%

- テレビ・ビデオの視聴時間と絵本の読み聞かせの関係をみると、1歳6か月児、3歳児ともに、テレビ・ビデオの視聴時間が短いほど、絵本の読み聞かせ頻度が多くなっています（図2-15）。

図2-15 テレビ・ビデオの視聴時間と絵本の読み聞かせの頻度(3歳児、1歳6か月児)

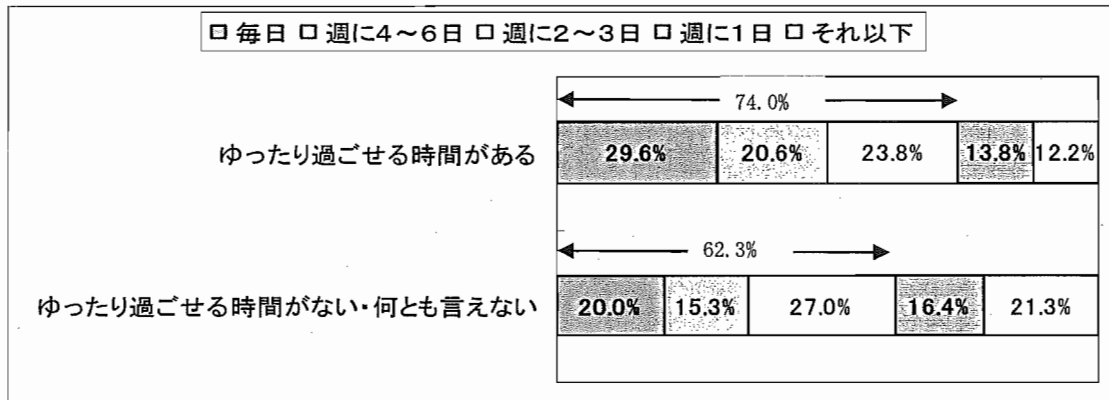
<3歳児>		□ 毎日 □ 週4~6日 □ 週2~3日 □ 週1日 □ それ以下				
		毎日	週4~6日	週2~3日	週1日	それ以下
視聴時間	5時間以上	0.7%	2.3%	1.3%	1.0%	6.4%
	3~5時間未満	12.1%	10.0%	15.0%	16.7%	18.5%
	2~3時間未満	28.7%	31.7%	32.2%	31.3%	36.9%
	1~2時間未満	41.4%	40.3%	39.5%	38.9%	29.3%
	1時間未満	15.0%	14.5%	11.8%	11.6%	8.3%
	見せない	2.3%	1.4%	0.3%	0.5%	0.6%

<1歳6か月児>		□ 毎日 □ 週4~6日 □ 週2~3日 □ 週1日 □ それ以下				
		毎日	週4~6日	週2~3日	週1日	それ以下
視聴時間	5時間以上	1.9%	1.2%	3.7%		5.2%
	3~5時間未満	5.4%	8.5%	12.0%	11.9%	18.0%
	2~3時間未満	19.7%	24.9%	26.3%	31.3%	23.3%
	1~2時間未満	44.8%	44.6%	36.3%	31.3%	27.9%
	1時間未満	26.8%	17.8%	22.3%	20.9%	25.6%
	見せない	3.3%	2.3%	2.0%		0.7%

「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある」と答えた母親の74.0%が週2日以上読み聞かせをしているのに対して、「ない」「何ともいえない」と答えた母親では62.3%でした。

「母親がゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある」とことと「絵本の読み聞かせを週2日以上している」とことには関連性が伺えることから、母親にゆとりがもてるよう、育児は分かち合っていくという意識の普及が必要です（図2-16）。

図2-16 ゆったりとした気分で過ごせる時間の有無と読み聞かせの頻度の関係（H21年）



(3) 行政・関係団体等の取組の指標

- 母子保健における未熟児・ハイリスク児の訪問は、医療機関からの「未熟児・ハイリスク児訪問連絡票(ハイリスク連絡票)」や市町村の乳幼児健康診査等で把握されるハイリスク児に対して行われており、平成17年度までは保健所と市町村が連携して実施し、平成18年度からは市町村が主体的に行っています。

市町村の保健師等が訪問した結果、「要フォロー」となった理由としては、平成20年度母子保健評価事業によると 養育者の問題や家庭環境等の問題が多く、新生児・乳児・未熟児訪問の38.2%を占め、健診後実施される幼児訪問では、発育・発達上の問題が59.3%を占めています。児童虐待の疑いも新生児・乳児・未熟児訪問で12.2%、幼児訪問で15.5%と多く、虐待のリスクのある家庭を様々な機会を使つて的確に把握し、市町村による訪問をはじめ、保健所、医療機関、児童相談所等の関係機関とも密接に連携して対応する必要があります。

ハイリスク連絡票の件数は、策定時より平成15年までは減少しましたが、平成16年以降では増加傾向にあります(表2-9)。

表2-9

ハイリスク連絡票の件数	
H12	248
H13	193
H14	150
H15	141
H16	219
H17	414
H18	316
H19	426
H20	486

- 「子ども虐待による死亡事例の検証(平成22年7月第6次報告/厚生労働省)」では、虐待により死亡に至った事例には、年齢では0歳児、特に0カ月児に集中しており、また、母の妊娠期・周産期の問題では、望まない妊娠や、妊婦健康診査未受診に多く見られたことから、ハイリスク妊婦への支援強化も必要となっています。

また、乳幼児健康診査の未受診児にも虐待が増加していることから、乳児全戸訪問事業による全乳児の状況把握に取り組むことが、虐待予防の早期発見には有効であり、平成21年4月から全市町村が取り組んでいます。

なお、妊娠期からの出産、育児期における育児不安や育児負担感の軽減を図るため、愛育委員や栄養委員等のボランティアとの連携により地域全体での育児支援に取り

組んでいます。

- 第2回実態調査で、乳幼児健康診査に満足している親の割合は、「とても満足している」、「満足している」を合わせると88%と、第1回中間評価時(90.2%)よりやや低下しています(表2-10)(図2-17)。

「医師や保健師の話が勉強になった」、「信頼がおけて安心できた」といった、乳幼児健康診査に好感をもった回答が多い反面、1歳6か月児健診に比べ、3歳児健診では「決まりだから受けた」、「形式的だった」という回答や、「その他」では、待ち時間や、健診の時間帯が子どもの昼寝の時間に重なることへの不満があります(図2-18)。

図2-17 乳幼児健康診査に満足している者・満足していない者の割合(平成21年)

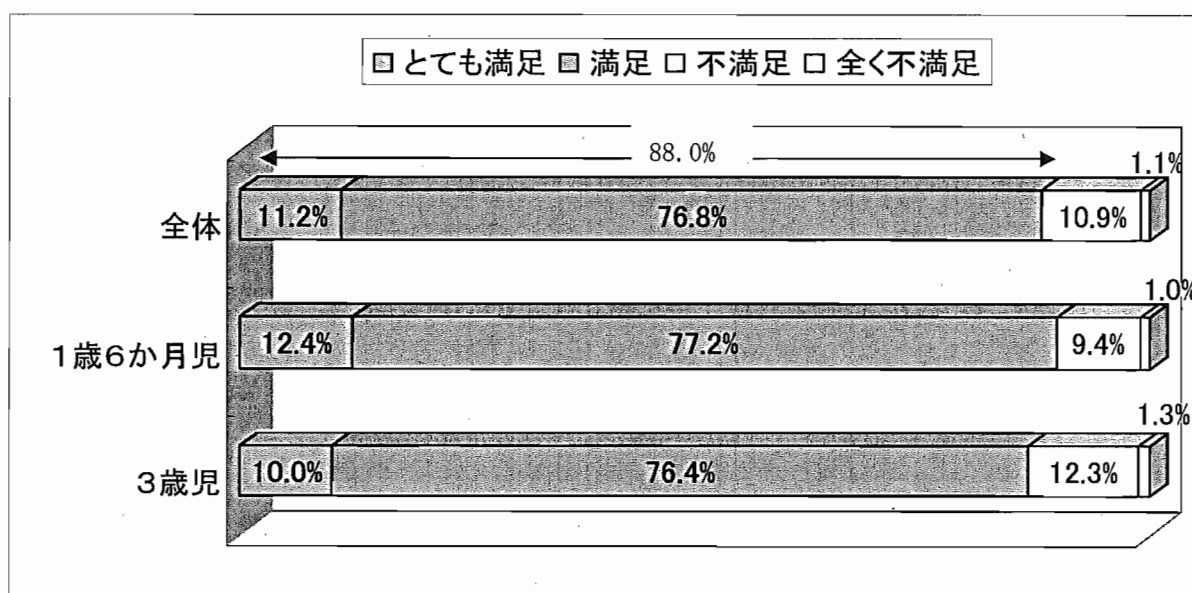
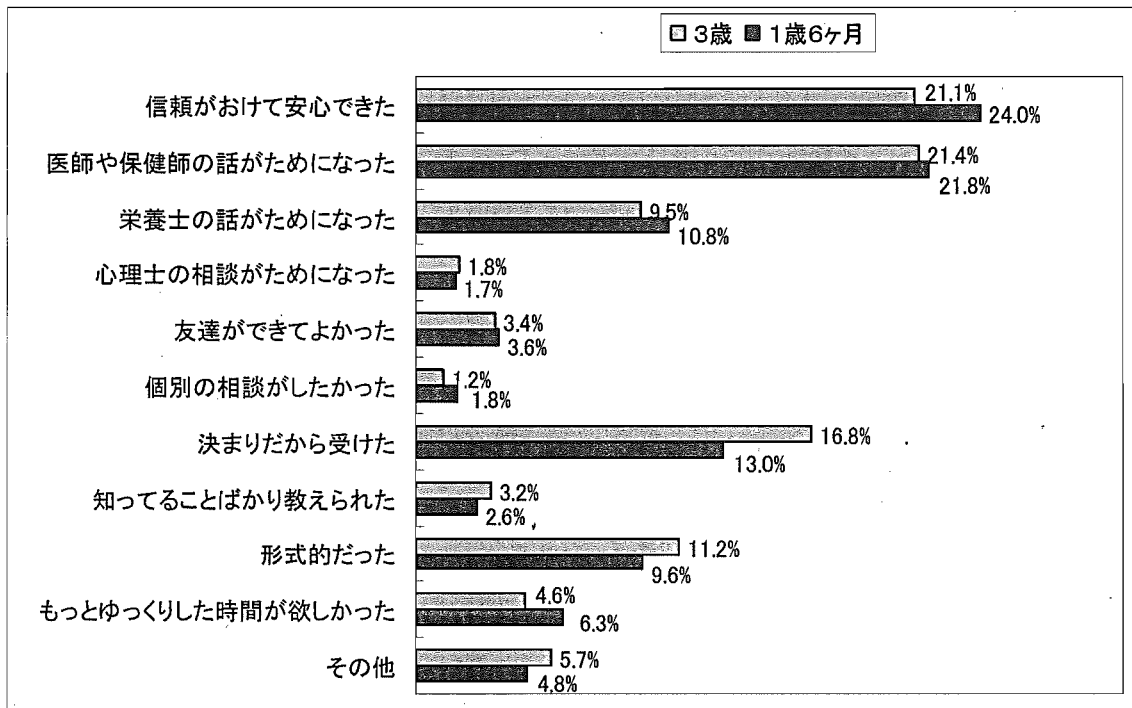


図2-18 乳幼児健康診査の感想(平成21年)



- 育児支援に重点を置いた乳幼児健康診査は全市町村で行われています。
- 児童相談所では、嘱託の精神科医を配置して、親子の心の問題に対応しています。
- 虐待などにより、何らかの心理的援助を必要とする子どもたちに対して、情緒障害児短期治療施設「津島児童学院」において、医療・心理・生活・教育の面から支援を行っています。
- 保健所では、児童相談所や市町村の求めに応じて、虐待のハイリスクのある家庭に対する支援を実施しています。
- 親子の心の問題に対応できる小児科医の育成については、平成11年から日本小児科医会において「子どもの心相談医」認定制度で対応されています。全国の認定者数は1,171名（平成22年4月1日現在）で、増加傾向にあり、本県では31人が登録しています。

表2-10 達成状況(行政・関係団体等の取組の指標・課題2)

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価
ハイリスク連絡票の活用	248件	ア	219件(H16) 316件(H18)	ウ	300件	486件(H20)	キ	A
乳幼児の健康診査に満足している者の割合	(30.5%)	イ	90.2% (25.0%)	エ	50%	88% (11.2%)	ク	D
親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合	—	—	26人	オ	50人	31人	ケ	C
情緒障害児短期治療施設の整備	整備済み	—	整備済み	—	整備済み	整備済み	—	A
育児支援に重点を置いた幼児健康診査を行っている市町村数	—	—	34/34市町村	カ	全市町村	26/26市町村	コ	A

*策定時の()は国の参考値、第1回・第2回中間評価の()は国に準じた集計値

- | | |
|----------------------------|---------------------------------|
| ア 母子保健評価事業(平成12年) | カ 「健やか親子21」の推進状況に関する実態調査(平成17年) |
| イ 幼児健康度調査(全国 平成12年) | キ 母子保健評価事業(平成20年) |
| ウ 母子保健評価事業(平成16年) | ク 妊娠・出産・育児等に関する実態調査(平成21年) |
| エ 妊娠・出産・育児等に関する実態調査(平成18年) | ケ 日本小児科医会「子どもの心の相談医」(平成18年) |
| オ 日本小児科医会「子どもの心相談医」(平成18年) | コ 岡山県の母子保健(平成20年) |

課題3 安心できる医療・療育体制の整備

(1) 保健水準の指標

○ 周産期医療の進歩、妊産婦及び乳幼児健康診査、母親学級、訪問指導等の施策の充実、ならびに生活水準の向上等により、母子保健の指標となる周産期死亡率、新生児死亡率、乳児死亡率は、全国的に低下しています。県における平成20年の新生児死亡率、乳児死亡率は、前年よりも上昇し、全国値を上回りましたが、平成21年には全国値を下回っています。経年の傾向を見ると、全国と同様、低下傾向にあります(図2-19～22)。

図2-19 周産期死亡数・死亡率の年次推移

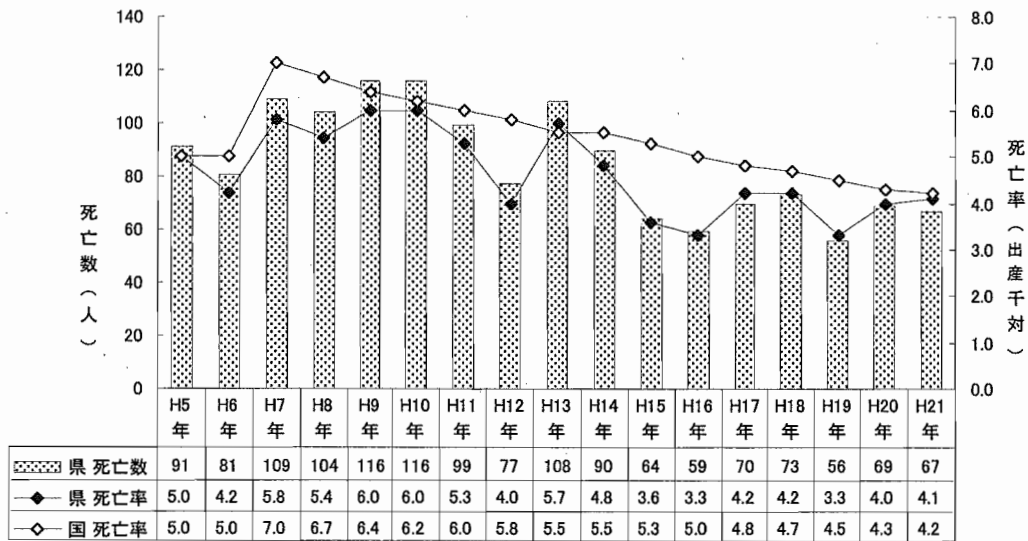


図2-20 新生児死亡数・死亡率の年次推移

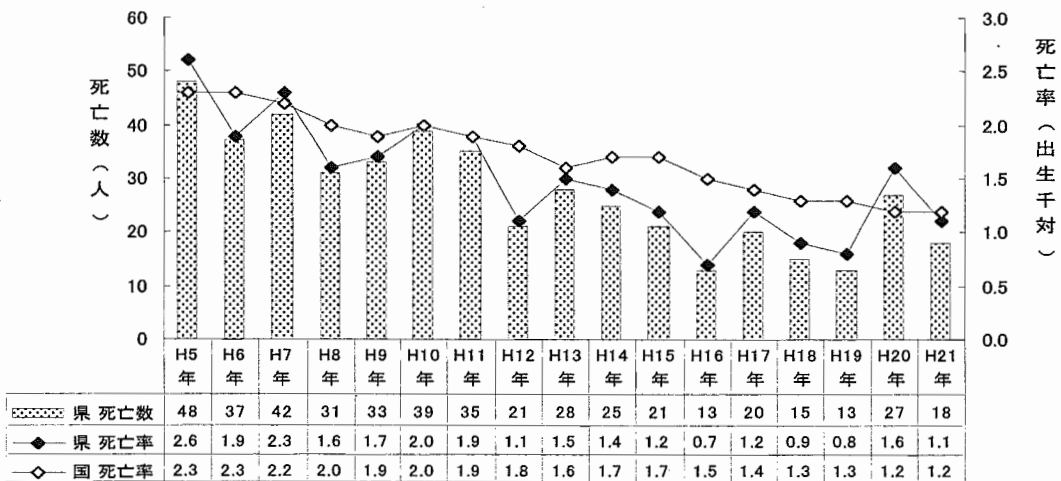


図2-21 乳児死亡数・死亡率の年次推移

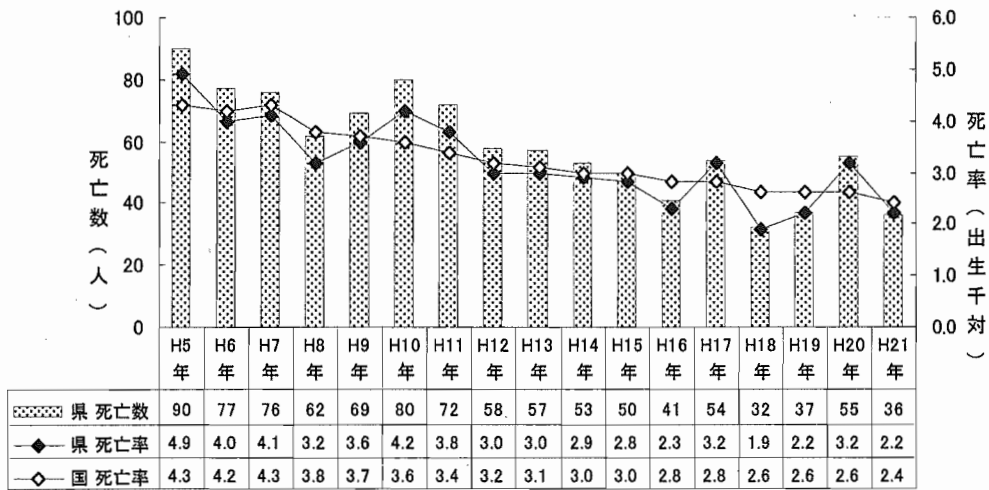
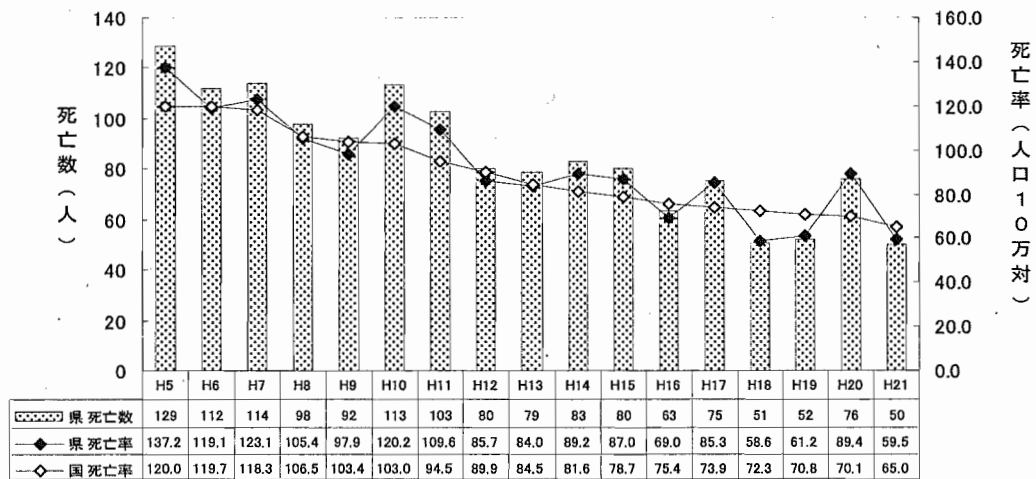
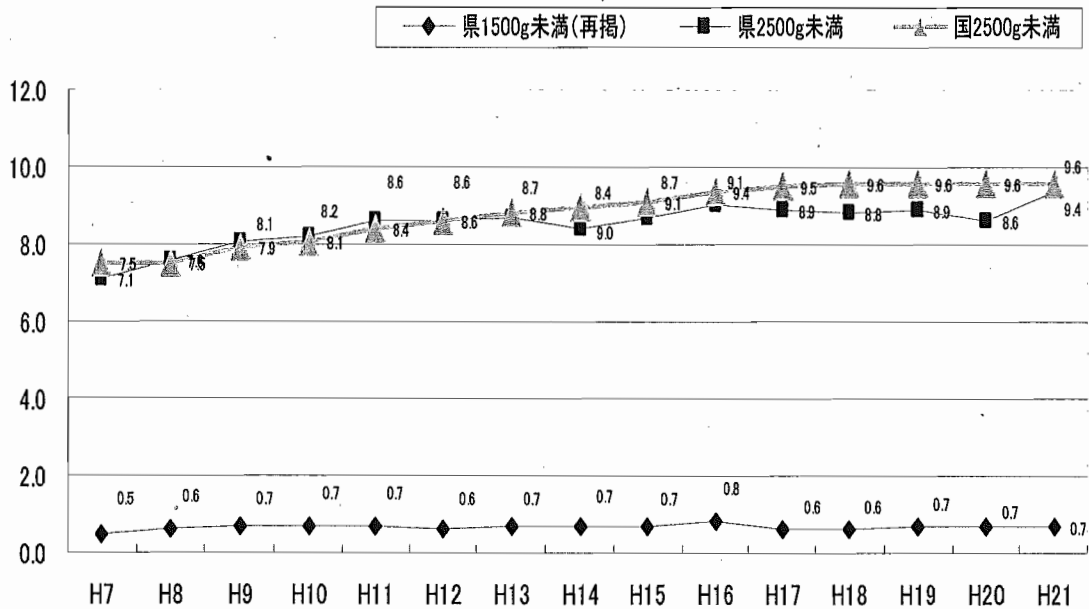


図2-22 乳幼児死亡数・死亡率の年次推移



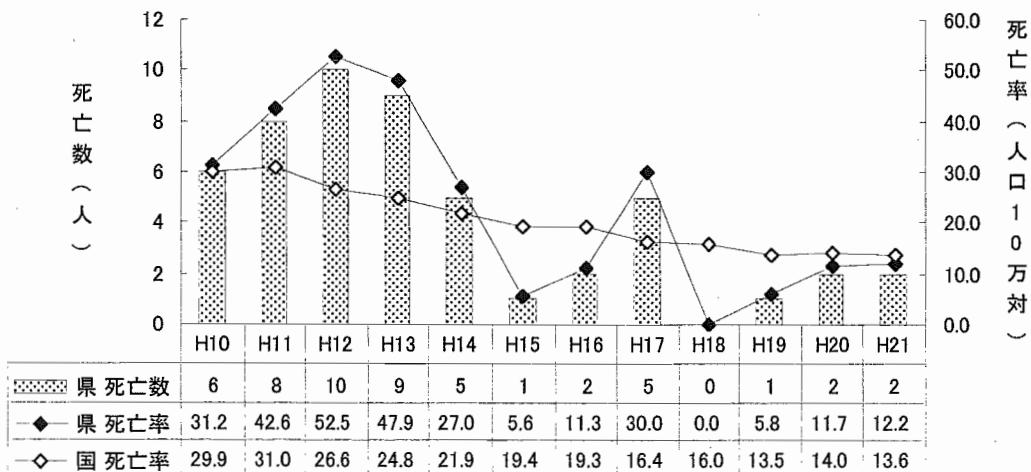
○ 全出生児に対する低出生体重児の割合は微増しています。そのうち極低出生体重児の割合は、近年ほぼ横ばいで推移しています（図 2-23）。

図2-23 全出生児に対する低出生体重児の割合(%)



○ 乳児の乳幼児突然死症候群（SIDS）死亡率は、平成 14 年までは全国を上回る状況が続いていましたが、平成 13 年以降減少し、平成 15 年からは概ね全国を下回っています（図 2-24）。

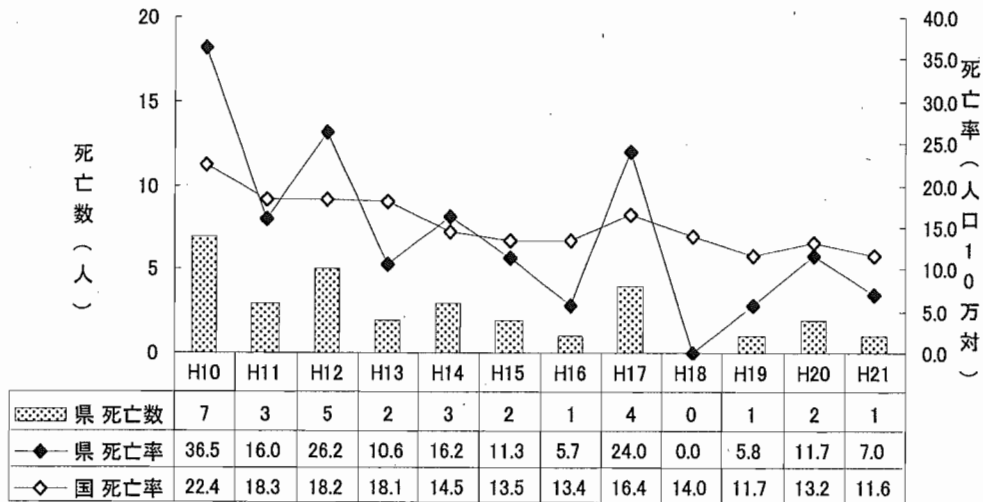
図2-24 乳児のSIDS死亡数・死亡率の年次推移



○ 不慮の事故による乳児の死亡率は減少してきています。また、幼児においても減少してきます(図2-25)。市町村は健康増進計画や次世代育成計画等に乳幼児の事故防止対策を盛り込み、出生届の受理時や乳幼児健康診査等の機会を利用して、事故防止の啓発に努めることが必要です。乳幼児のいる家庭では、細やかな事故防止への配慮が求められます。

図2-25 不慮の事故死亡数・死亡率の年次推移

(a) 0歳児



(b) 1~4歳児

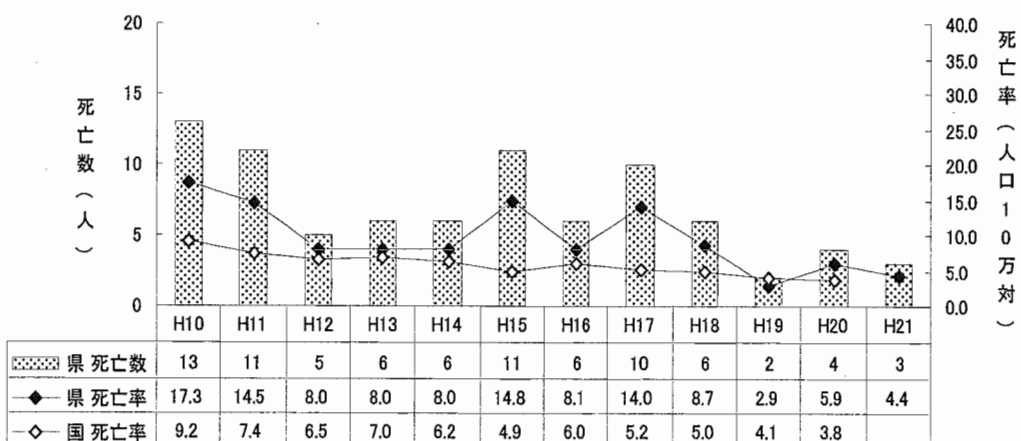


表2-11 達成状況(保健水準の指標・課題3)

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価
周産期死亡率(出産千対)	4.0 (全国2位)	ア	4.2 (9位)	イ	全国1位	4.1 (24位)	エ	D
新生児死亡率(出生千対)	1.1 (全国3位)	ア	1.2 (10位)	イ	全国1位	1.1 (23位)	エ	D
乳児死亡率(出生千対)	3.0 (全国18位)	ア	3.2 (38位)	イ	全国1位	2.2 (17位)	エ	D
乳児のSIDS死亡率(出生10万対)	52.5	ア	11.3	ウ	国の死亡率以下	12.2 (H21)	エ	X
乳幼児(0~4歳)死亡率(出生10万対)	85.7	ア	85.3	ウ	国の死亡率以下	59.3 (H21)	エ	X
不慮の事故死亡率(人口10万対)	乳児 26.2	ア	5.7	ウ	国の死亡率以下	7.0 (H21)	エ	X
	幼児 6.7	ア	8.1	ウ	国の死亡率以下	4.4 (H21)	エ	X
極低出生体重児の割合	<1500 0.6%	ア	0.8%	ウ	減少	0.7% (H21)	エ	C
低出生体重児の割合	<2500 8.6%	ア	9.1%	ウ	減少	9.4% (H21)	エ	D

ア 人口動態統計(平成12年)

イ 人口動態統計(平成17年)

ウ 人口動態統計(平成16年)

エ 人口動態統計(平成21年)

(2) 住民自らの行動の指標

- 妊娠中の喫煙は、早産や、低体重での出生、乳幼児突然死症候群の原因の一つになると言われています。

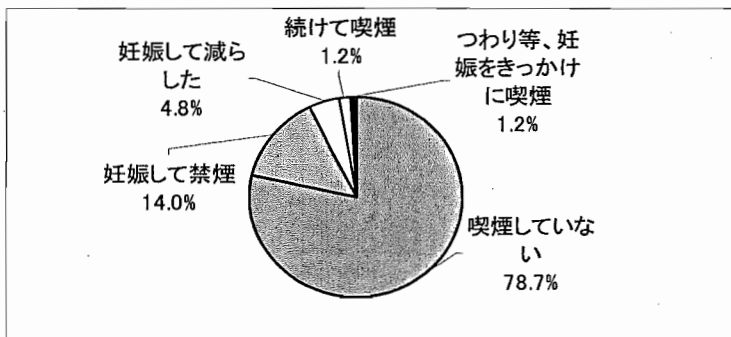
「第2回実態調査」では、妊娠中の母親の喫煙割合は平成21年が7.2%（前回調査7.2%）で改善は見られず、全国（4.9%）を上回っています（図2-26）。

妊娠がわかって禁煙した者は14.0%でしたが、逆に、つわり等妊娠をきっかけに喫煙した者も1.2%います。

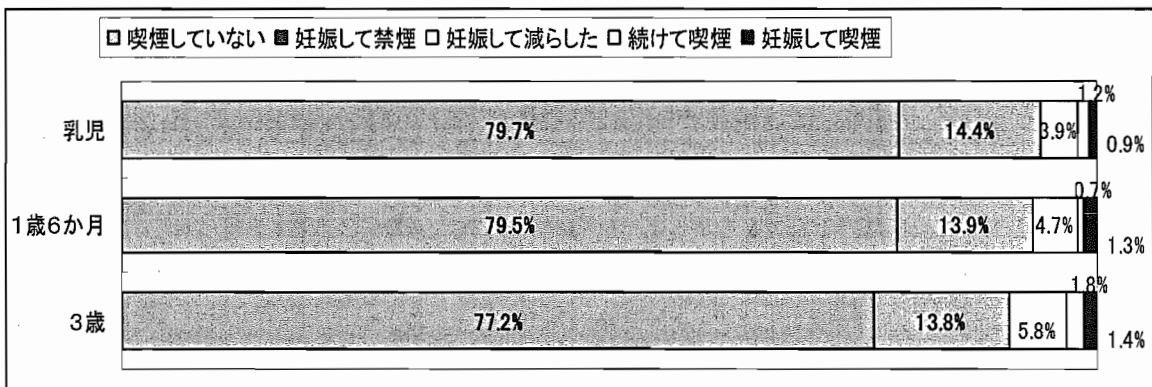
妊娠中の喫煙防止対策については、県内市町村（政令市を除く）6市3町2村が、18年以降、取組を「充実した」、「ある程度充実した」と回答していますが、出産が安全で快適なものになるよう、妊娠・出生届出時の面接や妊産婦・乳幼児訪問、乳幼児健康診査時に、妊産婦や育児中の親に対して禁煙への働きかけを強化する必要があります。

図2-26 妊娠中の喫煙状況

(a) 全体



(b) 各健診時別



- 子どもの受動喫煙は、乳幼児突然死症候群や、ぜんそく、中耳炎、肺炎などの発症や、憎悪の原因となることがあります。喫煙している父親は57.1%で、妊娠を機に禁煙した父親は5.7%となっていますが、51.4%（前回調査45.2%）は喫煙を続けています。また、喫煙している母親は21.3%で、妊娠を機に禁煙した母親は11.3%となっていますが、10.0%（前回調査11.0%）は喫煙を続けており、前回に比べ母親の数は減少し

ましたが、父親は6.1ポイント増加しています。

子どもの前で喫煙する父親の割合は13.2%（前回調査14.0%）、母親の割合は3.3%（前回調査4.1%）で、前回に比べ両親ともに減少しています。その一方、両親以外の同居家族が喫煙している割合は40.9%で、子どもの前での喫煙割合は13.3%でした。

タバコに関する事故防止対策として、「タバコや灰皿はいつも子どもの手の届かないところに置く家庭」の割合は92.2%であり、タバコ対策と併せ、事故予防の観点からの啓発が必要です。

出典：「生活習慣の確立に向けた支援ガイドブック」P.20、岡山県、2008.3

表2-12 育児期間中の両親・同居家族の喫煙率(%)

	もともと喫煙していない	妊娠を機に禁煙	本数を減らす	子どもの前で吸わない	子どもの前で吸う
父親 (N=3,077)	42.9	5.7	2.5	35.7 [31.2]	13.2 [14.0]
母親 (N=3,305)	78.7	11.3	2.0	4.7 [6.9]	3.3 [4.1]
同居家族 (N=1,417)	59.1	0.9	0.4	26.3	13.3

[]は第1回中間評価時の妊娠出産育児等についての実態調査[岡山県H18]

- 妊娠中の飲酒は、胎児性アルコール症候群などの先天性障害や早産のリスク因子となり、飲酒期間が長いほど、そうしたリスクは高くなります。「第2回実態調査」で、妊娠中に飲酒していた母親は、9.2%（前回調査12.0%）で、減ってはいますが、全国値7.7%を上回っています。また、少数ですが妊娠を機に飲酒する妊婦もおり、妊娠と飲酒について、引き続きあらゆる機会を活用して啓発していく必要があります。

表2-13 妊娠中の飲酒割合(%)

	ベースライン		第1回中間評価		第2回中間評価	
	国(H13) *1	県(H14) *4	国(H17) *2	県(H19) *5	国(H21) *3	県(H21)
乳児健診			14.9		7.6	7.5
1歳6か月児健診	18.1	4.8	16.6	12	7.5	9.9
3歳児健診			16.7		8.1	9.9

*1 乳幼児身体発育調査(H12)

*2 「健やか親子21の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究」(H17年)

*3 「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」(H21年)

*4 低出生体重の2歳時におけるハイリスク児フォローのための調査(岡山県H13)

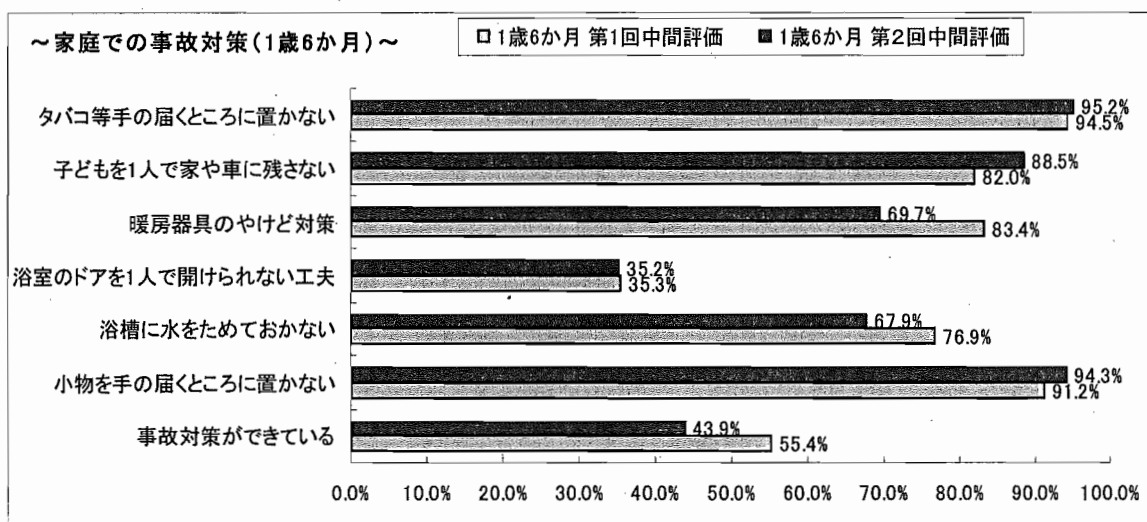
- 「第2回実態調査」では、かかりつけ医を持っている親の割合は、3歳児で91.8%（前回調査88.3%）、1歳6か月児で90.1%（前回調査89.5%）といずれも前回よりわずかに増加し、全国(84.2%)を上回っています。また、休日夜間に診察してもらえる医療機関を知っている親の割合は、3歳児で86.6%（前回調査86.1%）、1歳6か月児で89.6%（前回調査86.6%）といずれも前回よりわずかに増加し、全国(84.8%)を上回っています。しかし、一部の二次保健医療圏域では全国平均より低い圏域があり、休日夜間診療について一層の周知が必要です。

- 家庭での事故防止対策を実施している割合は36.6%で、前回調査より11.7ポイント減少し、全国値を大きく下回っています。1歳6か月児、3歳児健診児の調査で見ると、1歳6か月児の43.9%、3歳児の30.1%という結果です。取り組みの内容を見ると、「浴室のドアを子どもが一人で開けられないように工夫している」家庭が1歳6か月児で35.2%、3歳時で17.5%あり他の項目と比べて取組が低くなっています。一方、取組の高い項目には、「タバコ等、子どもの手の届くところへ置かない」が1歳6か月児で95.2%、3歳児で89.2%、「小物を子どもの手の届かないところに置かない」が1歳6か月児で94.3%、3歳時で85.2%、「子どもを1人で車や家に残さない」家庭が1歳6か月児で88.5%、3歳児で86.7%という結果でした（図2-27）。

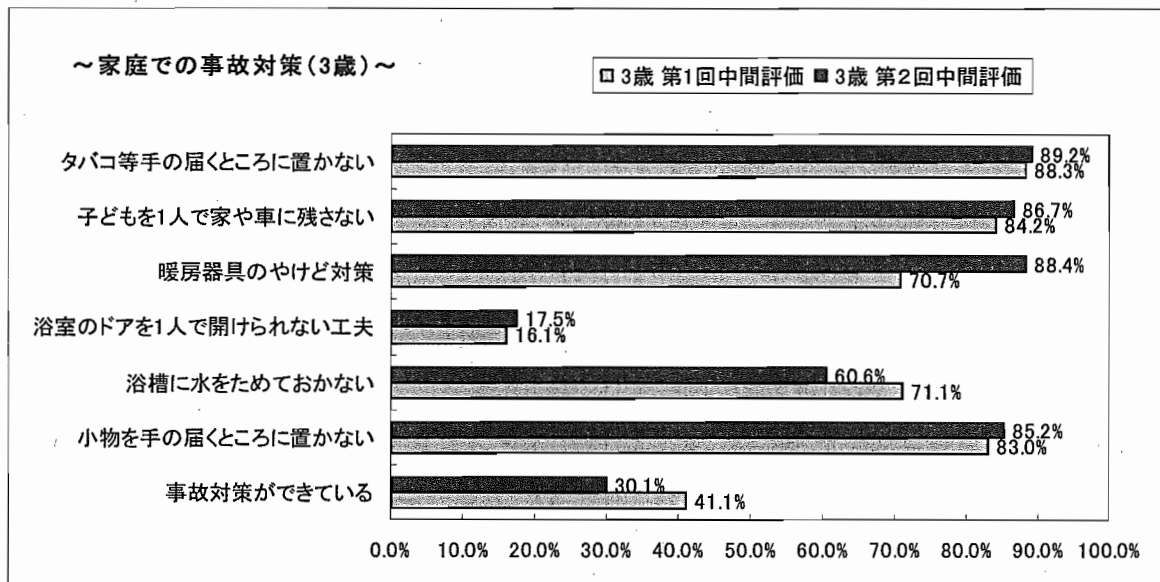
市町村では、乳幼児健康診査の機会にパンフレットの配布、教材を用いた個別指導等を実施していますが、子どもの年齢が増すにつれ、事故等への配慮が薄れていく傾向が見えるため、保護者への注意喚起と、乳児期に引き続き、幼児期の事故防止にも気をつけるよう啓発していく必要があります。

図2-27 家庭での事故対策

(a) 1歳6か月児健康診査



(b) 3歳健康診査



- 乳幼児のうつぶせ寝は、乳幼児突然死症候群の発症原因の一つとされ、市町村では母子健康手帳への明記、ポスターの掲示等を通じてうつぶせ寝による事故への注意喚起に努めています。「第2回実態調査」では、乳幼児のうつぶせ寝と乳幼児突然死症候群との関連を知っている親の割合は95.5%でした。1歳までの寝かせ方について、うつぶせ寝をさせている（または、させていた）親の割合は1.7%で、前回調査よりも0.8ポイント減少しています。しかし、全国平均の0.7%には及ばないため、今後も普及に努め、適切な寝かせ方の指導を行う必要があります。

出典：「生活習慣病の確立に向けた支援ガイドブック」P.24、岡山県、2008.3

表2-14 乳幼児のうつぶせ寝と乳幼児突然死症候群(SIDS)との関連を知っている親の割合(%)

	ベースライン		第1回中間評価		第2回中間評価	
	国(H13) *1	県(H14)	国(H17) *2	県(H19) *4	国(H21) *3	県(H21)
知識	88.0	未実施	未実施	未実施	未実施	95.5
行動	3.5	未実施	1.2	2.5	0.7	1.7

*1 厚生労働科学研究(H12)

*2 「健やか親子21の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究」

*3 「健やか親子21を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究」(H21)

*4 妊娠・出産・育児等に関する実態調査(岡山県H18)

- 平成18年の予防接種法の改正、続く平成19年の結核予防法の廃止に伴い、麻疹ワクチンとBCG接種の対象、期間、回数が変わりました。そのため、従前と同じ方法では指標が出せないため、指標自体を見直す必要が生じてきました。

県のBCG接種は、平成20年度に98.8%（地域保健・健康増進事業報告）、麻しん（MR混合ワクチン）接種率は平成21年度の第I期で95.0%、第II期で94.6%（厚生労働省調査）となっており、第I期については目標の95.0%を達成しましたが、今後も引き続き接種率の向上に向けた啓発が必要です。

表2-15 達成状況(住民自らの行動の指標・課題3)

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価
事故防止対策を実施している家庭の割合	(1歳6か月 4.2%)	ア	55.4%	エ	100%	43.9%	カ	D
	(3歳児 1.8%)		41.1%	エ		30.1%	カ	D
乳幼児：風呂場のドア配慮している家庭の割合	(31.3%)	イ	1歳6か月 35.3%	エ	100%	35.2%	カ	C
			3歳児 16.1%	エ		17.5%	カ	C
1歳6月までに麻疹の予防接種を終了している者の割合	(三種混合89%)	イ	—	—	95%	—	—	—
	(麻疹 71%)		麻疹 82.2%	オ		麻疹 90.1%	キ	B
子どものかかりつけ医をもつ親の割合	(81.7%)	イ	1歳6か月 89.5%	ケ	100%	90.1%	カ	C
			3歳児 88.3%	ケ		91.8%	カ	C
妊娠中の喫煙率	(8.6%)	ウ	7.2%	エ	0	7.2%	カ	C
妊娠中の飲酒率	(4.8%)	ウ	12.0%	エ	0	9.1%	カ	D
育児期間中の自宅での両親・同居家族の喫煙率	(父親 70.7%)	ウ	父親 45.2%	エ	0	51.4%	カ	D
	(母親 12.2%)		母親 11.0%			0	10.0%	カ
乳幼児のうつせ寝とSIDSとの関連を知っている親の割合	(88%)	ア	—	—	100%	95.5%	カ	—
休日・夜間の小児救急医療を知っている親の割合	(1歳6か月 86.6%)	ア	1歳6か月 86.6%	エ	100%	89.6%	カ	C
	(3歳児 88.8%)		3歳児 86.1%			86.6%	カ	C

※ ()は参考値

ア 厚生労働科学研究(全国 平成12年)

イ 幼児健康度調査(全国 平成12年)

ウ 低出生体重児の2歳時におけるハイリスク児
フォローのための調査(県 平成13年)

エ 妊娠・出産・育児等についての実態調査(平成18年)

オ 岡山県の母子保健(平成18年)

カ 妊娠・出産・育児等に関する実態調査(平成21年)

キ 岡山県の母子保健(平成20年)

(3) 行政・関係団体等の取組の指標

- 小児の初期救急医療体制については、在宅当番医及び休日夜間急患センター等が初期救急医療を行っています。本県では、小児人口に対する小児科医の数は県全体では増加傾向にあり、二次保健医療圏別の小児科医数には偏在が認められます。そのため、平成18年度から小児科医が少ない医療圏域の内科医等への小児初期救急医療に係る研修や、小児初期救急医療機関からの相談への対応等を行う「小児救急医療支援病院(5医療機関)」を指定し、身近な医療機関で小児初期救急医療が受けられる体制を整備しています。さらに、平成16年7月より土日・休日の夜間と年末年始の小児救急医療電話相談事業(通称：＃8000(シャープハッセン))を実施し、平成19年度からは、同事業を平日の準夜間帯(午後7時から11時)に拡大し、相談体制の充実に努めています。しかし、この事業を知っている親の割合は、第2回中間評価の調査では39.5%と低く、引き続き、事業の周知に努める必要があります。併せて、保護者が家庭での子どもの応急手当や病状に応じて適切な医療機関の選択が行えるよう啓発に取り組む必要があります。

二次救急医療体制は、現在、県南東部、県南西部及び津山・英田(真庭圏域を含む)の各二次保健医療圏において、病院群輪番制又は小児救急医療支援事業によって小児科医による診療が実施されています。

- 子どもの事故防止対策は、県内、政令市を除く全市町村で実施しています。

表2-16 県内の小児科医数の推移

		H10	H12	H14	H16	H20	
岡山県	総数	232	239	255	256	265	
	年少人口10万対	76.9	82.0	89.6	91.5	98.1	
医療圏	県南東部	総数	132	141	150	139	154
		年少人口10万対	95.6	105.3	114.0	106.5	121.1
	県南西部	総数	78	77	82	93	86
		年少人口10万対	70.4	71.4	77.3	88.4	83.8
	高梁・新見	総数	7	5	7	7	6
		年少人口10万対	53.9	41.4	62.3	73.1	77.2
	真庭	総数	1	1	2	0	1
		年少人口10万対	13.4	14.3	30.3	0.0	15.4
	津山・英田	総数	14	15	14	17	18
		年少人口10万対	43.4	49.3	48.0	60.5	68.8

年少人口：0～14歳の人口、岡山県の年少人口13.9%（平成20年人口動態調査）

- 院内学級を設置している医療機関は、7医療機関あり、小学校・中学校とも、患児の学齢に応じて、教員を派遣する体制を整備しています。
- 慢性疾患児等の在宅療養の支援体制が整備されているのは、県内政令市を除く26市町村中19市町村でした。

表2-17 達成状況(行政・関係団体等の取組の指標・課題3)

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価
初期・二次・三次の小児救急医療体制の整備	初期:休日・昼間対応可能		初期:休日・昼間対応可能		整備	初期:休日・昼間対応可		A
	2次:3医療圏は整備	—	2次:4医療圏は整備	—		2次4医療圏は整備	—	B
	3次:整備済		3次:整備済			3次:整備済		A
小児人口に対する小児科医師等 (年少人口10万対)	小児科医師 82.0	ア	91.5	ウ	増加	98.1	カ	A
	児童精神科医師 —	—	—	—		3人	キ	—
院内学級・遊戯室を持つ小児病棟の割合	—	—	7医療機関	エ	増加	7医療機関	ク	C
子どもの事故防止対策の啓発をしている市町村の数	61/78市町村	イ	32/34市町村	オ	全市町村	26/26	ケ	A
慢性疾患児等の在宅療養の支援体制が整備されている市町村数	—	—	27/34市町村	オ	全市町村	19/26	ケ	D

ア 医師歯科医師薬剤師調査(平成12年)

イ 母子保健評価事業(平成12年)

ウ 医師歯科医師薬剤師調査(平成16年)

エ 岡山県教育庁調べ(平成17年)

オ 「健やか親子21」の推進状況

に関する実態調査(平成21年)

カ 医師歯科医師薬剤師調査(平成20年)

キ 日本児童青年精神医学会ホームページ(平成22年)

ク 岡山県教育庁調べ(平成22年)

ケ 「健やか親子21」の推進状況に関する実態調査(平成21年)

課題4 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

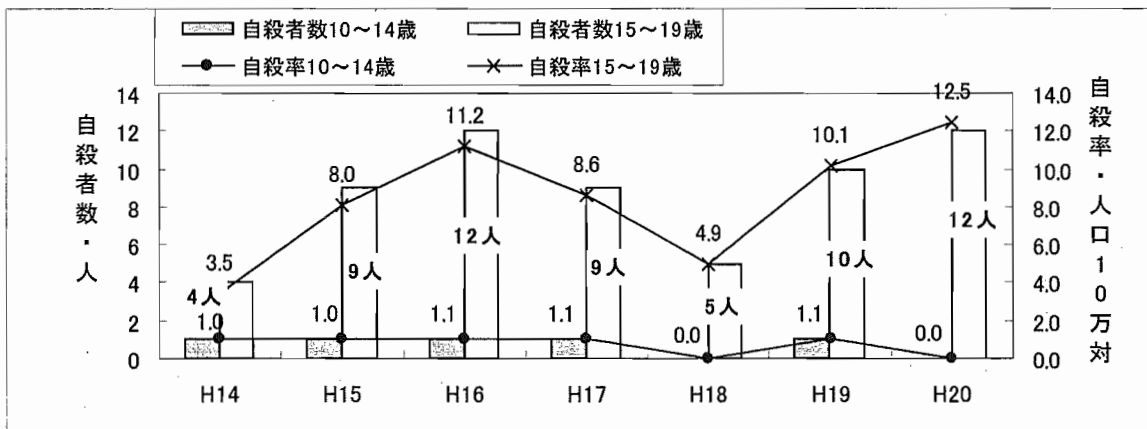
(1) 保健水準の指標

- 思春期の心の問題は、乳幼児期からの発達過程が大きく影響しています。

思春期は、身体的にも精神的にも大きく揺れ動き、不登校、引きこもり、家庭内暴力、摂食障害など、さまざまな心の問題が生じやすい時期です。

十代の自殺率は平成11年以降増加し、平成17、18年には一旦減少したものの、再び増加し、平成20年には10~19歳の自殺数は12人となっています。10~14歳の自殺もあり若い世代の自殺をなくすことが重要です(図2-28)。

図2-28 十代の自殺者数・自殺率の年次推移



- 思春期は、大人と子どもの両面を持ち、性に対する関心も高まり、性欲のコントロールも必要となる時期にあつて、インターネットの普及や雑誌、ビデオ等からの間違った情報も入手しやすい環境にもあることから、性に対する適切な知識と感性を身に

つけさせる取組や情報リテラシーの学習が不可欠です。

*情報リテラシーとは 情報を適切に判断し、選択し、使用する能力です。

- 十代の妊娠中絶率は、平成13年をピークに減少傾向にあります。全国より高い状況にあります。また、性感染症の定点報告数は、クラミジア、淋菌とも、平成14年頃よりは減少していますが、予断を許しません（図2-29、図2-30）。

図2-29 十代の妊娠中絶実施数・率の年次推移

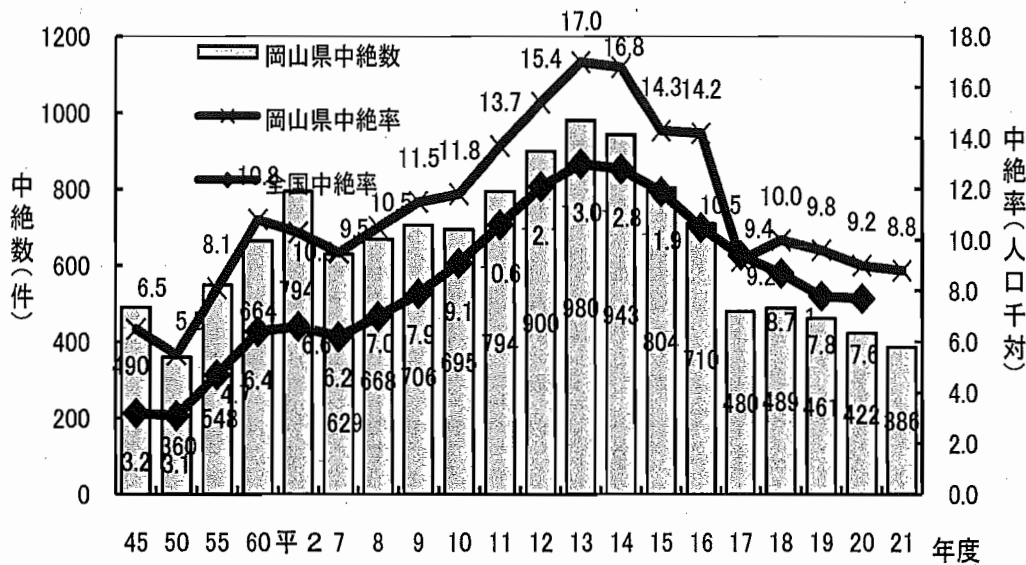
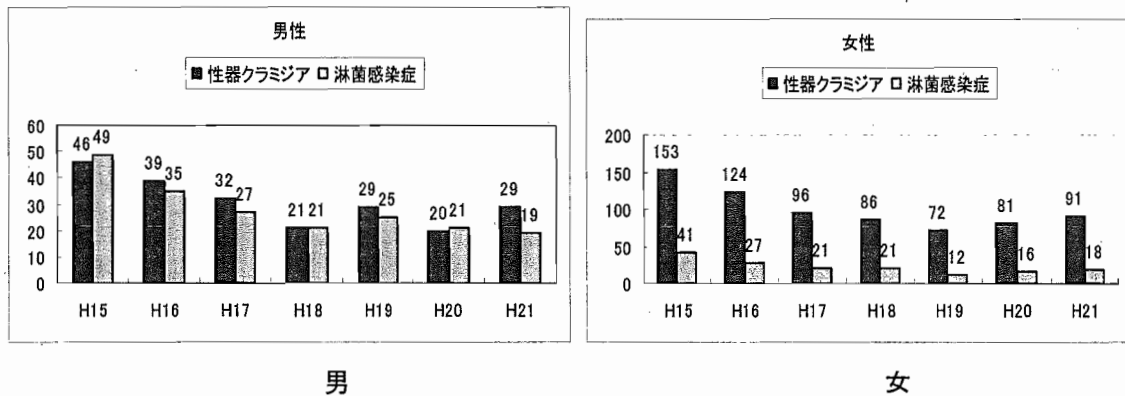


図2-30 十代の性感染症定点報告数の年次推移



- 思春期の不健康なやせ志向は、将来の妊娠、更には生涯にわたる健康問題にもつながる重要な課題であるとの認識が必要です。思春期の心の問題への対策のみならず、

予防の観点から、栄養・食生活・正しいボディイメージなどについての普及啓発が求められます。

表2-18 達成状況(保健水準の指標・課題4)

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価
十代の自殺率(人口10万対)	2.9(10-14歳)	ア	1.1	エ	減少	0.0	キ	A
	4.2(15-19歳)		12.1		減少	13.0		D
十代の人工妊娠中絶実施率(人口千対)	15.4	イ	9.2	オ	減少	8.8	キ	C
十代の性感染症罹患率 定点報告数	性器クラミジア	ウ	性器クラミジア	カ	減少	性器クラミジア	ク	C
	男:37 女:197		男:32 女:96			男:29 女:91		
	淋菌感染症		淋菌感染症			淋菌感染症		
	男:51 女:44		男:27 女:21		減少	男:19 女:18		

ア 人口動態統計(平成21年)

イ 母体保護統計(平成21年)

ウ 定点報告書(平成13年)

エ 人口動態統計(平成16年)

オ 母体保護統計(平成17年)

カ 定点報告書(平成17年)

キ 人口動態統計(平成21年)

ク 定点報告数(平成20年)

(2) 住民自らの行動の指標

- 麻薬・覚せい剤・シンナー等の薬物の乱用は、生命や身体だけでなく、家庭や社会にも大きな悪影響を及ぼします。次代を担う若者たちの薬物の乱用は、全国的に中学生にまで広がっており、薬物乱用の危険性等について正しい知識を持ち、薬物には手を出さない、断る勇気を持つということが大切です。薬物乱用防止教育を実施している中学校は 69.8%、高校は 80%で、中高生に対する健康教育、保健指導を徹底し、正しい知識の普及啓発を今後も継続する必要があります。
- 平成8年、10年、16年度の中高生の飲酒及び喫煙行動に関する全国調査(中央調査社)や、平成20年度未成年者の喫煙・飲酒状況に関する全国実態調査によると、中高生の飲酒及び喫煙率は、減少傾向であると報告されています。未成年の喫煙・飲酒は決して容認されるものではなく、健康への悪影響や成長期の発達の障害となるため、学校教育を通じて健康への関心を高めるとともに、寛容になり過ぎないように、大人たちへの注意の喚起も必要です。

表2-19 達成状況(住民自らの行動の指標・課題4)

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価
十代の喫煙率	中学生 男子:1.6% 女子:0.5% 高校生 男子:1.2% 女子:2.0%	ア	中学生 男子:2.3% 女子:1.9% 高校生 男子:9.1% 女子:3.3%	イ	0%	H22年度 10月調査 集計中		—
防止対策の次世代育成行動計画への盛り込み	—		—		—	16市町村	ウ	—
防止対策の健康増進計画への盛り込み	—		—		—	20市町村	ウ	—
十代の飲酒率	中学生 男子:21.1% 女子:6.8% 高校生 男子:28.3% 女子:24.8%	ア	中学生 男子:8.0% 女子:7.1% 高校生 男子:19.7% 女子:15.1%	イ	0%	H22年度 10月調査 集計中		
防止対策の次世代育成行動計画への盛り込み	—	—	—	—	—	15市町村	ウ	—
防止対策の健康増進計画への盛り込み	—	—	—	—	—	15市町村	ウ	—
薬物乱用の有害性について正確に知っている中・高校生の割合	—	—	急性中毒 中学生65.6% 高校生75.0% 依存症 中学生74.8% 高校生83.2%	イ	90%	H22年度 10月調査 集計中		
次世代育成行動計画への盛り込み	—	—	—	—	—	15市町村	ウ	—
健康増進計画への盛り込み	—	—	—	—	—	7市町村	ウ	—
性感染症について学んだ高校生の割合	—	—	性器クラミジア 男子:50.5% 女子:60.7% 淋菌感染症 男子:30.1% 女子:32.5%	イ	100%	—	—	—

ア 青少年の意識と行動に関する基本調査(平成12年)

イ 学校歯科保健実態調査(平成16年)

ウ 「健やか親子21」の推進状況に関する実態調査(全国 平成20年)

(3) 行政・関係団体等の取組の

指標

- 学校、家庭、地域の連携を進めるために学校保健委員会を開催している学校の割合は小・中・高等学校とも増加しています。
- 薬物乱用防止教育は、小・中・高等学校とも、発達段階に応じた内容で、保健学習として、必ず行うこととなっており、単に薬物の怖さやからだに悪い、法律に触れるからといった知識だけでなく、実際に身近で問題が起こったとき、うまく対応できるよう指導し、自らも考えて行動できるよう、各学校では指導内容に工夫を凝らして取り組んでいます。

- 警察関係者や学校薬剤師等、専門家を招いての薬物乱用防止教室を実施した学校の割合は、策定時より増加しています。
- 児童・生徒の心の問題に対応するため、臨床心理士等の専門家をスクールカウンセラーとして平成19年度より全中学校に配置しているほか、平成22年度からは、民生委員・児童委員、保護司、元教員など地域の人材を活用したスクールサポーターを小学校33校、中学校54校に配置し、家庭訪問や学校内での相談を行っています。
- 思春期の子どもたちに命や健康の大切さを実感できるよう、愛育委員が県の委託を受け、中高生を対象に赤ちゃんふれあい体験サポート事業を実施しています。
- 岡山県精神科医療センターでは、子どもの心の診療拠点病院として、発達障害等様々な子どもの心の問題に対応するとともに、専門的な思春期精神科診療を行い、また、保健、医療、福祉、教育関係者等とのネットワークづくりに取り組んでいます。

表2-20 達成状況(行政・関係団体等の取組の指標・課題4)

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価
学校保健委員会を開催している学校の割合	小学校 73.2%	ア	小学校 73.2%	エ	100%	小学校 76.3%	キ	C
	中学校 51.7%		中学校 58.2%			中学校 62.1%		
	高等学校 66.7%		高等学校 69.4%			高等学校 72.5%		
薬物乱用防止教育を実施している中学校・高校の割合	中学校 33.9%	イ	中学校 33.5%	オ	100%	中学校 69.8%	ク	B
	高等学校 57.8%		高等学校 58.1%			高等学校 80.0%		
スクールカウンセラーを配置している中学校の割合	22.5%	ウ	35.7%	カ	100%	100%	ク	A

ア 学校保健概要(平成12年)

イ 岡山県教育庁保健体育課調べ(平成13年)

ウ 文科省調べ(平成13年)

エ 学校保健概要(平成16年)

オ 岡山県教育庁保健体育課調べ(平成17年)

カ 岡山県教育庁調べ(平成17年)

キ 学校保健概要(平成21年)

ク 教育庁調べ(平成21年)

第3章 後期・新世紀おかやま母子保健計画

第1節 関係機関・団体等に期待する役割

「後期・新世紀おかやま母子保健計画」は、ヘルスプロモーションの理念である自助、共助、公助の精神を通じて県民自らが主役となり、家族はもとより、行政、学校、職場、地域のボランティア、関係機関・団体、マスメディア等、社会を構成するメンバーがそれぞれの機能に応じた役割を果たし、健やか親子21県民運動を推進していくための基本計画となるものです。

各機関・団体等に期待する役割

家 庭	<p>家庭は、地域社会を構成する基礎的単位であり、基本的な生活習慣の形成、健康づくりなどの面で大きな役割を担っています。</p> <p>親子のふれあいや子育ての楽しさを感じることでできる家庭づくりは、子どもの健全な育成のみならず、家族全体の健康増進の観点からも重要であり、父親の育児参加等、家族構成員一人ひとりの役割の再確認が必要です。また、健康診査や予防接種を適切に受け、子どもの病気への理解を深め、子どもの事故防止に努めるとともに、喫煙・飲酒が妊婦・胎児、そして子どもの成長・発育に与える影響に配慮することが必要です。</p>
市 町 村	<p>市町村は、妊婦健康診査の実施、保護者への育児支援、乳幼児の健やかな成長・発達に向けた支援など基本的な母子保健事業の実施主体であり、学校、職域、関係団体等と連携しながら母子保健計画を推進し、地域の実情にあった取組を行うことが望まれます。さらに、親子クラブなどの自主グループやボランティア団体への支援、公民館活動等との連携、関連施設の整備等に取り組む必要があります。</p>
学 校	<p>学童期、思春期は、心身の成長・発達みならず、基本的な生活習慣が形成される時期です。そのため、健康について考え、学ぶ場である学校は、正しい知識を基に適切な健康行動を選択できる能力を身につける機会を提供し、地域と連携して性教育、喫煙・飲酒防止等に関する教育などに取り組みます。また、近年、児童・生徒の心の問題についても、学校の果たす役割は大きくなっています。</p>

職 域	<p>働きながらの妊娠・出産・育児や再就職が可能な雇用環境、母親だけでなく父親も育児に気軽に参加できるような職場の環境の整備に努める必要があります。</p> <p>妊娠中の受動喫煙への対応や母性健康管理指導事項連絡カードの活用等、働く女性の母体保護に関する事項については、企業の行動計画や就労規則に盛り込み、妊産婦が働きやすい職場づくりに努めることが期待されます。</p>
関係機関・団体	<p>医師会、歯科医師会、看護協会、栄養士会等の職能団体及び大学等の研究機関は、それぞれの専門的立場から、市町村や学校、職場での取組に対し、積極的な参加と支援を行う役割が求められています。</p>
ボランティア団体	<p>岡山県愛育委員連合会は、地域で孤立しがちな親子への声かけ訪問や、親子交流会等を通して、地域の関係団体と連携し、地域での母子保健を進める地区組織としての役割を果たします。</p> <p>岡山県栄養改善協議会は、知力・情操・健康を育む食育への取組等、乳幼児期からの健全な生活習慣・食習慣の形成を推進します。</p>
マスメディア	<p>マスメディアは、世代に関係なく大きな影響力を持っています。</p> <p>特に、思春期の性や喫煙・飲酒等の問題については、マスメディアの影響が大きく、その果たす役割には大きいものがあります。</p>
県	<p>県民や関係団体等に対し本計画の周知徹底を図るとともに、母子保健事業のコーディネーターとして、市町村や各機関の取組を支援し、市町村との連携や広域的な事業の実施に努めます。</p> <p>母子保健に関する情報収集、分析を行い、その結果を県民や市町村に提供するとともに、市町村の次世代育成行動計画等策定に対する支援に努めます。また、計画の進捗状況の管理を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>

第2節 4つの重点課題についての今後の取組

母子保健計画と次世代育成支援行動計画「岡山いきいき子どもプラン2010」（以下、「行動計画2010」という）の関係

周産期医療の進歩や妊産婦・乳幼児健康診査、母親学級、訪問指導等の施策、ならびに生活水準の向上等により、周産期死亡率、新生児死亡率等が減少し、母子保健水準全体で改善傾向が見られます。一方、近年になって母子保健を取り巻く課題としては、育児不安・負担感を抱える家庭が増加し、かつ児童虐待件数の増加や、発達障害児への支援、乳幼児の事故防止等が特にクローズアップされてきています。

このような問題や、課題に直面し、国は21世紀の母子保健の取組の方向性と、目標や指標を示した計画「健やか親子21」を平成12年に策定し、平成13年より計画をスタートさせました。これに合わせ、岡山県は平成14年3月に「新世紀おかやま母子保健計画」、平成19年1月には「後期・新世紀おかやま母子保健計画」（第1回中間評価）を策定しました。

今回は、「健やか親子21」の延長（2011～2014）に伴い、第1回中間評価での調査項目について再調査するとともに、新たな課題についてもデータの収集を行い、現状の把握に努めるとともに、行動計画との整合を図りつつ、母子保健の特長を踏まえた内容としています。

母子保健計画の基本的な考え方を表している項目には、「行動計画2010」とも重複するものも多くありますが、特に虐待に至る前の親への心の支援と、母体の健康を通じた子育て支援を考えるとそこにその特長があります。

表3 行動計画2010の体系と基本的考え方

体 系	基本的考え方
I 子どもの心と体をはぐくむ 家庭づくり	1 母子保健対策の充実 2 家庭の子育て力の充実 3 食の安全・安心の確保と食育の推進
II 子どもが健やかに育つ地域 ・社会づくり	1 県民みんなで子育てをする機運の醸成 2 地域ぐるみの子育て支援の推進 3 子どもの生きる力の育成 4 安全・安心な子育て環境の整備
III 子どもを安心して生み育て る地域・社会づくり	1 子育て相談体制の充実 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保 3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備 4 きめ細かな保育の充実 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

IV 子どもをまもり支援する体制づくり	1 子ども虐待防止対策の推進 2 社会的養護体制の充実 3 障害のある子どもの支援 4 ひとり親家庭の自立支援
---------------------	--

課題1 妊娠・出産の安全性と快適さの確保など生涯を通じた女性の健康支援

推 進 の 方 向 性

- 若年妊婦、高齢初妊婦、多胎妊婦、就労妊婦、慢性疾患や障害のある妊婦及び外国人の妊婦など、リスクのある妊婦も安心して出産することができる体制を整備します。
- 妊産婦にとって望ましい妊娠・出産であるよう、保健医療関係者との信頼と協力のもとに、妊婦のリスクを考慮した上で、妊婦が望む妊娠・出産に反映できるよう支援します。
- 妊産婦は、妊娠・出産・産褥期を通じて、身体的、精神的な負担も大きく、この時期の心の問題は、生まれてくる子どもにも大きな影響を与えることから、医療機関と保健所、市町村等が連携し、産後うつ状態など心の問題に重点をおいた対応をします。
- 仕事を続けながら安心して妊娠・出産ができるよう、家庭や職場をはじめ、社会の理解と支援が得られる、いわゆるワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備に取り組みます。

主 要 な 取 組

(1) 安全・安心の妊娠・出産のための医療連携体制の整備

- 「産婦人科診療ガイドライン」に沿った妊産婦健康診査や保健指導の実施が行われるよう普及啓発を行います。
 - ハイリスクの母体・新生児に対し、高度の周産期医療を24時間体制で提供するため、「総合周産期母子医療センター」（2医療機関）を核に、「地域周産期母子医療センター」（4医療機関）と地域の産科・小児科医療機関が連携した周産期ネットワークの充実を図り、安全な妊娠・出産のための環境整備に取り組めます。
- 岡山県災害・救急医療システム（周産期部門）では、各医療機関に対して、常に最新の情報を提供できるよう努めます。

- 妊婦健康診査を適切に受けられるよう体制整備を図るとともに、ヒトT細胞白血病ウイルス-1型（HTLV-1）抗体検査等、新たな検査項目の追加や保健指導、カウンセリング体制の整備を図ります。
- 周産期医療施設のオープン病院化など、身近で妊婦健康診査が受けられ、安全で安心な出産ができる体制の構築に努めます。
- ハイリスク妊産婦に関する医療機関から保健所・市町村等への情報連絡システムや支援体制の強化を図るため、ハイリスク妊産婦連絡票の活用促進を図ります。
- 不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減のため、保険適応にならない体外受精・顕微授精について、治療費の一部を助成します。

（2）妊産婦の心の問題への対応を重視した母子保健サービスの取組

- 母子健康手帳交付時や出生届の受理時等を利用して、妊娠・出産に関する面接相談対応を行い、併せて地域の保健サービス、子育て支援ボランティア、母子サークル等に関する情報提供を行います。
妊婦健康診査、訪問指導、母親学級などの保健サービスを行う市町村はじめ、産婦人科医や助産師等と連携して妊産婦を支援します。
- 妊婦自身が妊娠について理解し、妊娠に伴う不安を軽減できるよう、必要な母子保健サービスの情報を市町村が提供するため、産科医療機関の理解と協力を得ながら、妊娠11週までのできるだけ早期に妊娠届出を行うよう啓発します。
- 岡山県不妊専門相談センターの「不妊・不育とこころの相談室」において、不妊症のほか、流産や死産を繰り返す不育症、妊娠や育児についての様々な不安についての相談、更に、思春期の性及び心とからだの相談など、幅広い相談に対応していきます。また、不妊についての一般的な相談に対応する行政機関の職員や、産婦人科医療機関の職員が適切な支援を行えるよう、研修を実施します。
- 妊娠期・出産・産褥期を通じて、早期から継続した産後うつ対策や、流・死産、新生児死亡等で子どもを亡くした家族へのグリーフケア等についても、医療機関と保健所、市町村等が連携して心の問題に取り組むため、産科医療機関・助産師会等との連携による研修会の実施等により、関係職種の資質向上に努めます。

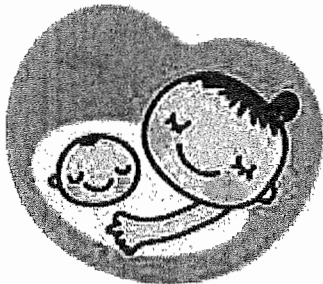
*グリーフケアとは

子ども、配偶者、親、友人等、大切な人を亡くし、大きな悲嘆（grief）に襲われる人に対する心的サポートです。

(3) 妊産婦に対する社会の理解の向上

- 妊婦健康診査等で受けた指導事項を職場に適切に伝達し、就労中の妊産婦に対して事業主が必要な休暇・休憩の取得や勤務時間の短縮、作業の制限等適切な措置をとることを目的とした「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用について、妊産婦への普及を図るとともに、職場において、妊産婦がカードを活用しやすい環境整備や、カードの指導事項に対して、職場で適切に対処されるよう、就労妊産婦に対する職場の理解の向上に努めます。
- たばこが胎児に与える影響に配慮して受動喫煙の防止対策に取り組むなど、社会の理解と協力が必要です。そのための環境整備として、受動喫煙防止対策の推進や、マタニティマークの普及等により、妊産婦にやさしい環境づくりに努めます。

図3-1 マタニティマーク



＊ ＊ マタニティマークとは ＊ ＊

- ・ 妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの
- ・ さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付したポスターの掲示などにより、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するためのロゴマーク

下図：母性健康管理指導事項連絡カード

別記様式 (表)		(裏)	
母性健康管理指導事項連絡カード			
平成 年 月 日			
事業主 殿		医療機関等名 _____	
		医師等氏名 _____ 氏	
下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2~4の措置を講ずることが必要であると認めます。			
記			
1 氏名等			
氏名	妊産婦姓	通	分娩予定日 年 月 日
2 指導事項(該当する指導項目に○を付けてください。)			
症状等	指導項目	標準措置	
つわり	症状が重しい場合	勤務時間の短縮	
妊娠早期		休業(入院加算)	
妊婦貧血	Hb9g/d以上11g/d未満	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮	
	Hb9g/d未満	休業(自宅療養)	
子宮内胎児発育遅延	軽症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮	
	重症	休業(自宅療養又は入院加算)	
切迫早産(妊娠22週未満)		休業(自宅療養又は入院加算)	
切迫早産(妊娠22週以後)		休業(自宅療養又は入院加算)	
妊娠中絶	軽症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮	
	重症	休業(入院加算)	
妊娠高血圧症候群	軽症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮	
	重症	休業(入院加算)	
妊娠高血圧症候群(妊娠中期)	高血圧が持続する場合	休業(入院加算)	
	高血圧に副作用を伴う場合	休業(入院加算)	
妊娠前にかかっていた病状(妊娠による病状の悪化が疑われる場合)	軽症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮	
	重症	休業(自宅療養又は入院加算)	
3 上記2の措置が必要な期間(当面の予定期間に○を付けてください。)			
1週間(月 日 ~ 月 日)		4 その他の指導事項(措置が必要である場合は○を付けてください。)	
2週間(月 日 ~ 月 日)		妊娠中の通勤緩和の措置	
4週間(月 日 ~ 月 日)		妊娠中の休憩に関する措置	
その他()			
【記入上の注意】			
(1) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入ください。			
(2) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入ください。			
指導事項を守るための措置申請書			
上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。			
平成 年 月 日	所 属 _____		
事業主 殿	氏 名 _____ 氏		
この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。			

表3-1 課題1の推進のための目標値

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価	目標値 (2014まで)
妊産婦死亡率(出生10万対)	5.1	ア	5.6	ケ	0	6.1	ソ	D	0
産後うつ割合(産後1か月頃の状況)	—	—	—	—	減少	33.1%	タ	—	減少
【母親等】									
11週以下の妊娠届出率	69.9%	イ	68.0%	コ	100.0%	87.0%	チ	B	100%
妊娠・出産に満足している者の割合	84.4%	ウ	92.0%	サ	100.0%	93.9%	タ	B	100%
母性健康管理指導事項連絡カードの利用	—	—	4.1%	サ	—	2.9%	タ	D	増加
妊娠中の喫煙	(8.6%)	オ	7.2%	サ	0%	7.2%	タ	C	0%
妊娠中の飲酒	(4.8%)	オ	12.0%	サ	0%	9.1%	タ	D	0%
母性健康管理指導事項連絡カードの認知	(6.3%)	カ	52.6%	サ	100%	49.2%	タ	D	100%
【県・医療機関】									
産婦人科医・助産師の割合(数)	産科医908.0 助産師1769.2 (H16 355人)	キ ク	980.3(167人) 2047.1(369人)	シ ス	増加 増加	970.2(170人) 2471.1(433人)	テ ト	C C	増加 増加
周産期ネットワーク整備	整備済	ク	整備済	ス	整備	整備済	ス	A	
不妊相談ができる医療機関の情報提供	—	—	H16.5月「不妊・不育と心のセンター」開設	—	整備	整備済	—	A	
不妊治療適応ガイドライン作成	—	—	作成済(国)	—	作成(国)	作成(国)済	—	X	
【市町村】									
妊娠届出に対する妊婦健康相談指導割合	—	—	59.3	セ	—	59.7	ナ	C	増加
妊娠届出に対する妊婦訪問割合	—	—	1.9	セ	—	1.4	ナ	D	増加
妊婦健診医療機関委託受診率 (延受診者数/受診交付数×100)	—	—	96.6/公費負担5回	セ	—	86.7/公費負担14回	ナ	D	100%
産後のうつ対策の次世代育成行動計画への盛り込み	—	—	—	—	—	9/26市町村	ツ	—	増加
産後のうつ対策の健康増進計画への盛り込み	—	—	—	—	—	11/26市町村	ツ	—	増加

※ ()は参考値

- ア 人口動態統計(平成12年)
- イ 母子保健評価事業(平成12年)
- ウ 幼児健康度調査(全国 平成12年)
- エ 厚生労働科学研究(全国 平成13年)
- オ 低出生体重児の2歳児におけるハイリスク児フォローのための調査(県 平成13年)
- カ 厚生労働科学研究(全国 平成12年)
- キ 医師歯科医師薬剤師調査(平成12年)
- ク 岡山県施設指導課調べ(平成12年)
- ケ 人口動態統計(平成16年)
- コ 母子保健評価事業(平成16年)

- サ 妊娠・出産・育児等についての実態調査(平成18年)
- シ 医師歯科医師薬剤師調査(平成16年)
- ス 岡山県施設指導課調べ(平成16年)
- セ 岡山県の母子保健(平成18年)
- ソ 人口動態統計(平成21年)
- タ 妊娠・出産・育児等についての実態調査(平成21年)
- チ 母子保健評価事業(平成20年)
- ツ 「健やか親子21」第2回中間評価報告(平成21年)
- テ 医師歯科医師薬剤師調査(平成20年)
- ト 岡山県施設指導課調べ(平成20年)
- ナ 岡山県の母子保健(平成20年)

課題2 子どもの心とからだの健やかな発達のための支援

推 進 の 方 向 性

- 育児や子どもの発達、健康に関する問題について、親が正しい知識や情報を得ることができ、楽しんで子育てができるよう、情報提供や環境整備に取り組みます。
- 父親の育児参加を推進するため、父親自身の意識変容や、職場の理解が得られるよう社会環境を整備します。
- 母乳には、乳児に必要なエネルギーや栄養のすべて(ビタミンK以外)が含まれ、様々な免疫物質によって、感染症から乳児を守る働きがあるほか、母と子のスキンシップによって、目に見えない絆を強める最も自然な営みです。2002年のWHOとUNICEFによる「乳幼児の栄養に関する世界的な運動戦略」では、「生まれてから6か月間、母乳だけで育てること」、「適切な補完食を食べさせながら母乳育児を2年以上続けること」が提言されており、母乳のメリットについての普及啓発や、授乳しやすい環境を整備します。
- 妊婦健康診査でヒトT細胞白血病ウイルス-1型 (HTLV-1) 抗体陽性と診断された場合の経母乳感染予防対策と健やかな親子関係づくりの両立に向けた保健指導の充実を図ります。
- 乳幼児健康診査では、子どもの発達、健康に関する問題について、早期発見・早期対応だけでなく、育児支援や心の健康への対応にも重点を置き、受診後の満足感が得られるよう健康診査の充実に取り組みます。
- 低出生体重児等のハイリスク児については、成長、発達の遅れ等による育児不安への対応や、母子関係の確立等、親子や家族全体に対する支援に取り組みます。
- 乳幼児期は、基本的な生活習慣を身につける時期であり、早寝早起き、食事、歯磨きなど、生活リズムの形成に関する情報の提供や保健指導を進めます。
- 地域の関係機関と岡山県愛育委員連合会などのボランティア団体、育児サークルなどが連携して、親子間の心の健康づくり、虐待予防、早期発見、再発防止等、身近なところでの支援に努めます。
- 歯科保健については、320運動(3歳児のむし歯有病者率20%以下をめざす)や、永久歯の生え始めで、特にむし歯になりやすい6歳臼歯のむし歯予防に力を入れた歯の健康づくりを推進するほか、虐待防止の視点からむし歯多数保有児の家庭へのフォロー、支援に取り組みます。

- 市町村と連携して、「地域のおかあさん」として赤ちゃんから高齢者までの健康づくりに幅広く活動している岡山県愛育委員連合会及び岡山県栄養改善協議会等の組織の育成に努め、子どもがすこやかに育つ地域づくり、地域の絆づくりを推進します。

主 要 な 取 組

(1) 育児支援についての取組

- 育児相談・母子グループ活動、個々の家庭や子どもに合った育児に関する情報を保健、福祉等各種の関係分野から提供するとともに、子育ての知識や技術が得られる場、機会を提供していきます。また、岡山県愛育委員連合会及び岡山県栄養改善協議会は、老人クラブや母子クラブ等と連携し、地域での親子の交流事業等による仲間づくりを進め、地域の子育て機能の向上に努めます。
- 職場や社会が、子どもの行事や急な病気のとときに父親が休みを取ることや、父親が育児休暇を取得することについて理解を深め、加えて父親自身の意識の変容を促すため、地域と職域の連携を図る連絡会議や研修会等を開催するなど、父親が育児参加できる職場や地域の体制づくりを支援します。
- 「乳幼児の栄養に関する世界的な運動戦略」の趣旨を踏まえ、健全な母性を育み、健やかな子どもを育てる出発点でもある母乳育児のよさを普及啓発するとともに、職場や買い物先など、外出時に利用できる授乳室の整備など、自宅外でも授乳ができる環境の整備を進めます。
- 市町村保健センターや、保健所、健やか育児テレホン、子ども家庭電話相談室などの、身近で気軽に育児に関して相談ができる施設情報を提供します。

(2) 子どもの心とからだの健全育成についての取組

- 市町村は、愛育委員会と連携し、家庭訪問等によって乳幼児健康診査の受診勧奨を促すなど、乳幼児健康診査の受診率の向上を図ります。特に、未受診者については、市町村保健師が家庭訪問等によって虐待予防に努めます。
- 市町村の実施する乳児健康診査や1歳6か月児、3歳児健康診査等の集団健康診査は、疾病・障害の早期発見や、医師・保健師・管理栄養士等が専門的な保健指導を行う場として位置づけるだけでなく、親子関係や親子の心の状態の把握、育児交流の場、母親（家族）が話を聞いてもらえる場としても機能させるなど、保護者の満足が得られるよう、乳幼児健康診査の充実を図ります。

- 保健・保育・教育関係者、愛育委員等が、早起き早寝、歯磨き、食事に関する正しい習慣を形成し、テレビ・ビデオの上手な見せ方、絵本の読み聞かせをまとめた子どもの生活習慣形成のためのガイドブックを使い、子育てについての保護者の意識や態度に応じた情報の提供や助言等を行うなど、子どもの健全な育成に向けた支援の充実を図ります。
- 岡山県栄養改善協議会等のボランティア団体と連携して、知力・情操・健康を育む食育の推進に取り組み、乳幼児期からの適切な食生活の定着を支援します。
- 乳幼児歯科健康診査等の機会を通じて、保護者による仕上げ磨きの励行や、おやつや間食を含む食生活についての適切な指導、適切なフッ化物利用等についての情報を提供し、320 運動を推進します。また、乳歯と永久歯の交換期である幼稚園から小学校にかけて生えてくる6歳臼歯のむし歯予防を教材に、基本的な歯磨きの技術を身につけることで、生涯にわたって歯の健康づくりに取り組むための良いスタートが切れるよう支援します。
- 低出生体重児を出産した母子に対しては、退院前から医療機関と保健所・市町村が連携して、その成長を育めるよう受け皿となる支援体制を充実させ、退院後も継続して切れ目のない支援を行い、育児に対する不安や負担の軽減を図れるよう努めます。
- 先天性代謝異常検査、クレチン症検査については、早期発見・早期治療の重要性から、検査の意義を周知して、すべての子が検査を受けられるよう保護者に働きかけるとともに、検査結果については不安が生じることのないよう、医療と保健が連携して母子の精神的・身体的フォローを行います。
- ヒトT細胞白血病ウイルス-1型（HTLV-1）抗体検査の陽性と診断された場合の経母乳感染の予防と、健やかな親子関係づくりの両立、更に、将来への不安等について具体的支援を行えるよう体制の整備を図ります。

（3）虐待予防についての取組

- 市町村は、生後4か月までに全ての家庭を訪問するなどし、養育についての負担感や不安等虐待につながりやすいリスクの把握を行った上、必要な支援をします。
- 市町村は、周産期の状況から、育児の負担や不安等のリスクがある時に、医療機関において利用される「低体重児・ハイリスク児訪問連絡票」や、乳幼児健康診査・育児相談等で把握された虐待ハイリスクの事例に対し、家庭訪問等により、新生児期から親子や家族に対する支援を行い、虐待の発生防止と早期発見・早期対応に努めます。

- ハイリスク妊産婦に関する医療機関から保健所・市町村等への情報連絡システムや支援体制の強化を図るため、「ハイリスク妊産婦連絡票」の活用促進を図ります。(再掲)
- 虐待の発生予防のためには、親子が地域や、家庭内で孤立しないことが大切であることから、市町村や岡山県愛育委員連合会、岡山県栄養改善協議会、老人クラブ等が連携し、親子が手作りおもちゃで遊び、手作りおやつなどで楽しむことができる交流会を開催します。また、地域で見守られているという安心感が得られるよう孤立している家庭に愛育委員が訪問します。
- むし歯が多数認められる児の家庭では、育児全般にわたって関心が低い場合が多いため、ネグレクトとしての児童虐待の可能性にも配慮し、保健師の家庭訪問等により適切に支援を行います。
- 児童相談所等福祉関係者をはじめ、医療・保健・教育・警察等、地域の関係機関や愛育委員・栄養委員・児童委員等地域ボランティア等が連携して、「発生予防」「再発防止」に取り組むため、児童虐待防止ネットワークを全市町村に設置します。
- 市町村は、乳幼児健康診査において、親子関係や子どもの心の健康を把握できるような問診票を用いて、早期に問題を発見するとともに、心理相談員等により、親子の心の健康に視点をおいた支援を行います。虐待が危惧され、支援が必要と判断される親子に対しては、保健、医療、福祉が連携し早期対応と継続的な支援を行います。また、乳幼児健康診査の未受診児に対し、訪問等により受診を勧奨します。

表3-2 課題2の推進のための目標値

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価	目標値 (2014まで)
虐待による死亡数	全国で44人	ア	0		減少	H20年度全国67人	イ	—	減少
児相通告件数の減少	471件	イ	1,039件	イ	減少	1,021件	イ	D	減少
むし歯有病率(1歳6カ月)	3.5	ウ	2.6%	カ	2以下	2.2%	ス	B	2%以下
〃 (3歳児)	34.4	ウ	26.5%	カ	25%以下	23.8%	ス	B	20%以下
小学生の6歳臼歯のむし歯有病率	—	—	12.2%	キ	8%以下	—	—	—	8%以下
10本以上むし歯を持つ3歳児の割合	—	—	1.60%	カ	0%	1.5%	ス	C	0%以下
【母親等】									
出産後3か月時の母乳育児の割合	42.2%	エ	完全母乳 46.1% 完全母乳・混合79.7%	ク	50% 85%	完全母乳 50.9% 完全母乳・混合85.2%	セ	A	維持
児童虐待の相談件数	312件	エ	767件	ク	虐待件数の減少	915件	イ	D	減少
子どもを虐待していると思う親の割合	18.0%	オ	10.8%	ケ	5%	15.2%	ソ	C	5%
子育てに自信が持てない母親の割合	27.0%	オ	59.1%	ケ	30%	28.4%	ソ	A	維持
育児について相談相手等がいる母親の割合	99.0%	オ	99%以上	ケ	増加	99.5%	ソ	A	維持
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	1.6歳児(75.4%) 3歳児(63.4%)	オ	67.5% 54.6%	コ	80% 70%	71.5% 61.8%	ソ	C	80% 70%
育児に参加する父親の割合	よく(37.4%、時々45.4%)	オ	77.7%	ケ	100%	90.10%	ソ	B	100%
子どもと一緒に遊ぶ父親の割合	よく(49.4%、時々41.4%)	オ	71.2%	ケ	90%	95.1%	ソ	A	維持
子どもを21時までまでに就寝させる家庭の割合	—	—	1.6歳児(74.2%) 3歳児(72.1%)	コ	80%	75.6% 75.3%	ソ	C	80% 80%
子どもを7時までまでに起床させる家庭の割合	—	—	1.6歳児(84.4%) 3歳児(85.9%)	コ	90%	73.1% 81.3%	ソ	D	90% 90%
テレビ・ビデオ視聴時間が2時間未満の家庭の割合	—	—	1.6歳児(66.5%) 3歳児(67.1%)	コ	80%	63.5% 52.4%	ソ	D	80% 80%
テレビ番組を選んでいる家庭の割合	—	—	—	—	—	79.3%	ソ	—	90%
絵本の読み聞かせを週2日以上している家庭の割合	—	—	1.6歳児(67.8%) 3歳児(68.3%)	コ	80%	70.3% 71.3%	ソ	C	80% 80%
フッ素塗布経験	—	—	53.0%	キ	増加	63.3%	ス	A	維持
3歳児の間食回数(2回以下/日)	—	—	79.0%	キ	増加	80.4%	ス	A	維持
3歳児の仕上げ磨き実施	—	—	94.5%	キ	増加	95.5%	ス	A	維持
妊産婦ハイリスク連絡票の活用	248件	エ	H16:219件 H18:316件	ク	300件	H20:486件	セ	A	維持
乳幼児の健康診査に満足している者の割合	(30.5%)	オ	90.2%(25.0%)	ケ	50%	88%(11.2%)	ソ	D	50%
*策定時の()は国の参考値, 第1回・第2回中間評価の()は国に準じた集計値									
【県・医療機関】									
親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合	—	—	26人	コ	50人	31人	タ	C	50人
情緒障害児短期治療施設の整備	整備済	—	整備済	—	整備済	整備済	—	A	—
【市町村】									
1歳6か月・3歳児健診未受診児に対する把握実数の割合	—	—	1.6歳:49.0% 3歳:43.5%	ク	90%	42.0% 40.0%	チ	D	90%
児童虐待予防ケース会議開催回数	—	—	451	—	増加	557	チ	—	—
育児支援に重点を置いた幼児健康診査を行っている市町村数	—	—	34/34市町村	サ	全市町村	26/26	チ	A	維持
乳健未受診児など生後4ヶ月までに全乳児状況把握に取組む市町村の数	—	—	32/34市町村	ク	全市町村	26/26	チ	A	維持
こんにちは赤ちゃん事業に取り組む市町村の数	—	—	—	—	全市町村	26/26	チ	A	維持

- ア 警察庁調べ(全国 平成12年)
- イ 子ども虐待防止専門本部会議資料(平成22年)
- ウ 岡山県の母子保健(平成13年)
- エ 母子保健評価事業(平成12年)
- オ 幼児健康度調査(全国 平成12年)
- カ 岡山県の母子保健(平成18年)
- キ 6歳臼歯実態調査(平成17年)
- ク 母子保健評価事業(平成16年)
- ケ 新岡山いきいき子どもプラン策定のための県民意識調査(平成16年)
- コ 妊娠・出産・育児等についての実態調査(平成18年)

- サ 日本小児科医学会「子どもの心相談医」(平成18年)
- シ 「健やか親子21」の推進状況に関する実態調査(平成17年)
- ス 岡山県の母子保健(平成21年)
- セ 母子保健評価事業(平成20年)
- ソ 妊娠・出産・育児等についての実態調査(平成21年)
- タ 日本小児科医学会「子どもの心の相談医」(平成18年)
- チ 岡山県の母子保健(平成20年)

課題3 安心できる医療・療育体制の整備

推 進 の 方 向 性

- いつでも安心して小児医療を受けることができるよう、かかりつけ医を持つことの促進とともに、小児救急医療をはじめとした医療体制を整備します。また、病児保育・病後児保育など、安心して仕事と子育てができるよう環境整備を進めます。
- 小児期特有の感染症の蔓延を防止するため、必要な予防接種体制を整備し、予防接種への理解を高めるよう啓発し、予防接種率の向上を図ります。
- 子どもの受動喫煙による害などについて保護者への普及啓発を行うとともに、地域全体の受動喫煙防止対策を進めます。
- 障害の早期発見・早期療育に関するネットワークを整備し、障害児や長期療養児が地域の中で、親の会やボランティアグループ等地域の人々に温かく見守られ、支えられて生活することができるよう、関係機関が連携して支援を行います。
- 乳幼児の家庭内での事故、溺水や交通事故、不慮の事故による死亡を防止するため、子どもの発達段階に応じた事故防止対策に関する情報の提供に努めます。

主 要 な 取 組

(1) 医療体制についての取組

- 小児初期救急医療体制として、在宅当番医及び休日夜間急患センター等が小児の初期救急医療を担います。また、小児科を専門としない医師を対象に研修を行い、小児の初期救急に対応できる医師が増えるよう医療資源の開発に取り組みます。また、年末年始、土日・休日の夜間に加え、新たに平日の夜間にも対応できるよう小児救急医療電話相談事業（通称：＃８０００（シャープハッセンパン））を拡大するとともに、保護者に対しては、子どもの病気や症状に対する知識や応急手当などを学ぶ機会の提供に努めます。
- 二次救急医療として、現在、県南東部、県南西部、津山・英田（真庭を含む）の各二次保健医療圏で、病院群輪番制又は小児救急医療支援事業による体制を整備していますが、体制が整っていない高梁・新見の保健医療圏においても、県南東部又は南西部等他圏域との連携による体制整備に努めます。

- 安心して適切な医療を受けることができるよう小児医療費の公費負担を行います。また、乳幼児健康診査の医療機関委託や個別予防接種の推進等を通じて、かかりつけ医の普及を図ります。
- 小児慢性特定疾患や障害のある子どもに対しては、児や保護者等のニーズに応えるため、医療、保健、福祉が連携し、助産師や家庭奉仕員（ホームヘルパー）等による訪問支援を実施するなど、在宅での個別支援を行います。

(2) 疾病予防についての取組

- 市町村は、乳児の結核の重症化を防ぐためのBCGの接種や、予防接種法に基づくDPT（ジフテリア・百日咳・破傷風の三種混合ワクチン）、DT（ジフテリア・破傷風の二種混合ワクチン）、麻しん、風疹ワクチンなどの予防接種について、愛育委員の声かけ等による予防接種の勧奨や、保育所、幼稚園への啓発のためのチラシを配布するなどにより、予防接種率の向上に取り組めます。

また、健康状態を把握しているかかりつけ医で予防接種を受けることができるよう個別接種を推進し、接種率の向上と安全な接種ができる体制を確立します。特に、麻しん排除に向け「麻しんゼロ作戦」を推進します。

- ヒブ（Hib）ワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン等、定期接種に新たに位置付けられるワクチンについても接種体制の整備を推進し、接種率の向上に取り組めます。

- 助産師会等と連携し、低出生体重児出生の要因となる妊娠中の喫煙や飲酒等好ましくない習慣の改善について母親学級等を通じて啓発します。また、マタニティマークの普及により、妊婦に配慮する意識の醸成を図るとともに、禁煙・完全分煙施設の認定事業を更に推進します。また、ホームページへの掲載や機会を捉えてのマスコミへの情報提供により認定事業の推進を図ります。

子どもの受動喫煙は、乳幼児突然死症候群（SIDS）や、肺炎、気管支喘息、中耳炎等の発症要因となるため、親をはじめ家族は自宅や子どもの前では喫煙することのないようこころがけるとともに、地域活動としては岡山県愛育委員連合会等による受動喫煙防止活動や広報誌等の活用により禁煙への働きかけを推進します。

(3) 療育体制の取組

- 聴覚障害児の早期発見・早期療育を目的とする新生児聴覚検査事業を実施し、支援が必要な子どもの親に対しては、障害や子どもの将来への不安が解消できるよう市町村保健師による訪問等によって適切な支援をします。

○ 乳幼児健康診査などで言葉の遅れや情緒面の障害が疑われる乳幼児を対象に、「子どもの発達支援相談」、「すこやか親子支援教室」等の事業を通して、早期からの適切な働きかけによる支援に努めます。

○ 発達障害児への支援として、市町村、保健所、医療機関、児童相談所等、療育機関等関係機関が連携し、早期の診断から治療・相談・療育へと切れ目のない支援体制の充実を図ります。また、親の会等に対して、自主性を損なわないことに配慮しながら助言等を行うことにより、組織の強化を図ります。

(4) 乳幼児の事故防止等についての取組

○ 出生届の受理時や乳幼児健康診査、母親教室等、あらゆる場、機会を利用して、事故防止に関する啓発に取り組みます。

表3-3 課題3の推進のための目標値

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価	目標値 (2014まで)
周産期死亡率(出産千対)	4.0 (全国2位)	ア	4.2 (9位)	ク	全国1位	4.1 (24位)	タ	D	全国1位
新生児死亡率(出生千対)	1.1 (全国3位)	ア	1.2 (10位)	ク	全国1位	1.1 (23位)	タ	D	全国1位
乳児死亡率(出生千対)	3.0 (全国18位)	ア	3.2 (38位)	ク	全国1位	2.2 (17位)	タ	D	全国1位
乳児のSIDS死亡率(出生10万対)	52.5	ア	11.3	ケ	国の死亡率以下	12.2	タ	X	国の死亡率以下
乳幼児(0~4歳); 死亡率(出生10万対)	85.7	ア	85.3	ケ	国の死亡率以下	59.3	タ	X	国の死亡率以下
不慮の事故死亡率	乳児 26.2	ア	5.7	ケ	国の死亡率以下	7.0	タ	X	国の死亡率以下
	幼児 6.7	ア	8.1	ケ	国の死亡率以下	4.4	タ	X	国の死亡率以下
極低出生体重児の割合	<1500 0.6%	ア	0.8%	ケ	減少	0.7%	タ	C	減少
低出生体重児の割合	<2500 8.6%	ア	9.1%	ケ	減少	9.4%	タ	D	減少
【母親等】									
乳幼児の健康診査に満足している者の割合	(88%)	イ	90.3%	コ	—	88.0%	チ	D	90%
乳児を寝かしつけるときうつぶせ寝にさせる親の割合			2.3%	コ	0%	1.7%	チ	C	0%
事故防止対策を実施している家庭の割合	(1歳6か月 4.2%)	ア	55.4%	コ	100%	43.9%	チ	D	100%
	(3歳児 1.8%)		41.1%	コ		30.1%	チ	D	
乳幼児:風呂場のドア配慮している家庭の割合	(31.3%)	イ	35.3%	コ	100%	35.2%	チ	D	100%
			16.1%	コ		17.5%	チ	C	
1歳6月までに麻疹の予防接種を終了している者の割合	(麻疹 71%)	イ	麻疹 82.2%	サ	95%	麻疹 90.1%	ツ	B	向上
育児期間中の自宅での両親・同居家族の喫煙率	(父親 70.7%)	ウ	父親 45.2%	コ	0%	父親51.4%	チ	D	0%
	(母親 12.2%)		母親 11.0%			母親10.0%	チ	C	
子どものかかりつけ医をもつ親の割合	(81.7%)	イ	1歳6か月 89.5% 3歳児 88.3%	コ	100%	90.1% 91.8%	チ チ	C C	100%
新生児聴覚検査の受診率	—	—	77.40%	シ	100%	82.7%	テ	C	100%
妊娠中の喫煙率	(8.6%)	ウ	7.2%	コ	0%	7.2%	チ	C	0%
妊娠中の飲酒率	(4.8%)	ウ	12.0%	コ	0%	9.1%	チ	C	0%
母性健康管理指導事項連絡カードの認知	—	—	52.6%	コ	増加	49.2%	チ	D	増加
乳幼児のうつぶせ寝とSIDSとの関連を知っている親の割合	(88%)	ア	—	—	100%	95.5%	チ	B	100%
休日・夜間の小児救急医療を知っている親の割合	(1歳6か月 86.6%)	ア	1歳6か月 86.6%	コ	100%	89.6%	チ	C	100%
	(3歳児 88.8%)		3歳児 86.1%			86.6%	チ	C	
#8000を知っている親の割合	—	—	46.7%	コ	100%	39.5%	チ	D	100%
【県・医療機関】									
初期・二次・三次の小児救急医療体制の整備	初期:休日・昼間対応可能	—	初期:休日・昼間対応可能	—	整備	初期:休日・昼間対応可能	—	A	到達
	2次:3医療圏は整備		2次:4医療圏は整備			B		整備	
	3次:整備済み		3次:整備済み			A		到達	
小児人口に対する小児科医師(年少人口10万対)	小児科医師 82.0	オ	91.5	ス	増加	98.1	ト	A	増加
院内学級・遊戯室を持つ小児病棟の割合	—	—	7医療機関	セ	増加	7医療機関	ニ	C	増加
【保健所】									
医療機関からの低体重児ハイリスク連絡票	150件	カ	316件	サ	増加	486件	ツ	—	増加
【市町村】									
子どもの事故防止対策の啓発をしている市町村の数	61/78市町村	キ	32/34市町村	ソ	全市町村	26/26	又	A	維持
慢性疾患児等の在宅療養の支援体制が整備されている市町村数	—	—	27/34市町村	ソ	全市町村	19/26	又	D	全市町村

※ ()は参考値

- ア 人口動態統計(平成12年)
- イ 厚生労働科学研究(全国 平成12年)
- ウ 幼児健康度調査(全国 平成12年)
- エ 低出生体重児の2歳児におけるハイリスク児フォローのための調査(県 平成13年)
- オ 医師歯科医師薬剤師調査(平成12年)
- カ 岡山県の母子保健(平成13年)
- キ 母子保健評価事業(平成12年)
- ク 人口動態統計(平成17年)
- ケ 人口動態統計(平成16年)
- コ 妊娠・出産・育児等に関する実態調査(平成18年)
- サ 岡山県の母子保健(平成18年)
- シ 新生児聴覚検査協議会資料(平成18年)
- ス 医師歯科医師薬剤師調査(平成16年)
- セ 岡山県教育庁調べ(平成17年)
- ソ 「健やか親子21」の推進状況に関する実態調査(平成17年)
- タ 人口動態統計(平成21年)
- チ 妊娠・出産・育児等に関する実態調査(平成21年)
- ツ 岡山県の母子保健(平成20年)
- テ 新生児聴覚検査協議会資料(平成21年)
- ト 医師歯科医師薬剤師調査(平成20年)
- ナ 日本児童青年精神医学会ホームページ(平成22年)
- ニ 県教育庁調べ(平成22年)
- 又 「健やか親子21」の推進状況に関する実態調査(平成21年)

課題4 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進

推 進 の 方 向 性

- 性や心の問題を解決していくための力となる知識を得られ、気軽に相談できるよう、家庭、学校、地域の関係機関が連携して思春期の子ども達を見守りながら対応していきます。
- 性について、適切な知識と感性を身につけ、互いに人格を尊重し、思いやりのある態度を保ち、母性・父性を育み、更に、薬物・喫煙・飲酒の害について正しく理解できるよう、家庭、学校、愛育委員はじめ地域のボランティア等が連携して、温かく声かけ等をしながら子ども達の成長を支援します。

主 要 な 取 組

(1) 性についての取組

- 家庭や地域において性に関して適切な相談できるよう、広報誌等を活用して啓発します。市町村と教育機関等が連携して、幼児期から発達段階に応じて継続して「生」の教育としての性教育が行われるよう、保健所が、市町村、教育委員会、産科医会等との連携を図ります。また、岡山県愛育委員連合会や学校、市町村が連携し、思春期ふれあい体験教室等を通して、命や性について適切な知識と感性を身につけるよう、また、母性・父性を育むよう働きかけます。
- 引き続き「エイズ出前講座」等での啓発や、地域や学校での産婦人科医や助産師、保健師等による性教育の機会を増やすなど、STI予防、望まない妊娠の防止への取組を推進します。
- 十代の人工妊娠中絶や性行為感染症の予防対策について、市町村の健康増進計画や次世代育成行動計画への盛り込みを働きかけます。

*STIとは Sexually Transmitted Infection の略。性行為によって感染する病気の総称です。

(2) 心についての取組

- 親や教師をはじめ周囲の大人たちが見守り等の必要な支援ができるよう、講演会の開催や広報等を通じて思春期の心の健康の問題について啓発を行います。
- 不登校、引きこもり、家庭内暴力、摂食障害などさまざまな思春期の心の問題に対応するため、子どもの心の診療拠点病院と地域支援機関との連携強化と、これら機関の相談機能の充実を図ります。また、岡山精神科医療センターにおける思春期精神医療機関としての地域支援機能を強化し、学校、教育センター、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、医療機関、児童相談所等との連携を強めて、相談から医療まで適切に対応できるよう関係機関の連携体制を強化します。
- 思春期の保健に関係する機関・団体が連携して、自殺予防の啓発や、相談・支援を行っていくための連絡会議を開催し、増加する十代の自殺防止に取り組みます。
- 学校においては、スクールカウンセラーやスクールサポーターを配置し、児童・生徒の心の問題に対応していきます。
- 十代の自殺予防対策について、市町村の健康増進計画や次世代育成行動計画への盛り込みを働きかけます。

(3) からだについての取組

- 朝食の欠食など食生活の乱れを是正するため、岡山県栄養改善協議会や市町村、学校が連携して、「朝食毎日食べよう大作戦」等食育に取り組みます。
- 岡山県愛育委員連合会や市町村、学校が連携して、子どもたちだけでなく周囲の大人たちに対しても子どもの飲酒・喫煙は容認してはいけないことを啓発します。
また、学校において、文化祭・講演会等でパッチテスト、アンケートなどを利用したわかりやすい媒体を使った動機づけにより関心を高め、保健・体育のカリキュラムの中で継続して取り組めるよう働きかけます。
- 未成年者が、自動販売機等でアルコール類やたばこを手に入れることができないよう関係団体と連携をとりながら、環境改善に取り組みます。
- 十代の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策について、市町村の健康増進計画や次世代育成行動計画への盛り込みを働きかけます。

- 子どもが喫煙の影響を受けないように、子どもが利用する全ての公共施設に対して、禁煙・完全分煙認定施設の認定を受けるよう、関係機関に働きかけます。

- 学校や薬剤師会、岡山県愛育委員連合会等が連携し、普及啓発用資材を有効に活用して、覚せい剤等薬物乱用の防止の普及啓発に努めます。

表3-4 課題4の推進のための目標値

指標	策定時	出典	第1回中間評価時	出典	目標値 (2010まで)	直近値	出典	評価	目標値 (2014まで)
十代の自殺率	2.9(10-14歳) 4.2(15-19歳)	ア	1.1 12.1	ケ	減少 減少	0.0 13.0	ツ	A C	維持 減少
十代の人工妊娠中絶実施率(人口千対)	15.4	イ	9.2	コ	減少	8.8	ツ	C	減少
十代の性感染症罹患率 定点報告数	性器クラミジア 男:37 女:197 淋菌感染症 男:51 女:44	ウ	性器クラミジア 男:32 女:96 淋菌感染症 男:27 女:21	サ	減少 減少	性器クラミジア 男:29 女:91 淋菌感染症 男:19 女:18	ト	C C	減少 減少
12歳児1人当たりむし歯本数(DMFT)	2.3本	エ	1.5本	シ	1本以下	1.1本	ナ	B	1本以下
【子ども等】 十代の喫煙率	中学生 男子:1.6% 女子:0.5% 高校生 男子:1.2% 女子:2.0%	オ	中学生 男子:2.3% 女子:1.9% 高校生 男子:9.1% 女子:3.3%	ス	0%	H22年度 10月調査 集計中		-	0%
十代の飲酒率	中学生 男子:21.1% 女子:6.6% 高校生 男子:28.3% 女子:24.6%	オ	中学生 男子:8.0% 女子:7.1% 高校生 男子:19.7% 女子:15.1%	ス	0%	H22年度 10月調査 集計中		-	0%
不登校生徒数	-	-	-	-	-	小学校 528人 中学校 1,743人	ニ	-	減少
薬物乱用の有害性について正確に知っている小・中・高校生の割合	-	-	急性中毒 中学生65.6% 高校生75.0% 依存症 中学生74.6% 高校生83.2%	ス	90%	H22年度 10月調査 集計中		-	増加
避妊法を正確に知っている18歳の割合	-	-	-	-	100%				100%
性感染症について学んだ高校生の割合	-	-	性器クラミジア 男子:50.5% 女子:60.7% 淋菌感染症 男子:30.1% 女子:32.5%	ス	100%				100%
【学校】 学校保健委員会を開催している学校の割合	小学校 73.2% 中学校 51.7% 高等学校 66.7%	カ	小学校 73.2% (*9) 中学校 58.2% (*9) 高等学校 69.4% (*9)	セ	100%	小学校 76.3% 中学校 62.1% 高等学校 72.5%	ナ	C C C	小学校 90.0% 中学校 85.0% 高等学校 85.0%
薬物乱用防止教育を実施している中学校・高校の割合	中学校 33.9% 高等学校 57.8%	キ	中学校 33.5% (*10) 高等学校 58.1% (*10)	ソ	100%	中学校 69.8% 高等学校 80.0%	ニ	B B	100%
スクールカウンセラーを配置している中学校の割合	22.5%	ク	35.7% (*11)	タ	100%	100%	ニ	A	維持
【市町村】 十代の人口妊娠中絶防止対策の 次世代行動計画への盛り込み	-	-	-	-	-	13/26	テ	-	全市町村
十代の人口妊娠中絶防止対策の 健康増進計画への盛り込み	-	-	-	-	-	6/26	テ	-	全市町村
十代の性行為感染症予防対策の 次世代育成行動計画への盛り込み	-	-	-	-	-	15/26	テ	-	全市町村
十代の性行為感染症予防対策の 健康増進計画への盛り込み	-	-	-	-	-	6/26	テ	-	全市町村
十代の喫煙防止対策の 次世代育成行動計画への盛り込み	-	-	-	-	-	16/26	テ	-	全市町村
十代の喫煙防止対策の 健康増進計画への盛り込み	-	-	-	-	-	20/26	テ	-	全市町村
十代の飲酒防止対策の 次世代育成行動計画への盛り込み	-	-	-	-	-	15/26	テ	-	全市町村
十代の飲酒防止対策の 健康増進計画への盛り込み	-	-	-	-	-	15/26	テ	-	全市町村
十代の薬物乱用防止対策の 次世代育成行動計画への盛り込み	-	-	-	-	-	15/26	テ	-	全市町村
十代の薬物乱用防止対策の 健康増進計画への盛り込み	-	-	-	-	-	7/26	テ	-	全市町村
思春期の心の健康対策の 次世代育成行動計画への盛り込み	-	-	-	-	-	18/26	テ	-	全市町村
思春期の心の健康対策の 健康増進計画への盛り込み	-	-	-	-	-	15/26	テ	-	全市町村

ア 人口動態統計(平成21年)
イ 母体保護統計(平成21年)
ウ 定点報告書(平成13年)
エ 学校保健概要(平成13年)
オ 青少年の意識と行動に関する基本調査(平成12年)
カ 学校保健概要(平成12年)
キ 岡山県教育庁保健体育課調べ(平成13年)
ク 文科省調べ(平成13年)
ケ 人口動態統計(平成16年)
コ 母体保護統計(平成17年)
サ 定点報告書(平成17年)
シ 学校保健概要(平成18年)
ス 学校歯科保健実態調査(平成16年)
セ 学校保健概要(平成16年)
ソ 岡山県教育庁保健体育課調べ(平成17年)
タ 岡山県教育庁調べ(平成17年)
チ おかやま子どもの心の健康相談マップ(平成15年)
ツ 人口動態統計(平成21年)
テ 自治体調査(全国 平成20年)
ト 定点報告数(平成20年)
ナ 学校保健概要(平成21年)
ニ 教育庁調べ(平成21年)

後期・新世紀おかやま母子保健計画第2回中間評価検討会議委員名簿

氏 名	所 属 等
石 川 紘	岡山県医師会副会長
国 富 泰 二	岡山県医師会理事
平 岩 弘	岡山県歯科医師会理事
平 松 祐 司	岡山県母性衛生学会理事長
小 田 慈	岡山県小児保健協会会長
山 崎 悦 子	岡山県看護協会専務理事
藤 本 貴 子	岡山県愛育委員連合会長
杉 本 睦 子	岡山県栄養改善協議会長
井 上 光 子	岡山県市町村保健師研究協議会役員
二 宮 一 枝	岡山県立大学保健福祉学部教授
藤 井 健 平	岡山県教育庁保健体育課長
佐 々 木 健	岡山県保健福祉部長
阿 部 ゆ り 子	岡山県備北保健所長

環境文化保健福祉委員会資料

- 1 平成22年11月定例会主要事項について
 - (1) 平成22年度11月補正予算額 …… P. 1
 - (2) 岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例 … P. 5
 - (3) 岡山県暴力団排除条例 …… P. 10
 - (4) 岡山県天神山文化プラザの指定管理者の指定について … P. 29
- 2 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく排出削減計画の公表について …… P. 30
- 3 第6期分別収集促進計画について …… P. 31

平成22年11月18日

環境文化部

平成 22 年度 11 月 補 正 予 算 額 一 覧 表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算 協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(500) 500	()	()	(500) 500	
	B 公 共	一 般 公 共	(18,150) 33,000	()	()	(18,150) 33,000
		災 害 復 旧	()	()	()	()
	事業費	国 直 轄 等	()	()	()	()
		C 国庫補助事業費	(100) 281,239	()	()	(100) 281,239
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(1,516,933) 1,564,128	()	()	(1,516,933) 1,564,128
		運 営 費	(835,256) 900,169	()	()	(835,256) 900,169
	E 単 県 行 政 施 策 費		(897,116) 2,362,722	()	()	(897,116) 2,558,206
		一 般 会 計 の 計	(3,268,055) 5,141,758	() 195,484	() 195,484	(3,268,055) 5,337,242
	特別会計の計					
合 計		(3,268,055) 5,141,758	() 195,484	() 195,484	(3,268,055) 5,337,242	
企業会計の計						

()は一般財源

分類	事項名	地域活性化対策事業費		
		既定予算額	補正予算協議額	補正予算額
E		(0)	(0)	(0)
		0	195,484	195,484
説明	1) 電気自動車急速充電器整備事業費		0	→ 76,521
	国の地域活性化交付金を活用して、道の駅等 県内7カ所に電気自動車の急速充電器を整備 するために要する経費			
	2) 自然公園施設等整備事業費		0	→ 20,874
	寄島園地及び自然保護センターの施設整備に 要する経費			
説明	3) スポーツ施設整備事業費		0	→ 94,025
	美作ラグビー・サッカー場及び津山陸上競技場 の施設整備に要する経費			
説明	4) 県立美術館整備事業費		0	→ 4,064
	県立美術館の施設修繕に要する経費			
E分類計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(897,116)	(0)	(0)	
	2,362,722	195,484	195,484	
一般会 計の計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(3,268,055)	(0)	(0)	
	5,141,758	195,484	195,484	

()は一般財源

債務負担行為(追加)

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左記の財源内訳		
			国庫	その他	一般
岡山県天神山文化プラザ管理運営委託	平成23年度から 平成27年度まで	322,825			322,825

<説明>

岡山県天神山文化プラザについて、公の施設の指定管理者制度による管理運営委託に要する経費

平成22年度繰越明許費予定額一覧

(単位:千円)

款	項	事業名	繰越予定額	備考
02 総務費	10 環境費	地域活性化対策事業	172,612	国の経済対策に伴うもの
計			172,612	

岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 環境文化部文化振興課

項 目	記 載 欄																																
案の内容	<p>1 次の施設の1時間当たりの利用料金の基準額を定める。</p> <table border="1" data-bbox="416 568 1350 1093"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="416 568 743 685">時 期</th> <th data-bbox="743 568 1070 685">寒暑期 (1~3, 6~9, 12月)</th> <th data-bbox="1070 568 1350 685">寒暑期以外 (その他の月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 685 743 741">スタジオ</td> <td></td> <td data-bbox="743 685 1070 741">3,500円</td> <td data-bbox="1070 685 1350 741">3,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 741 743 797">ギャラリー</td> <td></td> <td data-bbox="743 741 1070 797">2,200円</td> <td data-bbox="1070 741 1350 797">1,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 797 584 853">芸術・文</td> <td data-bbox="584 797 743 853">全室</td> <td data-bbox="743 797 1070 853">3,200円</td> <td data-bbox="1070 797 1350 853">2,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 853 584 909">化ワーク</td> <td data-bbox="584 853 743 909">2 / 3室</td> <td data-bbox="743 853 1070 909">2,100円</td> <td data-bbox="1070 853 1350 909">1,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 909 584 965">ルーム</td> <td data-bbox="584 909 743 965">1 / 3室</td> <td data-bbox="743 909 1070 965">1,100円</td> <td data-bbox="1070 909 1350 965">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 965 743 1021">会議室 1</td> <td></td> <td data-bbox="743 965 1070 1021">1,100円</td> <td data-bbox="1070 965 1350 1021">900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1021 743 1077">会議室 2</td> <td></td> <td data-bbox="743 1021 1070 1077">900円</td> <td data-bbox="1070 1021 1350 1077">700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>	時 期		寒暑期 (1~3, 6~9, 12月)	寒暑期以外 (その他の月)	スタジオ		3,500円	3,100円	ギャラリー		2,200円	1,800円	芸術・文	全室	3,200円	2,800円	化ワーク	2 / 3室	2,100円	1,800円	ルーム	1 / 3室	1,100円	1,000円	会議室 1		1,100円	900円	会議室 2		900円	700円
時 期		寒暑期 (1~3, 6~9, 12月)	寒暑期以外 (その他の月)																														
スタジオ		3,500円	3,100円																														
ギャラリー		2,200円	1,800円																														
芸術・文	全室	3,200円	2,800円																														
化ワーク	2 / 3室	2,100円	1,800円																														
ルーム	1 / 3室	1,100円	1,000円																														
会議室 1		1,100円	900円																														
会議室 2		900円	700円																														
改正理由	<p>おかやま旧日銀ホールの金庫棟において、新たにスタジオ等の施設を供用開始することに伴い、当該施設の利用料金の基準額を定める等所要の改正を行う必要がある。</p>																																
案と予算措置との関係	なし																																
備 考																																	

岡山県おかやま旧日銀ホール条例の一部を改正する条例
 岡山県おかやま旧日銀ホール条例（平成十六年岡山県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一中

を

会議室一		芸術・文化ワーキングルーム						ギャラリー		スタジオ		ホール
		三分の一室		三分の二室		全室						
寒暑期以外	寒暑期	寒暑期以外	寒暑期	寒暑期以外	寒暑期	寒暑期以外	寒暑期	寒暑期以外	寒暑期	寒暑期以外	寒暑期	ホール
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
九〇〇円	一、一〇〇円	一、〇〇〇円	一、一〇〇円	一、八〇〇円	二、一〇〇円	二、八〇〇円	三、二〇〇円	一、八〇〇円	二、二〇〇円	三、一〇〇円	三、五〇〇円	六、一〇〇円

会議室二		寒暑期	一時間につき	九〇〇円
寒暑期以外	一時間につき			七〇〇円

に改め、同表の備考三中「二・〇」の下に「ホールにおいて」を加え、同三を同表の備考四とし、同表の備考二中「冷暖房設備」を「ホールにおいて冷暖房設備」に改め、同二の次に次のように加える。

三 寒暑期とは、一月から三月まで、六月から九月まで及び十二月をいう。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

改正理由

おかやま旧日銀ホールの金庫棟において、新たにスタジオ等の施設を供用開始することに伴い、当該施設の利用料金の基準額を定める等所要の改正を行う必要がある。

会議室一	一室		寒暑期以外	一時間につき	一、〇〇〇円
	寒暑期	一時間につき	一、一〇〇円		
会議室二	寒暑期以外		一時間につき	九〇〇円	
	寒暑期	一時間につき	九〇〇円		
寒暑期以外		一時間につき	七〇〇円		

備考

一 略

二 ホールにおいて冷暖房設備を利用する場合にあつては、この表に掲げる額に一・五を乗じて得た額とする。

三 寒暑期とは、一月から三月まで、六月から九月まで及び十二月をいう。

四 営利若しくは宣伝を目的とする催物又は飲食を伴う催物に利用する場合にあつては、この表に掲げる額に二・〇（ホールにおいて冷暖房設備を利用する場合にあつては、二・五）を乗じて得た額とする。

二・三略

備考

一 略

二 冷暖房設備を利用する場合にあつては、この表に掲げる額に一・五を乗じて得た額とする。

三 営利若しくは宣伝を目的とする催物又は飲食を伴う催物に利用する場合にあつては、この表に掲げる額に二・〇（冷暖房設備を利用する場合にあつては、二・五）を乗じて得た額とする。

二・三略

岡山県おかやま旧日銀ホール条例新旧対照表

別表（第六条、第九条関係） 一 施設										新			旧		
区分		単位		基準額		区分		単位		基準額					
ホール	スタジオ	寒暑期	一時間につき	六、一〇〇円	ホール	一時間につき	六、一〇〇円	ホール	一時間につき	六、一〇〇円					
			寒暑期以外	三、五〇〇円							三、一〇〇円				
ギャラリー	寒暑期	一時間につき	二、二〇〇円	ギャラリー	寒暑期	一時間につき	二、二〇〇円	ギャラリー	寒暑期	一時間につき	二、二〇〇円				
		寒暑期以外	一、八〇〇円			寒暑期以外	一、八〇〇円								
芸術・文化ワ ーム	全室	寒暑期	一時間につき	三、二〇〇円	芸術・文化ワ ーム	寒暑期	一時間につき	三、二〇〇円	芸術・文化ワ ーム	寒暑期	一時間につき	三、二〇〇円			
			寒暑期以外	二、八〇〇円			寒暑期以外	二、八〇〇円							
三分の 二室	寒暑期	一時間につき	二、一〇〇円	三分の 二室	寒暑期	一時間につき	二、一〇〇円	三分の 二室	寒暑期	一時間につき	二、一〇〇円				
		寒暑期以外	一、八〇〇円			寒暑期以外	一、八〇〇円								
三分の	寒暑期	一時間につき	一、一〇〇円	三分の	寒暑期	一時間につき	一、一〇〇円	三分の	寒暑期	一時間につき	一、一〇〇円				

岡山県暴力団排除条例案要綱

担当課 警 察 本 部

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
制定理由	<p>暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与する必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

1 目的（第1条関係）

暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義（第2条関係）

この条例の用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (6) 関係団体 法第32条の2第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

3 基本理念（第3条関係）

暴力団の排除は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、国、市町村、県民等及び関係団体の連携及び協力の下に推進されなければならないこととする。

4 県等の責務（第4条～第6条関係）

- (1) 県は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとする。
- (2) 市町村は、基本理念にのっとり、県、国、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策の推進に努めるものとする。
- (3) 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもたず、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、連携及び協力を図りながら取り組むとともに、県、国、市町村及び関係

団体が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(4) 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県、国、市町村又は関係団体に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

5 基本計画（第7条関係）

県は、暴力団の排除に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、暴力団の排除に関する基本的な計画を策定するものとする。

6 推進体制の整備（第8条関係）

(1) 県は、国、市町村、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(2) 県は、暴力団の排除に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

7 公共工事等における措置（第9条関係）

(1) 県は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市町村は、(1)の措置に準ずる措置を講ずるよう努めるものとする。

8 公の施設の利用における措置（第10条関係）

県（地方自治法に規定する指定管理者を含む。）は、公の施設の利用が暴力団を利することとなると認められるときは、別に条例で定めるところにより、利用を拒むこと若しくは利用の許可を与えないこと又は利用の許可を取り消すことができることとする。

9 保護措置（第11条関係）

警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団又は暴力団員等から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護体制の確立、保護対策の実施に必要な資機材の貸付けその他の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

10 啓発活動（第12条関係）

県は、国、市町村、事業者及び関係団体と連携し、及び協力して、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

11 学校等における措置（第13条関係）

(1) 県は、学校教育法に規定する学校及び専修学校において、青少年が暴力

団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

- (2) 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないように、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

12 暴力団事務所の開設及び運営の禁止（第14条関係）

- (1) 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならないものとする。

ア 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）又は専修学校（高等課程を置くものに限る。）

イ 児童福祉法に規定する児童福祉施設又は児童相談所

ウ 社会教育法に規定する公民館

エ 図書館法に規定する図書館

オ 博物館法に規定する博物館

カ その他公安委員会規則で定める施設

- (2) (1)の規定は、暴力団事務所であって、その開設後に(1)アからカまでのいずれかの施設が設置され、又は設置されることが決定したことにより(1)の区域内において運営されることとなったものについては、適用しないものとする。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでないものとする。

13 利益供与の禁止等（第15条関係）

- (1) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

- (2) 暴力団員等は、事業者から当該事業者が(1)に違反することとなる金品その他の財産上の利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定する者に供与させてはならないものとする。

14 暴力団の威力の利用等の禁止（第16条関係）

- (1) 事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動を助長する目的で、暴力団員等をその行う事業に利用し、又は従事させてはならないものとする。

- (2) 事業者は、(1)に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威

力を利用してはならないものとする。

15 契約時における措置（第17条関係）

- (1) 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときであって、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約を締結しないよう努めるものとする。
- (2) 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときは、当該契約の条項として、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することが判明したときは当該契約を解除する旨を定めるよう努めるものとする。
- (3) 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを誓約する書面を提出させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

16 不動産譲渡者等の講ずべき措置等（第18条関係）

- (1) 県内に所在する不動産の譲渡、貸付け又は交換（地上権の設定を含む。（2）から（4）まで及び17において「譲渡等」という。）をしようとする者（（2）、（3）及び17（1）において「不動産譲渡者等」という。）は、当該契約の相手方に対し、当該不動産が暴力団事務所の用に供されるものでないことを確認するよう努めるものとする。
- (2) 不動産譲渡者等は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないものとする。
- (3) 不動産譲渡者等は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を書面で定めるよう努めるものとする。
 - ア 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨
 - イ 当該契約の相手方が当該不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨
- (4) 譲渡等をした者は、当該譲渡等に係る契約の相手方が当該譲渡等に係る不動産を暴力団事務所の用に供していることが判明したときは、速やかに当該契約を解除するよう努めるものとする。

17 不動産の譲渡等の代理等をする者の責務（第19条関係）

- (1) 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産譲渡者等に対し、16の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならないものとする。
- (2) 不動産の譲渡等の代理又は媒介をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って、当該代理又は媒介をしてはなら

ないものとする。

18 説明又は資料提出の請求（第20条関係）

公安委員会は、13、14、16(2)又は17(2)に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、これらの施行に必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができることとする。

19 勧告（第21条関係）

公安委員会は、13、14、16(2)又は17(2)に違反する行為があったときは、当該行為をした者に対し、暴力団の排除について必要な勧告をすることができることとする。

20 公表（第22条関係）

(1) 公安委員会は、18により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出をしなかったとき、又は19により勧告をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができることとする。

(2) 公安委員会は、(1)による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならないこととする。

21 市町村条例との調整（第23条関係）

(1) 県は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、当該市町村がこの条例の目的の全部又は一部を達成することができることを認めるときは、当該市町村の区域について、この条例の規定（当該目的に係る部分に限る。）を適用しないこととすることができることとする。

(2) (1)によりこの条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、公安委員会規則で定めることとする。

22 罰則（第25条・第26条関係）

(1) 12(1)に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとする。

(2) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して(1)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても(1)の罰金刑を科することとする。

(3) 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用することとする。

別 紙（附則関係）

1 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 経過措置

この条例の施行の際、現に運営されている暴力団事務所については、案要綱12の規定は、適用しないこととする。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでないこととする。

3 関係条例の一部改正

次に掲げる公の施設について、知事又は指定管理者が与える利用等の許可が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、当該許可を与えないことができることとする。

- (1) 岡山県吉備高原都市センター区広場（附則第3項）
- (2) 岡南飛行場（附則第4項）
- (3) 岡山空港（附則第5項）
- (4) 岡山県男女共同参画推進センター（附則第6項）
- (5) 岡山県自然保護センター（附則第7項）
- (6) 岡山県立美術館（附則第8項）
- (7) 犬養木堂記念館（附則第9項）
- (8) 岡崎嘉平太記念館（附則第10項）
- (9) 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（附則第11項）
- (10) 岡山県視覚障害者センター・聴覚障害者センター（附則第12項）
- (11) 岡山セラミックスセンター（附則第13項）
- (12) 岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター（附則第14項）
- (13) 岡山県農林水産総合センター（附則第15項）
- (14) 岡山県立青少年農林文化センター三徳園（附則第16項）
- (15) 岡山県営と畜場（附則第17項）
- (16) 岡山県営食肉地方卸売市場（附則第18項）
- (17) 岡山県立森林公園（附則第19項）
- (18) 漁港施設（附則第20項）
- (19) 港湾施設（附則第21項）
- (20) 岡山県青少年教育センター閑谷学校（附則第22項）
- (21) 岡山県立図書館（附則第23項）

岡山県暴力団排除条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 暴力団の排除に関する基本的施策（第七条―第十二条）
- 第三章 青少年の暴力団への加入防止等のための措置（第十三条―第十四条）
- 第四章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等（第十五条―第十九条）
- 第五章 義務違反者等に対する措置（第二十条―第二十二条）
- 第六章 雑則（第二十三条・第二十四条）
- 第七章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四 暴力団事務所 暴力団の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。
- 五 県民等 県民及び事業者をいう。
- 六 関係団体 法第三十二条の二第一項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第三条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社

会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、国、市町村、県民等及び関係団体の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、県、国、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第六条 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもたず、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、連携及び協力を図りながら取り組むとともに、県、国、市町村及び関係団体が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県、国、市町村又は関係団体に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策

(基本計画)

第七条 県は、暴力団の排除に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、暴力団の排除に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 暴力団の排除に関する施策の基本的方針に関する事項
- 二 市町村、県民等及び関係団体が行う暴力団の排除に関する活動に対する支援に関する事項
- 三 市町村、県民等及び関係団体への暴力団の排除に関する情報の提供に関する事項
- 四 その他暴力団の排除に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第八条 県は、国、市町村、県民等及び関係団体と連携し、及び協力して、暴力団の排除に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、暴力団の排除に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるもの

とする。

(公共工事等における措置)

第九条 県は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利用することとならないう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項に規定する措置に準ずる措置を講ずるよう努めるものとする。

(公の施設の利用における措置)

第十条 県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を含む。)は、公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認められるときは、別に条例で定めるところにより、利用を拒むこと若しくは利用の許可を与えないこと又は利用の許可を取り消すことができる。

(保護措置)

第十一条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団又は暴力団員等から危害を受けるおそれがあると認められる者に対し、警察官による保護体制の確立、保護対策の実施に必要な資機材の貸付けその他の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(啓発活動)

第十二条 県は、国、市町村、事業者及び関係団体と連携し、及び協力して、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第三章 青少年の暴力団への加入防止等のための措置

(学校等における措置)

第十三条 県は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び同法第二百一十四条に規定する専修学校において、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は教育活動が必要に依りて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十四条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館

四 図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する図書館

五 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館

六 その他公安委員会規則で定める施設

2 前項の規定は、暴力団事務所であつて、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置され、又は設置されることが決定したことにより同項に規定する区域内において運営されることとなつたものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。

第四章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等

（利益供与の禁止等）

第十五条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 暴力団員等は、事業者から当該事業者が前項の規定に違反することとなる金品その他の財産上の利益の供与を受け、又は当該暴力団員等が指定する者に供与させてはならない。

（暴力団の威力の利用等の禁止）

第十六条 事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動を助長する目的で、暴力団員等をその行う事業に利用し、又は従事させてはならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

（契約時における措置）

第十七条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときであつて、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるおそれがあるときは、当該契約を締結しないよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して契約を締結するときは、当該契約の条項として、当該契約を締結することにより暴力団の活動を助長し、又は運営に資することが判明したときは当該契約を解除する旨を定めるよう努めるものとする。

3 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを誓約する書面を提出させる等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(不動産譲渡者等の講ずべき措置等)

第十八条 県内に所在する不動産の譲渡、貸付け又は交換（地上権の設定を含む。以下この条及び次条において「譲渡等」という。）をしようとする者（以下この条及び次条において「不動産譲渡者等」という。）は、当該契約の相手方に対し、当該不動産が暴力団事務所用に供されるものでないことを確認するよう努めるものとする。

2 不動産譲渡者等は、当該不動産が暴力団事務所用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産譲渡者等は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を書面で定めるよう努めるものとする。

一 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所用に供してはならない旨

二 当該契約の相手方が当該不動産を暴力団事務所用に供していることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨

4 譲渡等をした者は、当該譲渡等に係る契約の相手方が当該譲渡等に係る不動産を暴力団事務所用に供していることが判明したときは、速やかに当該契約を解除するよう努めるものとする。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第十九条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産譲渡者等に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所用に供されることを知って、当該代理又は媒介をしてはならない。

第五章 義務違反者等に対する措置

(説明又は資料提出の請求)

第二十条 公安委員会は、第十五条、第十六条、第十八条第二項又は前条第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、これらの規定の施行に必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第二十一条 公安委員会は、第十五条、第十六条、第十八条第二項又は第十九条第二項の規定に違反する行為があったときは、当該行為をした者に対し、暴力団の排除について必要な勧告をすることができる。

(公表)

第二十二条 公安委員会は、第二十条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出をしなかつたとき、又は前条の規定により勧告をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第六章 雑則

(市町村条例との調整)

第二十三条 県は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、当該市町村がこの条例の目的の全部又は一部を達成することができると認めるときは、当該市町村の区域について、この条例の規定(当該目的に係る部分に限る。)を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、公安委員会規則で定める。

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第七章 罰則

第二十五条 第十四条第一項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、第十四条第一項の規定は、適

用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。

(関係条例の一部改正)

3 岡山県吉備高原都市センター区広場条例（平成四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第七条第一項第三号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

4 岡山県岡南飛行場条例（昭和三十七年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する営業が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十七条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

5 岡山県岡山空港条例（昭和六十二年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する営業が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

6 岡山県男女共同参画推進センター条例（平成十一年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第四条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

7 岡山県自然保護センター条例（平成三年岡山県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

8 岡山県立美術館条例（昭和六十三年岡山県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する使用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十条及び第十二条中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

9 岡山県犬養木堂記念館条例（平成五年岡山県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第八条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

10 岡山県岡崎嘉平太記念館条例（平成十三年岡山県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第八条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

11 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成十七年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第五条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

12 岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和六十年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条第一項第三号中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

13 岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する利用又は行為が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第八条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

14 岡山県岡山市リサーチパークインキュベーションセンター条例（平成十四年岡山県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一

項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第四条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

15 岡山県農林水産総合センター条例（平成二十二年岡山県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第六条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

16 岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例（昭和四十三年岡山県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第七条第一項第三号中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改める。

17 岡山県営と畜場条例（昭和三十七年岡山県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

18 岡山県営食肉地方卸売市場条例（昭和四十七年岡山県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する使用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

19 岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「公衆の森林公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に、「与える」を「与えない」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 公衆の森林公園の利用に支障を及ぼすと認められるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。

20 岡山県漁港管理条例（昭和四十年岡山県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する行為が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項に規定する使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第十六条第二号中「第十一条第二項又は第十二条第二項」を「第十一条第三項又は第十二条第三項」に改める。

21 岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3 知事又は指定管理者は、第一項に規定する占用又は前項に規定する使用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、前二項の許可を与えないことができる。

第八条第一項中「前条」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第九条第一項中「第七条」を「第七条第一項又は第二項」に改める。

第二十四条中「第七条」を「第七条第一項若しくは第二項」に改める。

22 岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定管理者は、前項に規定する行為が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第九条第一項第三号中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

23 岡山県立図書館条例（平成十六年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育委員会は、前項に規定する利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるときは、同項の許可を与えないことができる。

第七条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

制定理由

暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、県民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、市町村及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な県民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与する必要がある。

岡山県天神山文化プラザの指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設 岡山市北区天神町8番54号
岡山県天神山文化プラザ
- 2 指定管理者となる団体 岡山市北区天神町8番54号
社団法人岡山県文化連盟
会長 大原謙一郎
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(参考)

社団法人岡山県文化連盟の概要

- (1) 設立 平成19年6月18日
- (2) 役員数 25名(理事23名, 監事2名)
- (3) 会員数 102団体
- (4) 目的 岡山県における芸術・文化関係の団体の相互連携と自主的活動の充実促進を図り、芸術・文化の普及振興に寄与する。
- (5) 事業内容
 - ① 芸術・文化の普及振興
 - ② 各種芸術・文化事業の実施
 - ③ 芸術・文化関係の団体との連携及びその育成
 - ④ 芸術・文化に関する個人又は団体の顕彰
 - ⑤ 芸術・文化施設等の管理運営
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく 排出削減計画の公表について

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」により、県内の主な温室効果ガス大量排出事業者から提出された排出削減計画の概要は次のとおりである。

1 提出事業者の概要 272事業者

- (内訳) 製造業：185事業者(68%)
- 運輸業、郵便業：14事業者(5%)
- 公務：22事業者(8%)
- その他：51事業者(19%)

2 排出削減計画の概要

(1) 報告事業者の温室効果ガス排出量計(平成21年度分) 3,501万t-CO₂

(2) 削減目標の概要

総排出量基準：84事業者(31%)

目標削減率	増加	0%～5%	5%～10%	10%～15%	15%～20%	20%以上
事業者数	3	39	37	3	0	2

原単位基準：188事業者(69%)

目標削減率	増加	0%～5%	5%～10%	10%～15%	15%～20%	20%以上
事業者数	2	82	97	7	0	0

(3) 主な温室効果ガス排出抑制対策

- ・推進体制の整備(ISO14001等による管理組織の活用等)
- ・空調設備等の運用改善(冷暖房温度の見直し、稼働時間の調整等)
- ・省エネルギー型電気設備、太陽光発電設備、高効率照明設備の導入
- ・エコドライブの推進、低燃費車の導入
- ・クールビズ、ウォームビズ、社員への省エネに関する周知教育 等

3 公表開始 平成22年11月18日から

4 公表方法 県ホームページへの掲載及び地球温暖化対策室での閲覧

【参考】排出削減計画報告対象事業者の概要

- ・エネルギー使用量の合計が原油換算1,500kl/年以上の事業者(270者)
- ・メタン等排出量合計が3,000t-CO₂以上の事業者(15者)
- ・一定数以上車両を有する運輸事業者
(バス,トラック100台、タクシー250台)(40者)

※重複があるため合計が総件数と一致しない

第6期岡山県分別収集促進計画について

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、この度、第6期岡山県分別収集促進計画を取りまとめた。

この計画は、各市町村等が策定した市町村分別収集計画に定めた分別収集状況及び分別収集量等を取りまとめたものである。

1 容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として活用するために、消費者は分別して排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という役割分担のシステムとして平成7年6月に制定された。

2 計画内容

(1) 計画期間

平成23年度～27年度の5か年間

(2) 分別収集計画策定数

23市町村及び4一部事務組合が計画を策定

(3) 品目数別分別収集計画数

品目数	全10品目	9品目	8品目	7品目	6品目	5品目
H27年度予定	13	8	4	0	1	1
H21年度実績	10	9	4	2	1	1

(4) 分別収集見込み量

年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H21年度実績
分別収集総計(t)	32,833	33,739	34,587	35,458	36,332	26,018
収集率(%)	32.0	32.6	33.2	33.8	34.5	25.5

注) 収集率：(分別収集見込み量／容器包装廃棄物排出見込み量) × 100

第6期分別収集計画策定市町村（平成23年度～平成27年度）

市町村 組合名	無色 ガラス	茶色 ガラス	その他 ガラス	その他 紙	PET	その他 プラ	スチール	アルミ	段ボール	紙パック	品目数
岡山市 ※	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	10
倉敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
津山市 ※	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	8
玉野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
笠岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
井原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
総社市	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	9
高梁市	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	9
新見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
備前市 ※	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	10
瀬戸内市	○	○	○	●	○	○	○	○	●	●	10
赤磐市 ※	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	9
真庭市	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	9
美作市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
浅口市	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	9
早島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
里庄町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
矢掛町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
新庄村	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	8
鏡野町 ※	○	○	○	—	○	—	○	○	—	—	6
西粟倉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
美咲町 ※	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	9
吉備中央町	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	9
和気北部衛生施設組合	○	○	○	—	○	●	○	○	○	—	8
収集区域：備前市の一部・赤磐市の一部・和気町											
岡山市久米南町衛生施設組合	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	9
収集区域：岡山市の一部・久米南町											
津山圏域東部衛生施設組合	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	8
収集区域：津山市の一部・勝央町・奈義町											
津山圏域西部衛生施設組合	○	○	○	—	—	—	○	○	—	—	5
収集区域：津山市の一部・美咲町の一部・鏡野町の一部											
計画市町村数 (市町村単位)	27	27	27	13	27	26	27	27	26	21	

(注) ※印の市町村は、一部事務組合収集分を除く計画となっている。

○印は実施計画品目

●印は平成21年度実績に対し、追加された品目